

秋季入学に関する研究調査

【昭和61年12月】

秋季入学研究会

代表 沖原 豊

臨時教育審議会

目 次

第1章 入学時期の変遷状況	1
1 随意入学の伝統	1
2 洋式教育の導入	3
3 4月始期の試行	5
4 学年始期の統一	7
5 学校暦観の乖離	10
第2章 国民の学校暦観・季節観	13
1 春季と秋季の気候	13
2 各種の世論調査	13
(1) 沖繩タイムスの調査	
(2) 時事通信社の調査	
(3) 秋季入学研究会の調査	
3 春か秋か	16
4 大学だけの秋季入学	16
(1) 世論調査	
(2) 諸外国の実態	
(3) 問題点	

第3章 児童・生徒等の心身への影響	17
1 季節と発育	17
2 季節と疾病	18
3 季節と児童・生徒の欠席, 保健室利用状況	30
4 子どもの健康状態および勉強意欲の季節差に関する母親の意識	35
5 季節と学校事故の発生	41
6 結 語	43
第4章 学校の年間教育計画との関係	45
1 学校の年間教育計画の作成	45
(1) 年間教育計画とは	
(2) 年間教育計画作成の手順	
2 秋季入学に伴う年間教育計画への影響	74
(1) 学習指導への影響	
(2) 学校行事への影響	
3 若干の問題	79
第5章 夏休みの位置づけ	84
1 学校からの児童・生徒の解放	84
2 学校が行っている夏休み期間中の指導状況	84
(1) 登 校 日	
(2) 補 習	
(3) 臨海学校, 林間学校等	
(4) クラブ活動	
(5) 宿 題	

(6) 家庭訪問	
(7) 地区懇談会等	
3 家庭の教育力の低下	90
(1) 家庭	
(2) 塾や予備校	
4 非行の問題	91
(1) 秋季入学研究会の調査	
(2) 警視庁の調査	
5 学校に代わる受け皿のない現実	91
第6章 入試との関係	94
1 秋季入学の利点	94
(1) 丁寧な入試	
(2) 冬季の弊害の解消	
2 秋季入学の問題点	94
(1) 緊張感の希薄化	
(2) 健康上の問題	
(3) 夏休み中の他の行事との関連	
3 諸外国の大学入試の時期	95
(1) フランス	
(2) 西ドイツ	
(3) イギリス	
4 夏休みにおける入試の可能性	96
第7章 会計年度と学年度	97
1 学年度と会計年度が異なる場合の利点	97
(1) 予算成立の遅れへの対応	

(2) 日本人学校への教員派遣	
2 学年度と会計年度が異なる場合の問題点	97
(1) 教育・研究の不安定化	
(2) 児童・生徒の転校	
(3) 会計処理上の対応	
3 諸外国の状況	98
4 慎重な対策の必要性	99
第8章 国際交流上の利点と問題点	100
1 秋季入学の利点	100
(1) 外国人留学生の受け入れ	
(2) 日本人留学生の派遣	
(3) 高校生交流	
(4) 海外子女教育	
(5) 帰国子女の受け入れ	
2 秋季入学の問題点	106
(1) 学生交流	
(2) 高校生の海外派遣, 海外子女, 帰国子女	
3 弾力的な受け入れ	107
第9章 学生の就職, 教員の人事異動・研修	108
1 学生の就職	108
2 教員の人事異動	108
3 夏休み中の教員研修	108

第 10 章 移行方法	109
1 学年進行による移行方式	109
(1) 1.5 倍入学 (半年繰り下げ入学) 方式	
(2) 1.5 倍入学 (半年繰り上げ入学) 方式	
(3) 新入生漸次受入方式	
(4) 半年入学待機方式	
2 一斉移行による移行方式	114
(1) 教育期間短縮方式 (西ドイツ・ヘッセン州など)	
(2) 半年入学待機, 卒業・修了延期方式	
第 11 章 移行経費	116
1 移行経費の前提	116
2 試算に当たっての基本的考え方	117
(1) 基本的枠組み	
(2) 算出の前提	
3 移行経費の試算	120
(1) 1.5 倍入学 (半年繰り下げ入学) 方式	
(2) 1.5 倍入学 (半年繰り上げ入学) 方式	
(3) 新入生漸次受入方式	
(4) 半年入学待機方式	
(5) 教育期間短縮方式 (西ドイツ・ヘッセン州など)	
4 秋季入学に係る経費	136
(1) 公財政負担を伴う移行方式と移行経費	
(2) 公財政負担を伴わない移行方式	

第 12 章 諸外国の学年始期の現状	139
1 学年始期別による国の分布	139
2 学年始期が複数ある国 (混合国)	148
3 初等・中等・高等教育段階と学年始期	148
4 気候と学年始期	150
5 旧宗主国, 社会体制と学年始期	154
(1) 旧宗主国との関係	
(2) 社会体制との関係	
(3) 地域別にみる学年始期の特色	
6 学年の外におかれている夏休み	157
第 13 章 諸外国の学年始期の設定理由	167
1 ヨーロッパにおける学年始期(秋季)の設定理由	167
(1) 大学の慣習	
(2) 農家の収穫の手助け	
(3) 国内統一および国際交流上の理由	
2 その他の諸国の学年始期の設定理由	169
(1) 気 候	
(2) 旧宗主国との関係	
(3) 教育交流	
第 14 章 諸外国の学年始期変更の実際	171
1 西ドイツにおける学年始期の変遷	171
(1) 学年始期変更の歴史	
(2) ハンブルク協定に基づく学年始期変更の理由	
(3) 移行の方法	
(4) 移行に伴う問題点	

2	韓国における学年始期の変遷……………	176
	(1) 米軍統治下(1945~1948)の学年暦	
	(2) 大韓民国成立後(第一共和国, 1948~1960)の学年暦	
	(3) 朴正熙政権下(第三・四共和国, 1961~1979)の学年暦	
	(4) 最近の動向	
3	中華人民共和国における学年始期の変遷……………	180
	(1) 清朝末の学年始期	
	(2) 中華民国期の学年始期	
	(3) 中華人民共和国成立後の学年始期	
4	スイスにおける学年始期変更の計画……………	183
	(1) 学年始期の現状	
	(2) 各州の学年始期統一への取り組み	
	(3) 学年始期統一の決定	
	(4) 学年始期統一の是非論	
	(5) 移行方式	
	(6) 移行費用の試算	
附1	秋季入学に関する研究調査実施計画書……………	191
附2	秋季入学研究会研究調査員……………	193

第1章 入学時期の変遷状況

1 随意入学の伝統

日本の古代には、儒学等を教授する官人養成のための大学寮や、仏教を教授する僧侶養成のための寺院が設けられたが、いずれにおいても入学時期の規定は見当たらない。庶民的・世俗的性格をもつとされる綜芸種智院の場合にも、その規定はない。『古事類苑』の文学部三十四に「入学」の項があるが、これを見ても入学の時期に関する記述はまちまちである。

中世になると、寺院の教育活動は2つの方向に分岐する。その1は、僧侶養成の専門教育であって、この場合は、教育方法を定式化し戒律を厳しくしたため、おのずから入学時期を固定化する傾向が現れる。たとえば、中世における真言宗の灌頂(かんじょう)入壇は、春秋の2回行われたし、近世初期の浄土宗の法度では、春秋の2学期制を採用し、壇林学場への入学を1月17日と定めている。その2は、寺院の行う世俗教育であって、元服または半元服後の子どもを受け入れて、いろはからの教育を行った。その入学は、登山とか寺入りとか称されて時期は固定されてはいなかったけれども、慣習としては、春の吉日が好まれたようである。たとえば、室町時代の末期の武士の生活について記した『身自鏡』には、毛利の家臣玉置吉保の記録がある。安芸国広島の温井村に生まれた吉保は、「元就様ノ御前ニテ正月十一日ニ元服シテ、又三郎吉保トソ名乗リケル。其二月九日ニ、為学文、勝楽寺ト云ケル真言寺ヘソ登山シケル……其日吉日ナレハ、いろはノ筆立ヲソ被教ケル」とある。

近世になると、武士の教育機関として昌平坂学問所や藩校が発達した。幕府の昌平坂学問所は、「入学之日朔日ト十五日」と定め、月に2回入学

を受けつけている。藩校もおおむねこの方式にならっていたけれども、『日本教育史資料』を見ると、加賀藩や挙母藩のように正月入学の規定を設けているところもある。加賀藩では、生徒初見式は「毎歳正月十七日」と定めているし、挙母藩の学制では、「士族ノ子弟、年齢八歳ニ至レバ、父兄豫メ師家ニ就テ入校ヲ約ス。正月八日ニ至レバ、父兄其子弟ヲ携へ、師家ニ詣リ、束脩ヲ行ヒ、師弟ノ礼ヲ執ル」とある。

近世の民衆教育機関としては、手習稽古所が発達した。中世の寺院教育の名残で寺子屋と呼ばれたが、入塾者の束脩や謝儀をあてにした私営の教育機関であり、個別指導をなしたため、民衆の要望にこたえていつでも入学を受けつけた。親は、わが子が6～7歳ごろになると、適当な吉日を選んで寺子屋師匠を訪れて入塾させた。その日は一家のめでたい日とされ、親は師匠に赤飯や鯛などを届け、また子どもを連れて天満宮に参詣したりした。いきおい、一年のうちでも春先の気候のよい時期が選ばれた。

近世に盛況を見せた私塾でも、入学の時期は自由とされ、年中門戸が開かれていた。その証拠には、入門帳に記された月日は多様である。三幸九級の月旦法を考案し、合理的な学校経営で成果を挙げた広瀬淡窓の咸宜園では、等級制が採用され、月々の試験の結果で各人の等級の位置が定められたため、入門者にとっては、いつ入門するかということはさほど重要なことではなかった。

一般的に言えば、日本の伝統的な学校教育においては、学習者主体の思想が支配していて、学習（稽古・修業）をしたいと思う者がみずから求めて師匠の門をたたき、弟子入りをした。これにこたえて、師匠は弟子一人一人の個性と能力に応じたマン・ツー・マンの個別教授をした。この場合、学年や学期を定め、入学時期を固定する必要はなく、学習者は、入りたい時に入り、出たい時に出るという、いわば随意入学と随意退学の伝統が成立することになる。

2 洋式教育の導入

近代の日本では、西洋をモデルにして、近代学校が組織化され、近代学芸（学術・技芸）が教授されるようになった。その際、学校教育の目的や目標を明確化し、それに沿った一定量の教育内容を学年および学期に配分して、段階的・系統的に教授する方法をとったため、入学・進級・卒業などの基準や時期を明示する必要が生じた。いわゆる教育課程の原理を導入することになる。

近代学校の組織化は、まず人材養成のための専門教育から緒についた。そこには、多数の西洋人が御雇教師として雇い入れられ、それぞれの母国の教育方法が日本にもたらされた。すでに、幕末期のオランダ人による長崎海軍伝習では、午前・午後2コマずつに分けられた授業式目が定められ、そこから派生した長崎精得館の医学教育では、基礎医学と臨床医学が系統的に教授された。

維新後に、最も組織的な教育課程が最初に確立したのは、旧幕府の医学所を再編した東校（のちの東京大学医学部）においてであって、明治4（1871）年に来着したドイツ人医師ミュルレルとホフマンの医学教育計画の中にそれが具体化した。ここでは、予科2年、本科5年の7年課程制が採用され、冬と夏の2学期制にして、「入学毎年九月一度ト相定候事」と9月入学の先例が作られた。本科の課程を修了した者のうち、成績優秀な者を毎年2名ずつ選んでドイツに留学させ、明治18（1885）年までには教授要員12名を確保するという、念の入った人材養成計画である。ただし、これは内員生（正則生）の事例であって、日本語で教育する外員生（変則生）の場合は、春3月と秋9月の2回入学を許した。

ダイアーを長とするイギリス人教師陣を雇い入れて、明治6（1873）年に開校した工学寮（のちの工部大学校）では、予科学・専門学・実地学各2カ年の6年課程制が採用され、入学試験が4月に行われ、10月に講義が開始された。新入生はその間予備的な教育を受けた。学則では「在寮修学

ノ季ハ十月一日ヨリ起業、翌年三月三十一日迄ヲ限リトス」となっており、在校生は4月から9月までの間は、教室から出て実地学を修めた。

明治9（1876）年に発足した2つの農業専門学校のうち、開拓使の札幌農学校では、クラークをはじめとするアメリカ人教師陣が指導にあたり、8月入学の2学期制が採用された。内務省の駒場農学校では、カスターンライギリス人教師陣が指導にあたり、9月入学とし、ドイツ人教師陣と交代したのちもこの点についての変更はなかった。

明治10（1877）年に、東京医学校と東京開成学校が合併して東京大学が成立した。東京開成学校は、その前身である南校のころには4月・9月の2回入学を認めていたが、開成学校と呼ばれるようになってからは、医学校と同じように、9月入学の2学期制を基本とした。ところが、東京医学校では明治8（1875）年にいかなる理由かわからないが、9月入学を12月入学に変えている。新発足した東京大学では、医学部は12月1日から始まる2学期制となり、東京開成学校の流れを汲む法・理・文学部は9月11日から始まる3学期制を採用した。ただし、後者の場合、時宜によって、1月8日から始まる第2学期および4月8日から始まる第3学期への入学も認めているため、なお随意入学の伝統も残っていた。

明治18年発行の『東京留学案内』（春陽堂）には、中等段階以上の68校が紹介されている。そのうち、入学時期を明示しているものは、18校にすぎない。そのことは、逆に言えば、随意入学の途が残されていたことの証拠にもなる。明示された入学時期は、東京大学法・理・文学部、同予備門をはじめ、英吉利法律学校、専修学校などが9月、工部大学校が10月、東京大学医学部が12月、となっている。三菱商業学校や学農社農学校のように1月入学というところもある。まだ入学時期は多様である。

9月入学への趨勢に拍車をかけたのは、明治19（1886）年に発足した帝国大学である。その分科大学通則では、法・理・文学部の制度を全学的に適用することになり、学年は9月11日から始まり3学期制とし、「入学ノ

期ハ毎学年ノ始メ一回トス」と規定した。工部大学校の流れをひく工科大学も、これに従って3学期制9月入学に切りかえた。

明治26（1893）年発行の『東京修学案内』（東京都書房）を見ると、明治18年のそれと比べて、かなり事情が違ってくる。紹介された中等学校以上（予備校を含む）124校のうち56校に入学時期が明示されており、9月入学が圧倒的にふえている。官立では、帝国大学、第一高等中学校、高等商業学校、同附属主計学校、東京工業学校、同附属職工徒弟学校、東京美術学校、東京音楽学校、東京盲啞学校などが9月であり、私立では、東京専門学校、明治法律学校、和仏法律学校、東京専修学校、国学院、独逸協会学校、東京英和学校などが同じく9月入学である。これに対して、高等師範学校、女子高等師範学校、同附属高等女学校などは4月入学であり、私立の中学校では、4月入学や9月入学などが入り混じっている。そのほかに、陸軍士官学校、陸軍大学校が12月、慶応義塾が1月、東京物理学校が2月というような例もあるが、56校中33校は9月入学となっている。

3 4月始期の試行

専門教育に比べると、普通教育、とりわけ小学校教育では、長く随意入学の伝統が残った。寺子屋、郷校、小学校など普通教育の普及において全国屈指の実績をもつ長野県を例にとってみると、学制頒布に先んじて、早くも明治4年10月には県学校（郷学校）設置の布達が発せられていて、「入門定日三八之日ト相定」とあり、月の3と8の日に入学を認めることにしている。『長野県教育史』には、鉢持村第18番小学校の明治5年9月から7年5月までの記録が載せられていて、その入校日は年間にわたって広がっている。

明治19年の学校令のころになると、学齡期の児童を尋常小学校（4年）に就学させる義務規定が強化されるとともに、学事行政を一般行政に従属させる措置が講じられた。同年、会計年度を4月1日に改正したこともあ

って、地方において小学校の4月入学を奨励する傾向が現れた。

この4月入学への先駆を切ったのは、小学校の教員を養成する師範学校であった。しかも全国の師範学校の本山と目された高等師範学校がその先陣の役を果たした。すなわち、明治19年の「高等師範学校生徒募集規則ノ事」という文部省令に、募集を1回に限り期日とその都道府県に通知することという規定が設けられたのを受けて、同年10月校則を改正し、4月入学に統一し、翌年から実施したのである。以後、文部省は、府県の公立師範学校に対しても、視学官を通して、4月入学を実施するよう指導した。

師範学校は、小学校と同じように、不定期入学制を採用してきた。たとえば、『熊本師範学校史』によると、明治7(1874)年5月に仮師範学校として発足して以来、生徒募集はその都度広告によって行っており、入学時期は一定していなかった。また、生徒の学力などに応じて修学期間に差異が生じた。たとえば、明治11(1878)年の同校の仮規則では、学級を4級に分け、毎級6カ月で2カ年の課程にして、伸縮の自由を認めていた。翌明治12(1879)年になって、学年制を採用し、前期は9月から、後期は2月から始まるとしたが、明治21(1888)年になると、高等師範学校に合わせて、「学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル」と規定し、4月入学に一本化した。

師範教育がなぜ4月入学へ統一されたのか、ということについては、入学始期の歴史に詳しい佐藤秀夫氏の調査でも、公文書資料は見出せないようである(平凡社『月刊百科』187号)。ただ、千葉県尋常師範学校が高等師範学校の動きに呼応していち早く4月入学に踏み切った際、県知事への上申書には、大要次の4点の理由が挙げられているという。

その1は、9月始期の場合には、盛夏に学年末試験を行うため生徒の健康面に問題があること、その2は、会計年度に合わせることが、生徒の給与品などの取扱いや精算に都合がよいこと、その3は、管内小学校の学年始期を4月に改めつつあり、それに合わせることが望ましいこと、その4

は、明治19年の徴兵令の改正によって、それまでの壮丁者の届出期日が9月から4月に変更されたため、優秀な青年を師範学校に招致するには4月入学が有利であること、の4点である。

このうち、最も重視されたのは、その2とその4の理由であったと想像される。師範学校は、学資全額給費制で府県費からの財政支出が大きかったので、会計年度と学年を一致させれば何かと便利であったであろうし、また、徴兵令改正との関係について言えば、9月学年始期の場合には、師範学校入学志願者が先に4月期限で陸軍に徴兵され、比較的高年齢の者も含めて身体強健な人材を求めている師範学校には、打撃が大きかったであろう。

上記4つの理由の、その3に挙げられた小学校の学年始期の4月統一は、明治23(1890)年のいわゆる第二次小学校令で等級制に代わって学年制の規定が設けられたことから軌道に乗り出した。この小学校令は明治25(1892)年から全面的に施行され、4月始期の学年制が全国的に実施されるようになった。しかし、これが法規の上で明文化されるのは、明治33(1900)年の小学校令施行規則においてであって、そこではじめて「小学校ノ学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル」と規定された。

4 学年始期の統一

帝国大学を頂点とする専門教育領域と、小学校およびその教師養成のための師範学校を主体とする普通教育領域において、学年始期は、片や9月、片や4月と2分岐現象を呈していた。

この2つの教育領域の中間に位置し、両者を連絡させる役割を担っていた中等教育の場合には、はじめは小学校と同じように、等級制と随意入学の方法を残していたため、入学時期も一定せず、必要に応じて広告によって生徒募集をした。たとえば、地方新聞として比較的古い歴史を誇る岡山『山陽新報』を見ると、明治12年6月には、岡山県中学校や広島県中学校

の生徒募集広告が出ている。7月中旬に申し出よと記されているところを見ると9月入学であったと思われる。9月入学への傾斜は、上級学校への進学校ほど顕著となり、明治19年の中学校令で成立する高等中学校（のちの高等学校）は、帝国大学に合わせて、9月入学を採用した。

小学校および師範学校の4月入学を推進してきた文部省としては、次の段階として中学校もまた4月入学に統一する方針で臨み、明治34（1901）年の中学校令施行規則と高等女学校令施行規則では、その前年の小学校令施行規則と同じように、学年を4月1日から始まるものと規定した。そこで、中学校と高等学校との間には、半年間のブランクが生じることになるが、9月入学を固持する帝国大学との関係もあって、高等学校に対しては従来どおり9月入学を認めることにした。

大正期に入ると、大正2（1913）年に設けられた教育調査会、および大正6（1917）年に発足した臨時教育会議において、学年始期の統一の問題が論議され、賛否両論が出されたけれども、大勢としてはそれが望ましいという方向に落ち着いた。教育調査会の記録を残している水野直の文書によれば、「学業始業期ヲ四月トスルノ件」について、文部省は6点の理由を挙げている。その中には、中学を卒業して高等学校に入学するまでの半年間、補習科や私立学校などに入り試験準備をしたり、徴兵猶予の特権を保留したりする弊害を防止できること、小学校以来学校に在って秩序的な生活をした者が、この半年間に不秩序の生活に陥ることを防止できること、この改正によって卒業の時期を半年間短縮できることなどが含まれていた（『東京大学史紀要』第3号）。

この文部省の方針に対して、長く9月始期を固守してきた東京帝国大学がどのように反応したかが問題となる。『東京大学百年史』によれば、早くも大正2年11月の評議会が4月入学案を可決しているが、その実行方法をめぐって分科大学の意見が分かれ、実施の延期となっている。最終的には、大正9（1920）年の評議会において、消極的に賛成するという決定が

なされた。評議会の記録には、「改正スルモ支障ナキモノト認ムル 教授会アリ、又高等学校ノ学年開始期ヲ四月ニ改ムル以上ハ已ヲ得ス 同意スルノ外ナントイフ 教授会アルモ、改正ヲ絶対拒否スルト云フ意見之ナク、結局来ル大正十年ヨリ改正ノ見込ヲ以テ夫々調査ヲ為スコトニ決ス」とある。

ここに言う、高等学校の学年始期の4月変更は、大正8（1919）年の高等学校規定によるものであって、文部省が、下から順次進めてきた4月入学統一の政策が、ようやく高等学校に及んだわけで、そのことが、それより上の大学に影響を与えることになる。しかし、同年の大学規定では、文部省は大学の学年始期の規定を設けることをせず、大学側の自主性に任せるという姿勢で臨んでいる。

私立大学では、比較的早くからこの文部省の方針を察知して、4月入学への切り替えを完了しているところが多い。一例を明治大学について見ると、同校は、明治14（1881）年に明治法律学校として発足した古い歴史をもつ私立大学であって、明治20年から前期9月、後期3月開始の2学期制をとってきた。明治36（1903）年に明治大学と改称し、予科は4月から1年半、大学および専門部は9月入学としていたが、大正6年の『明治大学学報』を見ると、「大学予科ノ修業年限を延長して2か年と為し、且つ其課程に大刷新を加ふると同時に、大学及専門部各科の学年を四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る事に改正することとせり」とある。

日本の近代教育は、人材養成のための専門教育と人民教育のための普通教育という二元的な系譜で出発し、前者は西洋をモデルにして9月入学を、後者は日本の政治的条件から4月入学を採用していた。大正期に至って、学年始期という側面から、ようやくこの2つの制度が統一されることになる。この学年始期統一の原則は、第二次大戦後の6・3・3・4という単線型学校制度の中に生かされ、今日に至っている。

5 学校暦観の乖離

日本の学校において、極めて緩慢な歩みではあったけれども、4月入学という原則が打ち立てられた背後には、上記のような政治的理由だけではなく、国民の学校暦観も影響していた。そこで再び、日本の伝統的な学校暦観を回顧してみる必要がある。

日本の古代の学校は、多分に中国の影響を受けていたが、近世の藩校・私塾・寺子屋などには、日本人に固有な学校観が反映していた。そこから、学習者を主体とする随意入学の伝統が生まれた。しかし、随意とはいえ、春夏秋冬の季節の明瞭な日本の風土においては、春と秋が好まれた。たとえば、伊勢崎藩の庶民教育の記録の中には、「春正月ヨリ夏四月 農 桑 繁忙ノ際ニ至テ休業シ、秋九月ヨリ始メ歳末ニ至テ一時休業スルモノトス」とある。

春と秋のうちでは、春の方が入学期として好まれた。その理由は大きく見て2つある。その1は、七・五・三というように子育ての目安として年齢が大切にされたため、教え年の年齢の変わる正月が、事始めに好都合であった。吉書始め、講書始め、席始め、稽古始めなどは、いずれも正月に始まっている。そのことは、一年の暦は1月に始まって12月に終わるため、公的な行事が1月に開始されたこととも関係する。江戸時代の藩校などでは、1月開講というところが多い。その2は、日本人にとって、入学（登山、寺入り）ということは、一家にとってめでたい行事であって、このハレの日を赤飯を炊いて祝う慣習は長く残っていた。祝いをするとすれば、秋よりも春がふさわしいと感じられた。

太陰暦による正月は、いく分暖かくなっているとはいえ、まだ子どもが動き出すには早すぎる。そこで、花の咲くのを待って、入学の手続きをする親がふえた。『東都歳時記』には、二月初午（はつうま）のころ、寺入りする例が多いと記されている。

「比日小兒手習読書の師匠へ入門せしむる者多し

いの字より習ひそめて稲荷山 其角」

明治期に入っても、小学校は久しく随意入学ではあったとはいえ、7歳の春に入学する例が多い。先に引用した長野県鉾持村の記録では、年中入学者があったが、やはり1～3月の春の入学者の数が多し。その後、小学校や師範学校の徽章に桜を形どったものが多く現れるのも、このような春季優先の学校暦観のあらわれと言えよう。

西洋に範を求めた東京大学は、最初のころは曲折もあったが、やがて9月入学に一本化し、他の教育機関にも大きな影響を与えてきた。しかし、すべての帝国大学がそうであったわけではなく、明治30（1897）年に発足した京都帝国大学は、最初の数年間、7月開始の2学期制をとっていた。のちに東京帝国大学と同じように、9月開始の3学期制に改めているが、発足時はそれに規制されていない。

その東京帝国大学も文部省の方針に沿って、淡々ながら4月入学に移行したけれども、9月入学を支持する意見は、大学の内外に強く残った。たとえば、大正2年の教育調査会において、9月始期を支持する江木千之（のち文部大臣となる）は、「昔ハ始業ノ時期ハ区々ニシテ随意ナリシ。然ルニ、小学・中学等ガ四月ヲ以テ開始期トナセシハ、会計年度ニ一致センメタルタメナリ。教育家ガ教育事務ヲ司ラズシテ、俗吏ガ之ヲ支配センヲ以テ此結果ヲ引キ起シタルナリ」と述べ、大学が俗吏の干渉を許さずに9月始期を保持してきたことを美挙とした。

帝国大学における9月始期を支持する意見はその後に残り、昭和8（1933）年に東京帝国大学総長の私的諮問機関として設けられた大学制度調査委員会では、9月始期に賛成する意見が多数を占めている。『東京大学百年史』によると、「多数ノ委員ハ講義ノ聯絡教授ノ便宜講義ノ準備等カラ学年九月開始ニ賛成セラレシモ、河合委員ヨリ学年ノ途中ニアル夏休ミノ利用トイフ点ヨリ九月開始ニ反対意見ガ提出サレ、吉田委員ヨリ九月開始ニテハ会計年度ト一致セサル不便ナキヤ等ノ質問モ出テ、結局コノ問

題ハ学年九月開始説多数ナレトモ現状維持説モアリトノコトニテ打切」とある。河合栄治郎のいう夏休みの問題、吉田熊次のいう会計年度との関係が、9月始期復活の障害となっている。

同じ年の昭和8年には、小学国語読本の巻頭に、「サイタ サイタ サクラ ガ サイタ」と記された。日本人の学校暦観には、大学（とくに帝国大学）と学校（とくに小学校）との間に、大きな乖離があったというべきであろう。このことを意識してか、文部省の側も、4月入学への統一を強行したというふしは見当らない。江木千之は、俗吏によって4月始期が推進されたと言っているが、明治33年の小学校令施行規則で明文化された4月始期も、明治42（1909）年の同施行規則の改正では、9月始期も可能であるという柔軟な対応を見せている。同じ緩和策は、明治44（1911）年の中学校令施行規則の改正においても見られる。第2次大戦前の教育制度においては、今日考えられる以上に、多様な教育形態が可能であったことを、学校始期の歴史は教訓としてさし示している。

第2章 国民の学校暦観・季節観

1 春季と秋季の気候

春季と秋季の気候についてみると、表1のように、春季は、4月の平均気温が、札幌で6.1℃、東京で13.5℃、那覇で20.8℃と暖かくなり、風雨の心配も少ない良好な気候が続く。また、日照時間も長くなり、屋外での活動が容易となり、自然界の成長発達のリズムに合った教育活動が行い易くなる。

それに対して秋季は、9月の平均気温が、札幌で16.9℃、東京で23.0℃、那覇で27.1℃であり、残暑が厳しい地域もある。そのうえ、9月には長雨が多く、17日、25～26日には大型台風が接近するという天候の特異日現象がみられる。加えて、秋季は日照時間が短くなり、次第に寒気が厳しくなっていく。

表1 4月と9月の平均気温（℃）

	4月	9月		4月	9月
札幌	6.1	16.9	名古屋	13.1	22.9
旭川	4.5	15.3	大阪	13.9	23.9
仙台	9.6	20.6	広島	13.0	22.8
秋田	8.5	19.3	高知	14.9	23.9
東京	13.5	23.0	熊本	14.6	23.8
新潟	10.4	21.4	那覇	20.8	27.1

2 各種の世論調査

(1) 沖縄タイムスの調査

沖縄タイムスが昭和60年4月に行った調査によると、「9月入学制」に

ついて約8割が「いまのまま4月入学がよい」と答え、反対論が圧倒的多数を占めている。「大学だけを9月入学に」を含めても賛成は15%にすぎず、81%の人が4月入学制度の存続を支持している。

(2) 時事通信社の調査

表2 9月入学に関する時事通信社の世論調査(昭和61年6月)

	人数	すべての学校の 9月入学 (%)			大学だけの 9月入学 (%)		
		賛成	反対	不明	賛成	反対	不明
全体	1492	10.5	53.8	35.8	16.1	44.0	39.9
(地域別)							
1.1 大都市	298	10.1	62.4	27.5	17.1	50.7	32.2
その他の市 郡・町村	817 377	11.6 8.2	51.0 52.8	37.3 39.0	17.0 13.3	41.4 44.3	41.6 42.4
(職業別)							
農林漁業	108	6.5	53.7	39.8	3.7	47.2	49.1
商工・サービス業	252	10.3	54.0	35.7	19.0	40.9	40.1
事務職	238	16.8	58.0	25.2	22.3	50.0	27.7
労務職	322	9.9	57.8	32.3	14.0	48.1	37.9
自由業・管理職	41	14.6	53.7	31.7	29.3	41.5	29.3
無職の主婦	372	9.7	50.8	39.5	15.9	39.8	44.4
その他の無職	159	5.7	45.9	48.4	11.9	39.6	48.4
[主婦+その他の無職]	531	8.5	49.3	42.2	14.7	39.7	45.6
(性別)							
男	682	12.5	54.5	33.0	16.4	46.8	36.8
女	810	8.8	53.1	38.1	15.8	41.6	42.6
(年齢別)							
20歳代	170	10.0	55.3	34.7	20.0	44.7	35.3
30歳代	369	11.4	59.3	29.3	17.9	51.2	30.9
40歳代	364	14.0	56.0	29.9	17.3	45.6	37.1
50歳代	293	7.8	54.3	37.9	16.4	40.6	43.0
60歳代	296	7.8	42.6	49.7	9.8	35.8	54.4
(教育別)							
(旧)小・高小 (新)中学	444	7.9	47.1	45.0	9.0	39.6	51.4
(旧)中学 (新)高校	791	10.2	56.0	33.8	17.7	43.4	38.9
(旧)高专 (新)大学	251	15.9	58.2	25.9	23.9	53.8	22.3
不明	6		66.7	33.3		33.3	66.7

(備考)

1. 調査対象数・・・全国市町村の成人2,000人
2. 回収率・・・1,492人(74.6%)

また、時事通信社が昭和61年6月に、全国市町村の成人2,000人を対象に「9月入学」について行った世論調査(表2)によると、「すべての学校の9月入学」に賛成する者は10.5%、「大学だけの9月入学」に賛成する者は16.1%に過ぎない。それに対し、反対の者はそれぞれ53.8%、44.0%となっている。なお、この調査では、不明と答えた者がかなり多い。

(3) 秋季入学研究会の調査

さらに、秋季入学研究会が昭和61年10月に全国の小学校、中学校、高等学校の校長を対象に行ったアンケート調査「秋季入学に関する調査」(表3)によれば、新入生を迎えるのに最もふさわしい季節は、「春が望ましい」と答えた者が約70%であり、これまた多数を占めている。なお、校長のなかには、「学校への入学は桜の花が咲く4月に行うのが日本の伝統である」という考えを持っている者が多かった。

なお、この調査の対象者は『全国学校総覧』に基づいて単純無作為に抽出した全国の小学校、中学校、高等学校の校長合計809人である。調査対象者数、有効回答者数、回収率は、表4に示すとおりである。

表3 入学時期に関する秋季入学研究会の調査(昭和61年10月)

	全体 人 (%)	小学校 人 (%)	中学校 人 (%)	高等学校 人 (%)
春が望ましい	425(69.3)	150(78.9)	155(73.5)	120(65.2)
秋が望ましい	47(7.7)	10(5.3)	19(9.0)	18(9.8)
どちらでもよい	113(18.4)	30(18.4)	37(17.5)	46(25.0)

表4 秋季入学研究会の調査：調査対象者数、回答者数、回収率

	対象者数 (人)	回答者数 (人)	回収率 (%)
小学校	268	195	72.8
中学校	292	215	73.6
高等学校	249	189	75.9
計	809	599	74.0

3 春か秋か

すでに述べたように、春季と秋季の気候についてはそれぞれの特色がある。しかし、そのいずれが入学時期として好ましいと考えられるかについては、上述の三つの調査が示しているように、現行の「桜の花が咲く4月に入学するのが好ましい」という日本の伝統的な考えかたが国民の間に依然として根強いことを物語っている。

4 大学だけの秋季入学

(1) 世論調査

なお、前述の神龍タイムスの調査および時事通信社の世論調査では、「大学だけの9月入学」については、それぞれ15%程度の賛成者がある。

(2) 諸外国の実態

諸外国についてみると、初等・中等教育機関と高等教育機関の学年始期が異なる国としては、24カ国あるが、そのほとんどの場合は学年始期の違いが、1～2カ月程度である。ただし、シンガポール、スリランカ、ザンビア、スワジランド、ボツワナ、スイスの6カ国では、始期の違いが6カ月程度となっている。そのうちスイスでは、1989年までに8月入学に統一されることとなっており、高等教育機関との違いは2カ月程度となる（第12章参照）。

(3) 問題点

高等学校卒業後大学入学までの間に半年程度のズレが生じるとすれば、その間をいかに有効に利用するかについて慎重な検討が必要である。

第3章 児童・生徒等の心身への影響

子どもの健康が季節によって変動を示すことは、古くから種々の方面で検討されてきている。これらには子どもの内在性年間リズムに依存するものと、自然環境・社会環境等の変動に影響されるものとが考えられる。しかし、これらをそれぞれの観点から検討することは困難で、特に内在する生活リズムとしての年間変動に関する研究はまだ十分なされていない。従って、現象として現れた身体発育、疾病等と季節変化との関連でとらえ分析されているものが多い。

本章では季節と子どもの健康について考える訳であるが、我々が調査したいいくつかの結果をもとにし、さらに文献的考察をも行って、子どもの健康指標となるものの季節変動を中心として述べることにする。

1 季節と発育

季節変化の発育への影響については古くから身長、体重の増加速度における季節差として論じられている。すでに1777年にフランスの小児科医モンベラルトが自分の子どもについて詳細な成長記録を報告しており、その報告では5歳以下では季節変動が認められないが5歳から10歳の年齢では夏期に著しく増加するとしている¹⁾。我が国では山田寅十郎が1886年に東京医学会雑誌に発表したものが古いものである²⁾。

その後多くの研究者からの報告があるが、概して春から初夏にかけて最も身長の増加が著しいとしている。しかし、なかには秋が最も著しいとする報告もあり必ずしもすべての報告が一致している訳ではない。身長発育に関する季節変動の本態については未だ十分明らかではないが、マーシャ

ルは盲児と健常児との発育速度の比較から日照時間の変化が主要因であるとしている³⁾。事実、動物では人工的に光照射を一定化すると自然環境でみられた季節変化がみられなくなるという。また、乾季雨季の明確な土地では乾季の日光照射量の多い時期に増加が著しく、これはビタミンDの生成量と平行するという報告もある⁴⁾。

体重についての報告も多いが、多くの報告で秋から冬にかけて最も増加するという。この季節変化についての本態も明確ではないが、冬眠する動物等の場合には冬眠前に摂食行動が盛んになり脂肪の蓄積をはかっている。人間においてもこのような原始行動が残っているのかもしれない。また、夏期における食欲低下が秋季の快適な気候下で回復し、体重増加が必然的にみられると考えることもできる。

その他胸囲、下肢長、座高、爪の伸び等についての季節変動も報告されている。

しかし、これら季節変動は近年次第に減少の傾向にあり、我が国においても1960年代と80年代の間では著しく季節差が減じているという⁵⁾。古い報告でもホノルル、ニューヨーク等生活環境が良好な地域では、季節差が殆どないとするものが多い⁶⁾。

また、同一地域においても栄養状態の良好なグループでは季節変動が少くないという。これらのことを考えれば、現在における我が国の子どもの場合には、発育の季節変動は著しく少ないと考えてよいであろう。

2 季節と疾病

季節や気象が疾病の発症や悪化などに及ぼす影響については古くから多くの関心を持たれていたが、医学の進歩に伴って、自然環境の変化が直接生体に影響を及ぼす要因となることは少なく、多くのものはウイルス、細菌の増減等間接的なものが主因であることが明らかにされた。しかし、リウマチ性疾患、喘息等その臨床像が季節、気象と密接に関係するものあ

ることも確かであり、これらの問題を研究するために1956年に国際生気象学会が創設され、我が国でも1962年に本学会が発足し、研究が進められている。

ただ、この分野での研究も暑熱、寒冷の体に及ぼす影響に関する研究や

図1 a 感染性下痢症 (5~9歳)

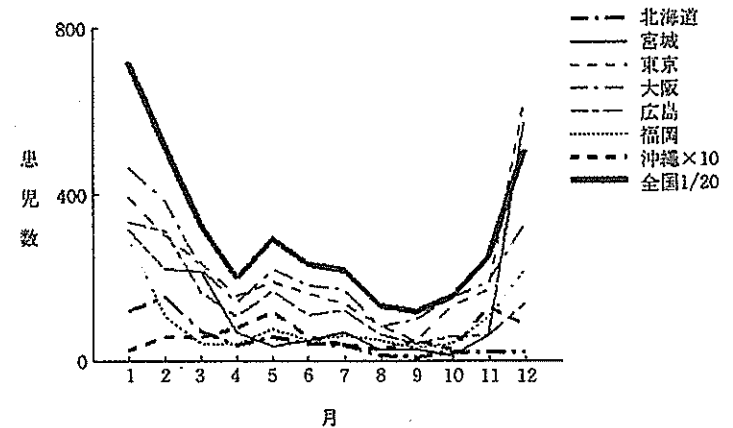
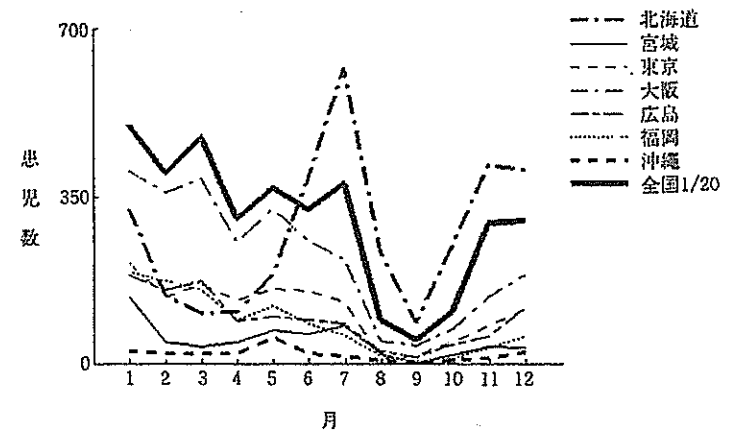


図1 b 水痘 (5~9歳)



疾病の発症，増悪の季節差等の現象学的研究が主体であって，季節変動の生体に及ぼす本質に関する問題については未解決の点が多い。ここでも現象論を主として述べることになる。

厚生省感染症対策室から各都道府県の感染症サーベイランスセンターに

図1c インフルエンザ様感冒(5~9歳)

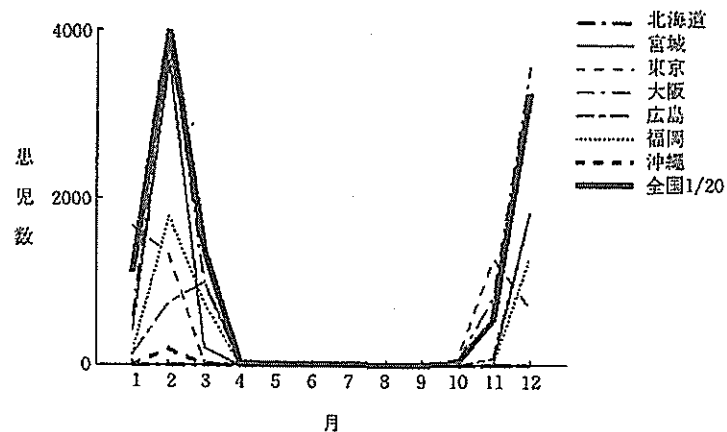
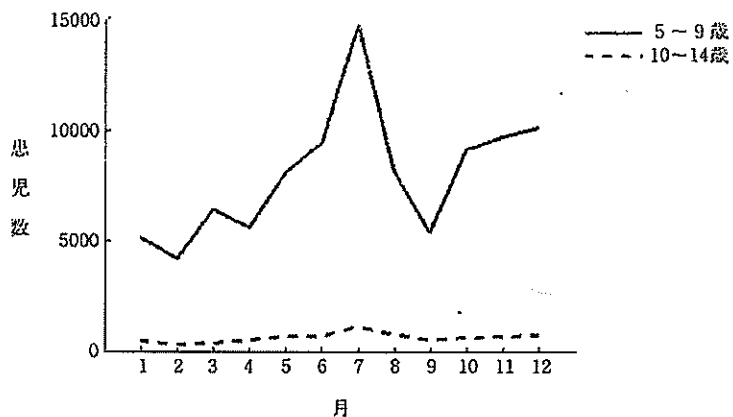


図2a 流行性耳下腺炎(全国)



第3章 児童・生徒等の心身への影響

おける昭和60年1月から12月までの報告を得て，小・中学生に比較的多い疾病について月別発症数の変動を検討した。感染性下痢症，水痘，インフルエンザ様感冒の北海道，宮城，東京，大阪，広島，福岡，沖縄における月別発症数を比較したが，図1に示すごとく北海道と沖縄を除いてほぼ同様な変動を示している。これは航空機使用の一般化されたこと等人的交流

図2b 風疹(全国)

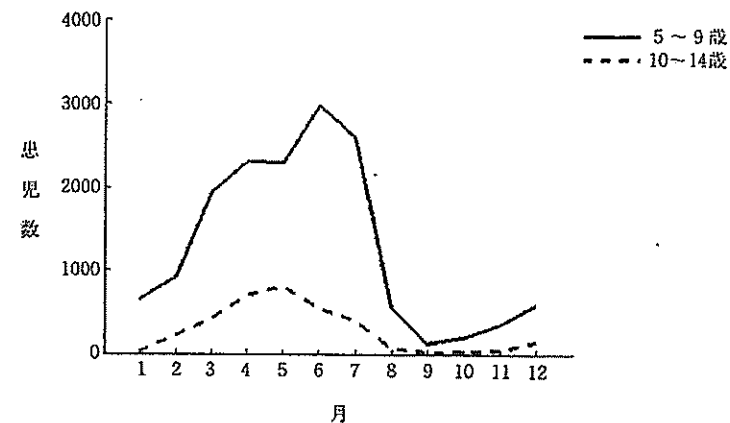
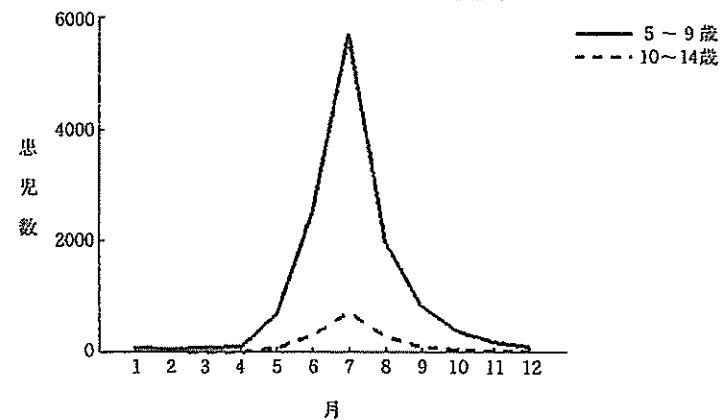


図2c ヘルパンギーナ(全国)



の活発化によるものであろうが、月単位でみるかぎり想像以上に全国における変動が同一化されている。従って他の疾患については全国の集計値のみを示すことにする。

それぞれの疾病が流行期をもっているが、その多発季節は様々でいずれ

図 2 d 水痘 (全国)

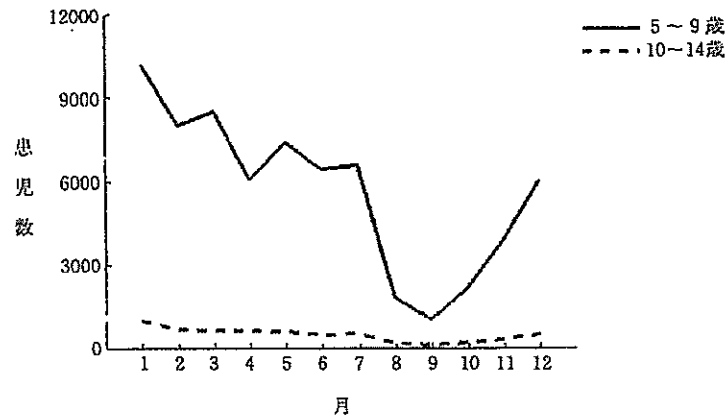


図 2 e 異型肺炎 (全国)

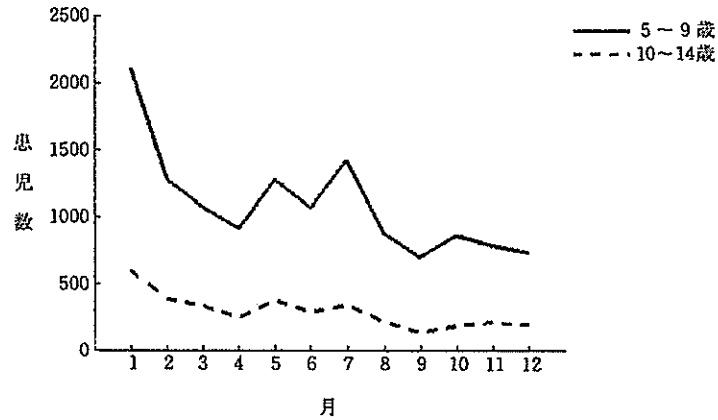


図 2 f 溶連菌感染症 (全国)

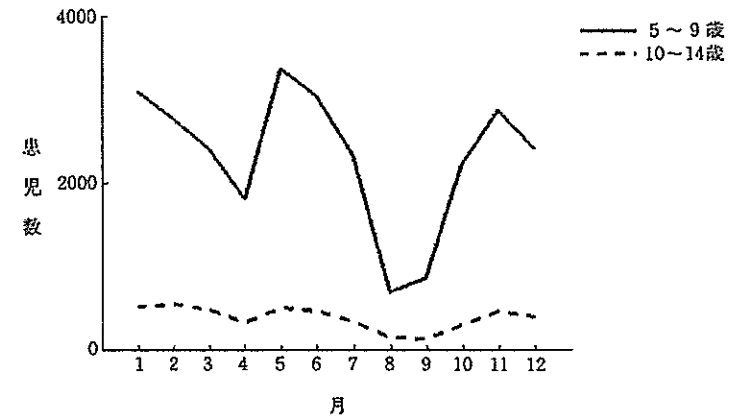
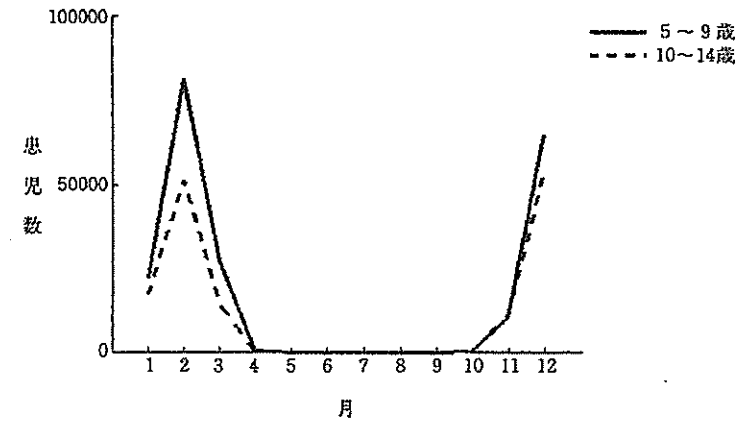


図 2 g インフルエンザ様感冒 (全国)



第3章 児童・生徒等の心身への影響

かの季節に疾病の発症が偏するとは言い難い(図2)。ただ、これら疾病のなかで最も発症数の多いのはインフルエンザ様感冒であり、しかも図3のごとく広島市の休日救急小児患者の月別1日平均数の変動と本症発症数の月別変動が一致しており、現在の小児期における疾病としては本症が子ど

もの生活に最も大きな影響を及ぼすものといえる。

小児期における季節病の代表的な疾患は気管支喘息であると考えられているが、この発症には多くの因子が関係しており、単純に季節病とはいえない。寒冷等直接気候と関係する悪化因子もあるが、むしろ花粉、粉塵、

図2 h 感染性下痢症 (全国)

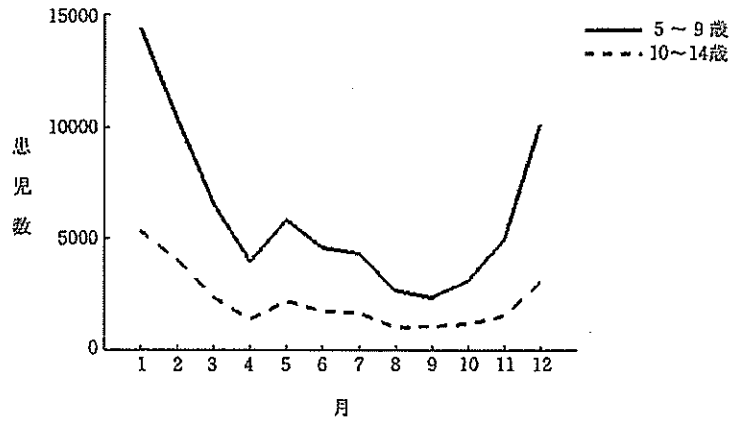


図3 緊急患児とインフルエンザ患児

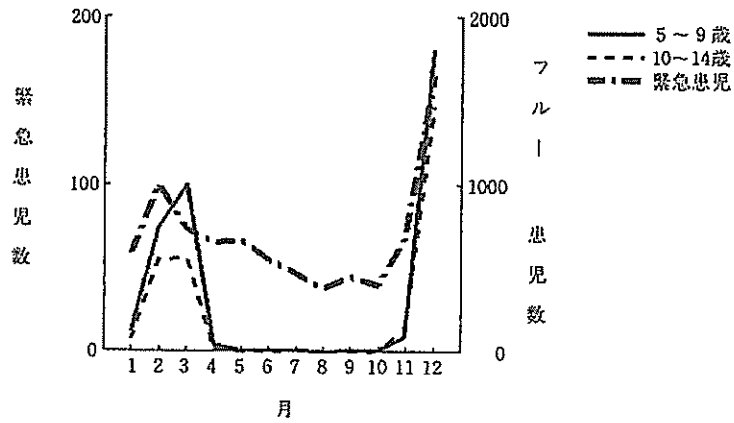


図4 乳児死亡率・胃腸炎による死亡率の変遷

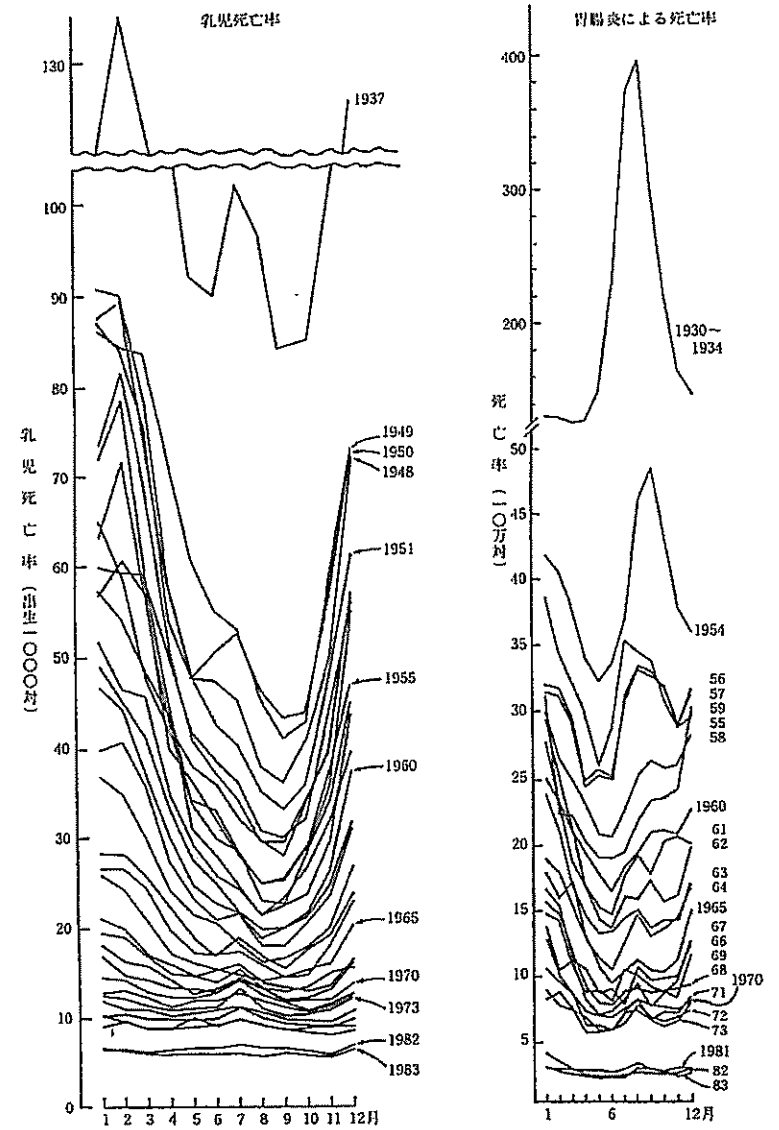
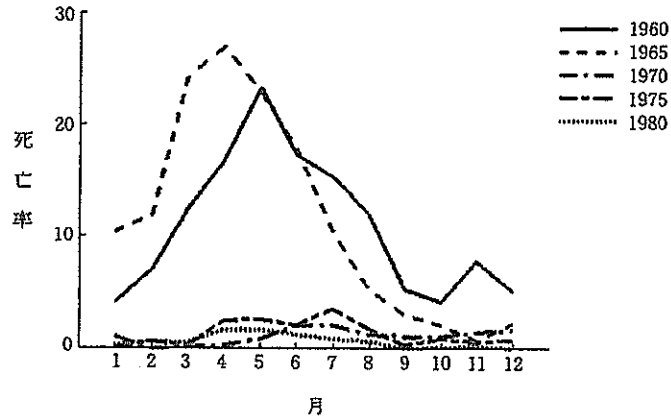


図5 麻疹死亡率の年次別年間変動



SO₂, NO_x 等季節に伴う副次的要因によるところが大きい。また、悪化、発症の季節も子ども個々で異なっており全体的にみると、発症、悪化しやすい季節を特定することはできない。

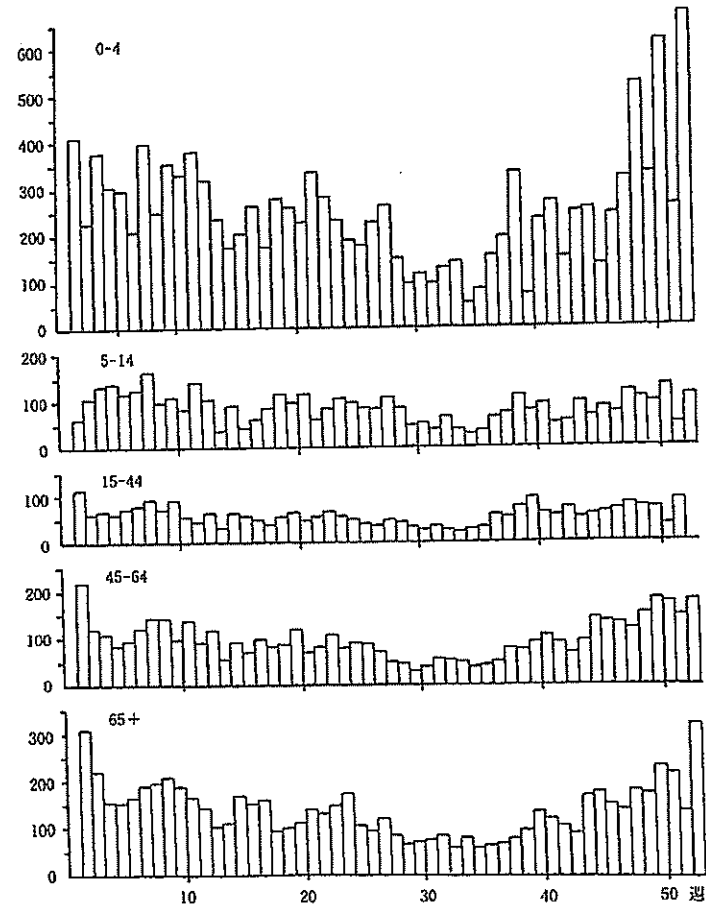
従来、乳児死亡率、胃腸炎による死亡率等の季節差が報告されていた。しかし、これらは最近になるに従ってその数も減じたが、それ以上に季節差がなくなっている⁷⁾ (図4)。台湾における麻疹死亡率の変動をみても図5に示すごとく1970年以降季節差がほとんどみられなくなっている⁸⁾。これらのことはウイルス、細菌等の増殖条件が季節によって変化するために疾病の発症数には季節変動がみられるが、体の抵抗力等子どもの身体的機能や活動力が季節に関係なく安定していることを示すものであろう。

また、年齢的にも学齢期は季節による影響を受けにくい。図6は急性気管支炎の発症頻度の年齢別年間変動を示したものであるが、幼児、高齢者では季節変動が著しいにもかかわらず、学齢期の小児では季節変動が少ない⁹⁾。

広島市及び呉市の4病院に依頼して昭和60年4月～61年3月までの月別小児科外来通院患者数(延べ人数)を調査したものを図7に示した。4

月、9月に患者数の減少がみられるが、これは学校が始まって通院が困難になったためである。また、広島記念病院は国家公務員共済の病院で患者の多くが県外からの移住者であるために夏季休暇中は県外で過ごす子どもが多く8月の患者数が著しく減少している。12月を中心にして感冒、インフルエンザ等の流行で患者数の増加した時期があるが、他の月の患者数は

図6 急性気管支炎の年齢別年間罹病率の変動(1983)



疾患数の増減を反映しているというよりも種々の社会事情によるところが大きく、疾病発症数の春秋における差は明確ではない。

また、地方の家庭医をも兼ね、午後も診療を行っている中規模病院で小児科における疾病別患児数の年間変動をみると、その変動の主因をなすも

図7 a 月別患者数

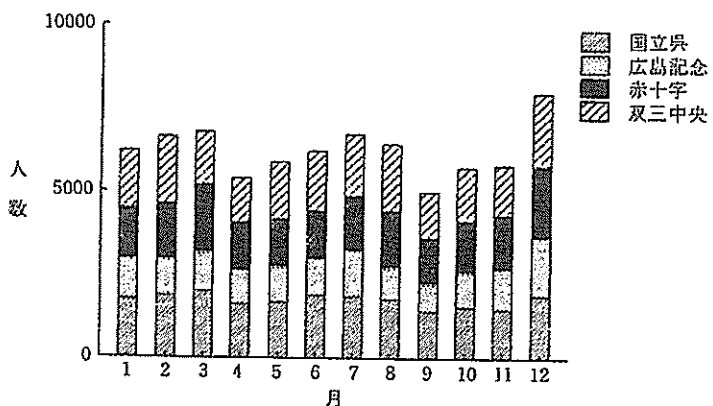


図7 b 月別患者数の変動



のはインフルエンザを含む感冒症候群で、この変動は、広島県におけるインフルエンザ様感冒患児数の変動と平行している(図8)。この点からも、現在の子どもの生活に最も大きな影響を与える疾患はインフルエンザ様感冒であるといえる。

図8 a 月別患児数(広島共立病院)

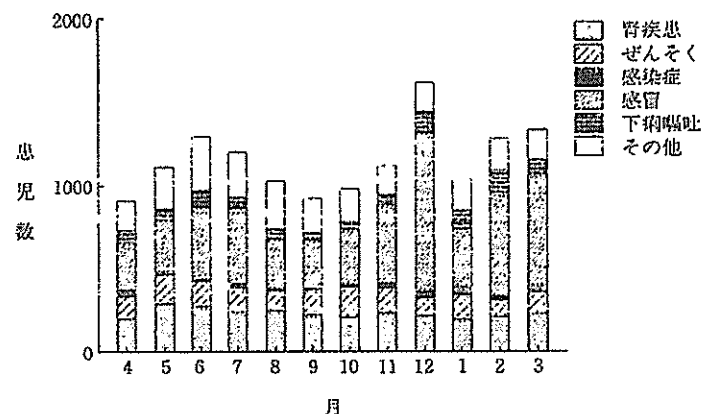
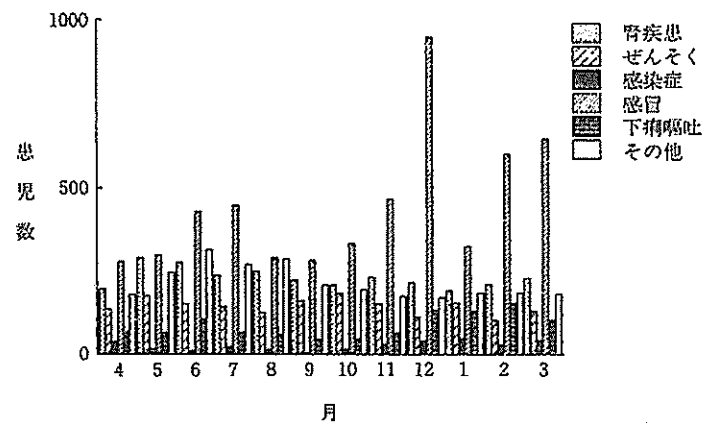


図8 b 月別患児数(広島共立病院)



3 季節と児童・生徒の欠席、保健室利用状況

月別の欠席児童・生徒数を広島市内の小学校12校、9027名、中学校7校、7939名を対象として集計したものが図9に示すものである。月間延べ欠席人数と各月の登校実日数および全対象児童・生徒数から各月の1日当

図9 a 月別欠席児童数 (小学校)

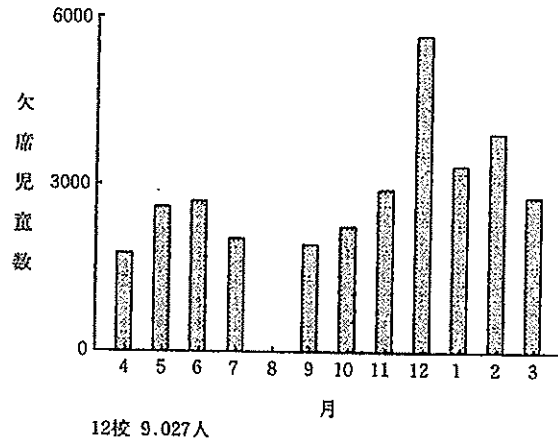
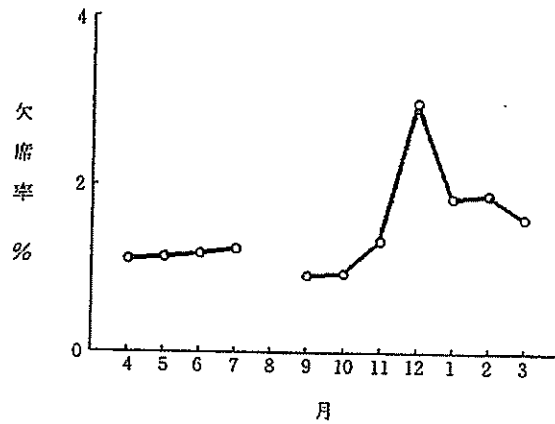


図9 b 月別児童欠席率 (小学校)



たり欠席者の百分率を計算し(1カ月の延べ欠席者数÷各月の登校実日数÷全対象者×100),これを欠席率として示した。学校差,学年差を検討したが大きな差は認められなかった。

この図にみられる如く春季と秋季で小学校における欠席児童数には余り

図9 c 月別欠席生徒数 (中学校)

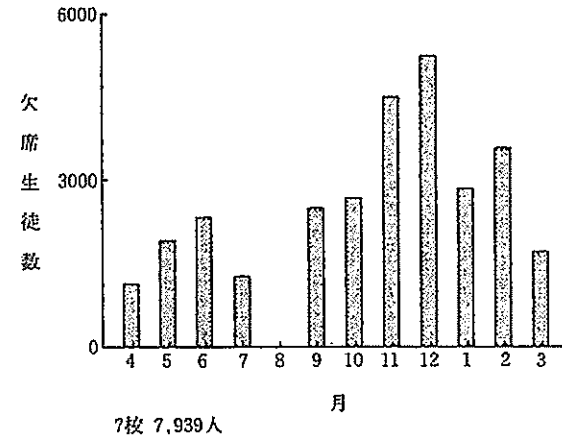
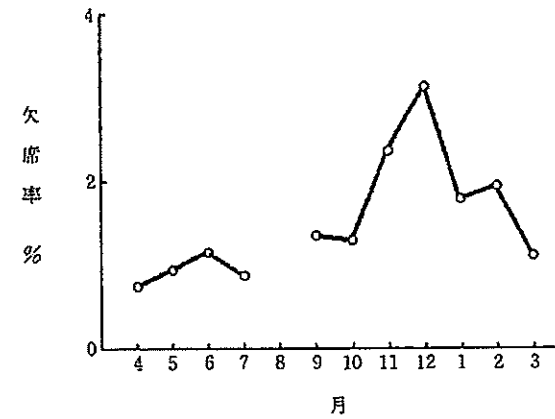


図9 d 月別生徒欠席率 (中学校)



差を認めないが、中学校では秋季の方がやや多い。欠席数の変動はインフルエンザ様感冒の発症数の変動と平行している。

保健室の利用状況を前調査と同様、広島市内の小学校12校9027人、中学校6校7246人を対象に調査した。利用率は欠席率と同様の方法で求めた。

図10 a 月別保健室利用数 (小学校)

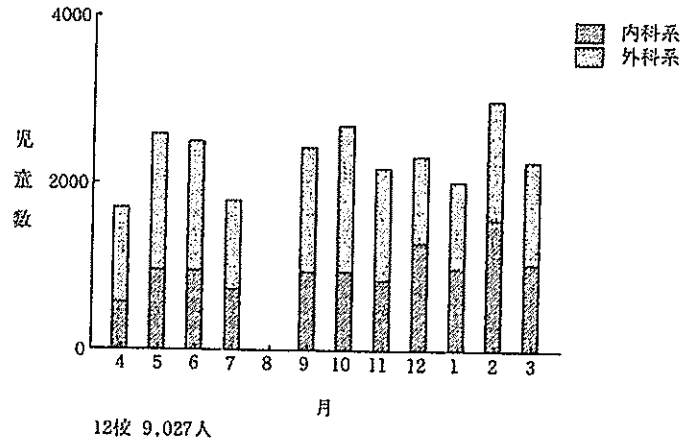


図10 b 月別保健室利用数 (小学校)

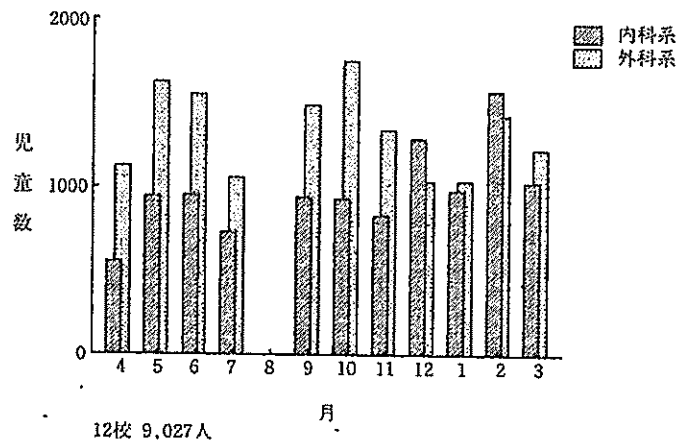


図10 c 月別保健室利用率 (小学校)

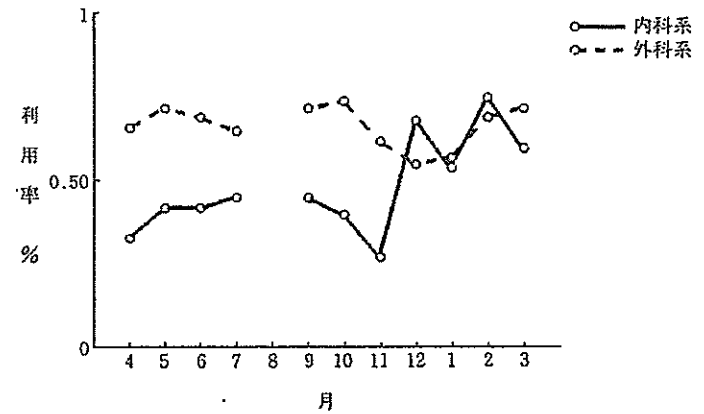
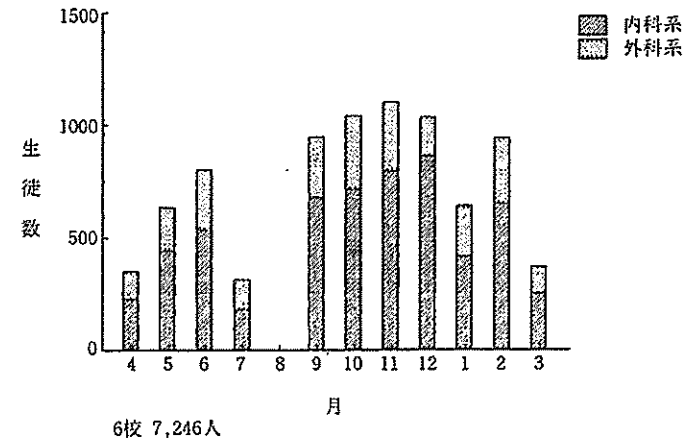


図10 d 月別保健室利用数 (中学校)



4 子どもの健康状態および勉強意欲の季節差に関する母親の意識

札幌，群馬，東京，大阪，広島，那覇の病院小児科，または小児科診療所に依頼し，外来を訪れた小学生患児の母親に子どもの健康，勉強意欲の季節差についてアンケート調査を行った。総数は569名である。

図10 e 月別保健室利用数 (中学校)

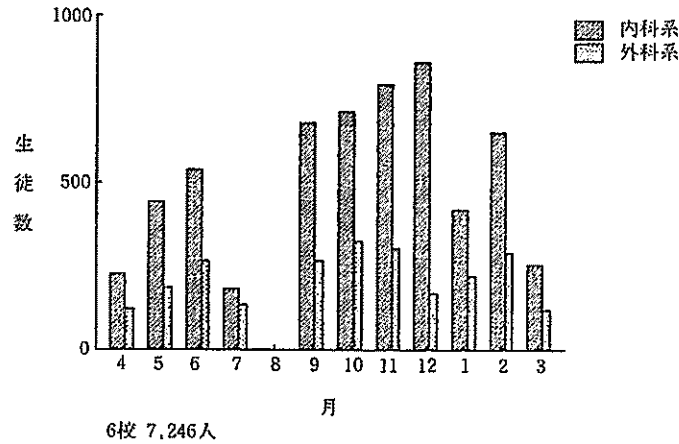


図10 f 月別保健室利用率 (中学校)

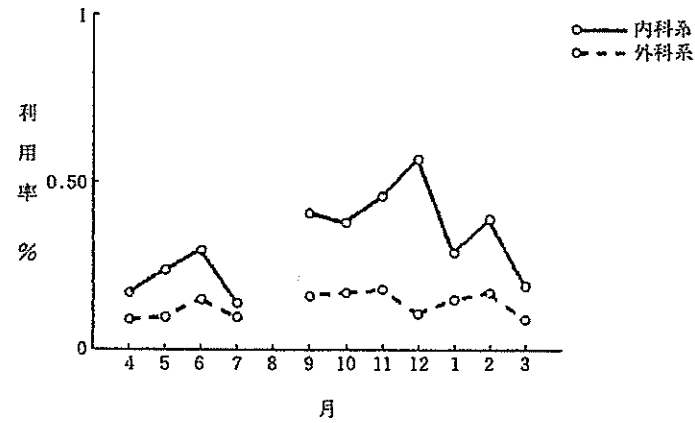


図11 a 最も元気な季節

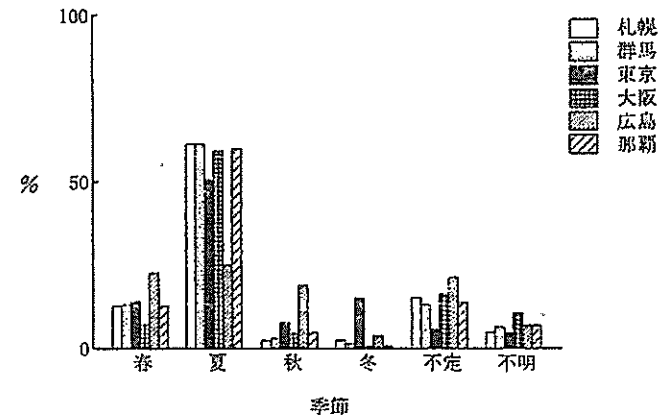


図11 b 病気をしやすい季節

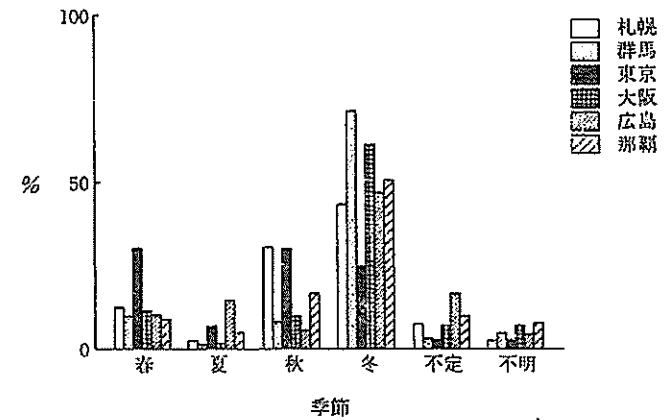


図11に地方別の結果を示した。2, 3の例外はあるが傾向としてはほぼ同様であった。例外的な結果は慢性疾患をもつ子どもの場合も含まれているため、図12には慢性疾患をもたない子ども 307名について集計した結果を示した。

図11c 勉強に意欲的な季節

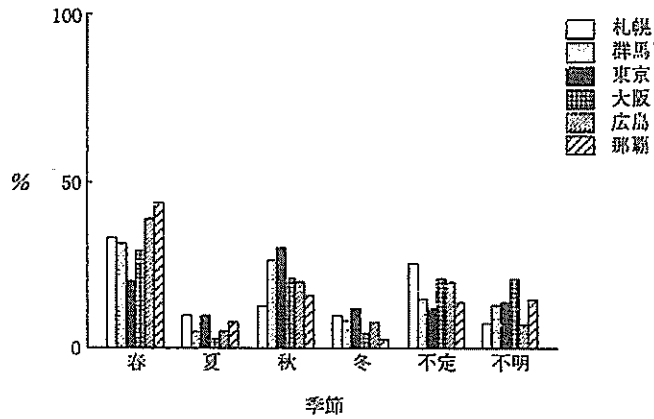
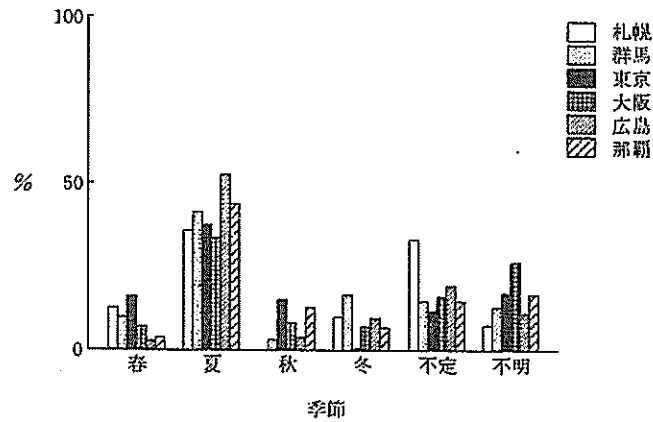


図11d 勉強に意欲的でない季節



最も元気な季節は夏が圧倒的に多く、病気がしやすい季節は冬であった。これは札幌と那覇のごとく気候の著しく異なる地域でも同様であった。

勉強に意欲的な季節は春が最も多く、次いで秋である。意欲的でない季節は約半数が夏としており最も多い。これも寒冷地、温暖地ともに同様で

図11e 登校時の様子 (一学期)

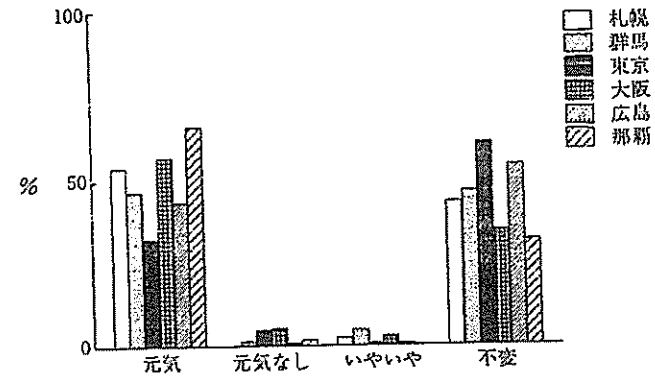
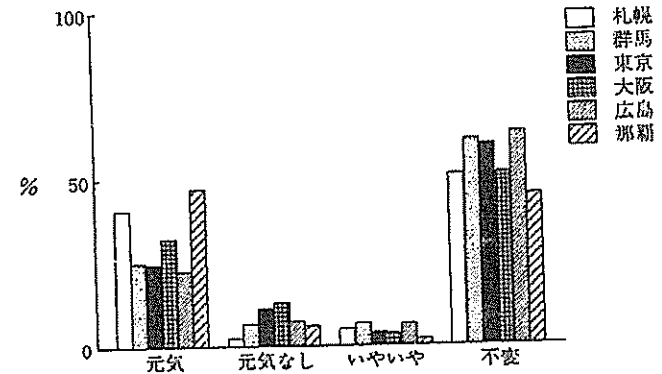


図11f 登校時の様子 (二学期)



あった。これらの結果は精神的活動力は春季および秋季に高く夏季が最低であり、身体的活動力は夏季に最高で冬季が最低であることを示している。ヘルパッハの研究では精神的活動力も身体的活動力ともに春、秋季に高いとしているが¹⁰⁾、母親による子どもの観察からは精神と身体とは

図12 a 最も元気な季節 (全国)

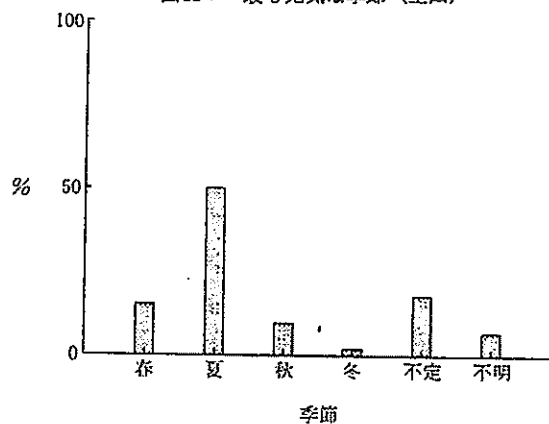
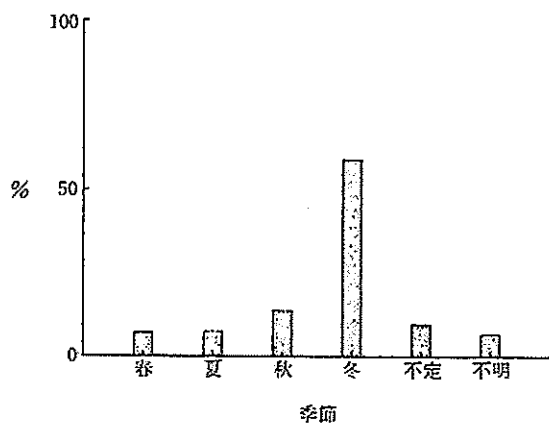


図12 b 病気をしやすい季節 (全国)



第3章 児童・生徒等の心身への影響

活動力が季節的に異なっているといえる。事実、子どもの生活の観察からこのことは実証される。

精神障害の季節変動は特徴的で多くの疾患の発症、再発が春季に多く、自殺者も春季が多いという¹¹⁾ (図13)。このことを考慮すると春は精神活

図12 c 勉強に意欲的な季節 (全国)

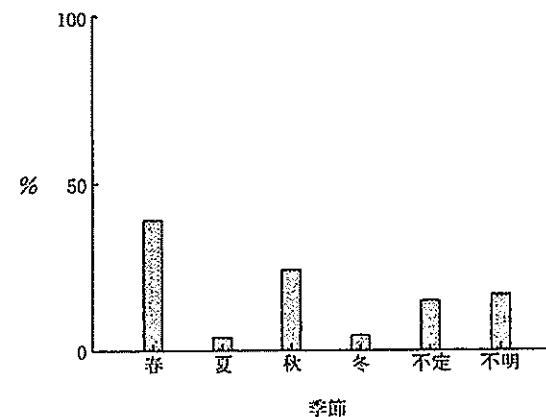
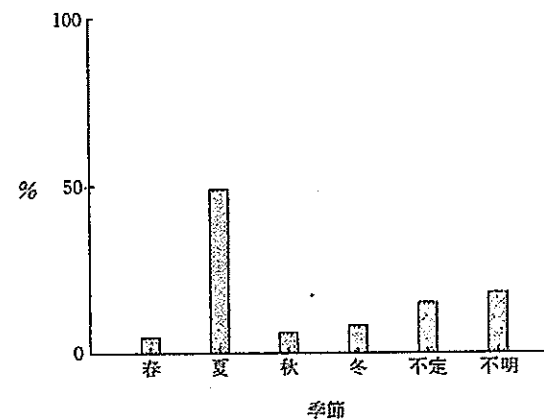


図12 d 勉強に意欲的でない季節 (全国)



動力は高いが著しく不安定であるということになる。

一学期と二学期の学期始めにおける登校時の様子はいつもより元気に登校するものが一学期始めの方が多い。これが春秋の季節差によるものか、新学年であるという理由によるものかは明らかではない。

これらの結果から、学年始めを春季または秋季のいずれにするとしても、精神活動、勉強意欲ともに低く、身体活動力の高い夏期に身体の鍛錬が十分行える教育的配慮が重要であるといえる。

図12 e 登校時の様子 (全国)

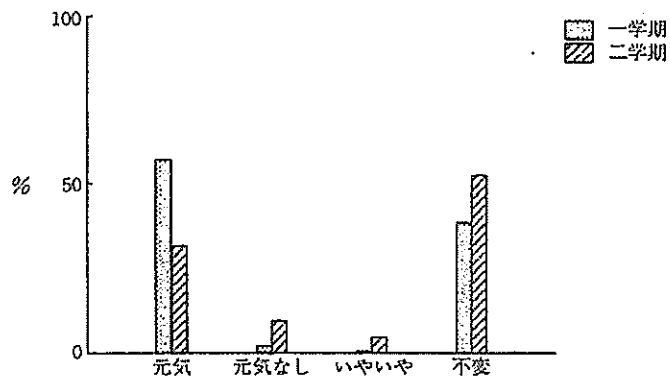


図13 a 各国の月別の自殺者数の変動

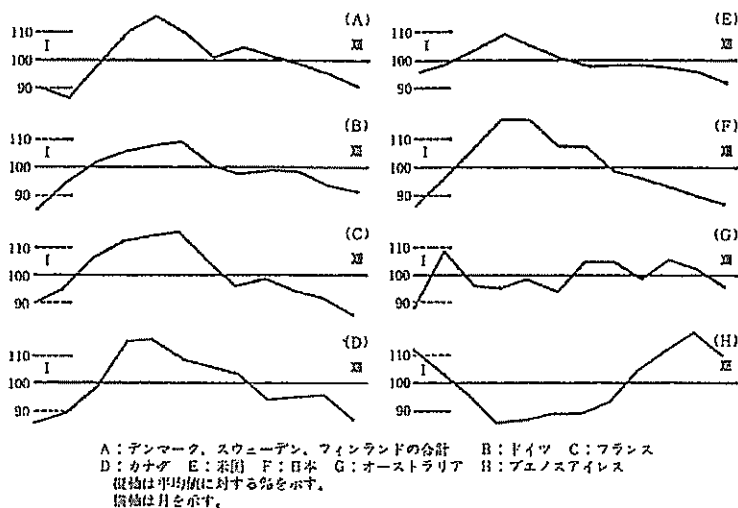
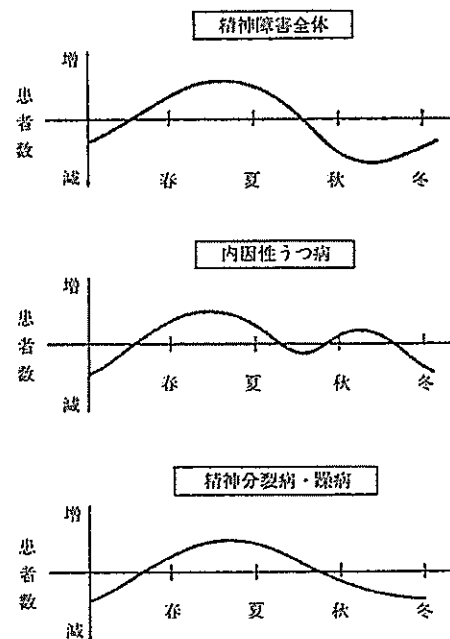


図13 b



5 季節と学校事故の発生

広島市教育委員会の調査による昭和59年度の月別学校事故発生状況を図14に示した。中学校では秋季の方がかなり多い傾向が認められる¹²⁾。

6 結 語

児童・生徒の精神活動、身体活動の季節差を中心として述べた。成長、疾病、死亡率等の季節変動は、最近著しく少なく、子どもの体は四季を通じて安定しているといえる。学校の欠席数も年間を通じて少なく、インフルエンザ様感冒の流行期ですら4%以下で、この時期を除けば1%前後であり、年間の変動も少ない。子どもの健康、勉強意欲等についての母親の観察結果は、非常に興味深い。春秋は勉強意欲の高い季節であり、夏は勉強意欲は低い身体活動力の高い季節である。夏期における、このような子どもの状態特性を十分考慮した教育計画が期待される。

<参考文献>

- 1) Buffon, G.L.L. de, Supplements to Natural History, Vol. 4, Imprimerie Royale, Paris, 1777.
- 2) 山田寅十郎, 東京医学会雑誌, 4: 219, 1890.
- 3) Marshall, W.A. and Swan, A.V., Human Biology, 43: 502, 1917.
- 4) Bogin, B.A., Am. J. Phys. Anthropol., 49: 205, 1978.
- 5) Ikeda, M. and Watanabe, T., Tohoku J. Exp. Med., 145: 413, 1985.
- 6) Attarzadeh, F., Int. J. Orthod., 21: 3, 1983.
- 7) 榎山政子, からだの科学 123: 54, 1985.
- 8) Chen, C.J. et al, Ann. Acad. Med. Singapore, 13: 136, 1984.
- 9) Ayres, J.G., Thorax, 41: 111, 1986.
- 10) Hellsch, W., Geophyche, die Menschenseele unterm Einfluss von Wetter und Klima. Boden und Landschaft, Leipzig, 5. Aufl., 1939.
- 11) 帆秋善生, 稲永和豊, からだの科学 123: 85, 1985.
- 12) 第27回広島市学校保健大会要項, 昭和61年.

図14 a 年間事故発生状況 (小学校)

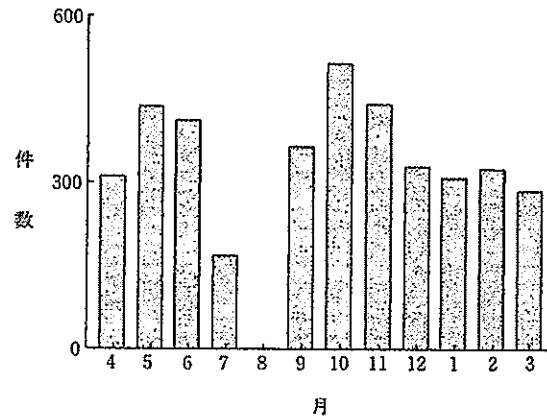
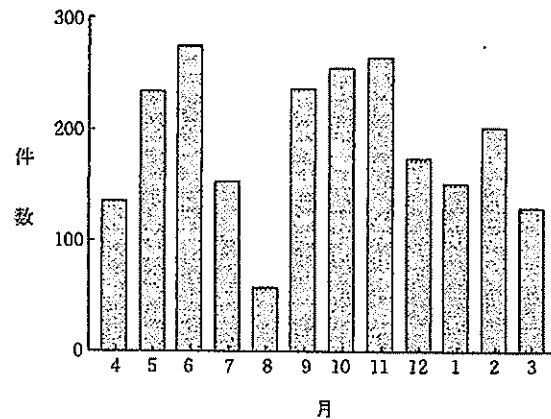


図14 b 年間事故発生状況 (中学校)



本章の記述について下記の諸施設にご協力頂いたことを付記する。

記

広島県環境保健部公衆衛生課（課長 服部 悟）
広島市医師会（会長 山下芳彦）
国立呉病院小児科（医長 荒光義美）
広島共立病院小児科（医長 吉光辰男）
国立療養所西札幌病院小児科（医長 門脇純一）
群馬大学小児科学教室（教授 黒梅恭芳，担当 冨澤 滋）
東京都立墨東病院小児科（医長 吉松 彰）
箕面市立病院小児科（医長 下辻常介）
那覇市安村小児科（院長 安村 浩）

第4章 学校の年間教育計画との関係

1 学校の年間教育計画の作成

(1) 年間教育計画とは

秋季入学が実施されれば、学校の年間教育計画に大きな影響が生じてくることが予想される。

学校では、組織的計画的な教育活動を遂行するために、各学校の実態に応じて各年度の年間教育計画が作成される。たとえば、資料1のように、ある中学校の年間教育計画をみると、学校では、当該学校の課題を踏まえて、教育目標（教育目標、重点目標、指導の重点など）、各教科・道徳・特別活動等の指導計画（学習指導、道徳教育、学校行事などの特別活動、生徒指導など）、年間授業時数、学校行事予定、年間授業予定、および校時表などについて計画されている。学校によってその内容は若干異なることがあっても、基本的にはこのような年間教育計画が作成されている。

資料1 昭和61年度 年間教育計画の一例 (新潟県A中学校)

教育計画の大綱

1 本校の課題

(1) 地域の特性

- 町には多くの遺跡や古墳群があるように、古い時代から開けた地域である。更に順徳上皇をはじめ、幾多の歴史上の人物に関わりのある史跡の町である。また古来より各界で活躍した人材の輩出とあいまって、教育に対する関心が高い町である。このような背景から地域住民の特性として
- ・歴史の町、文化の町であり民度が高い。
 - ・書画、陶芸、能、謡曲、俳句等の趣味を持つ人が多い。
 - ・教育を大事にし、学校教育に寄せる期待は大きい。また学校に対し積極的な協力を惜しまない。
 - ・誘致工場の進出、農地の基盤整備、栽培漁業センターの設立などによって働く者の条件が改善され勤労者家庭が増加した。

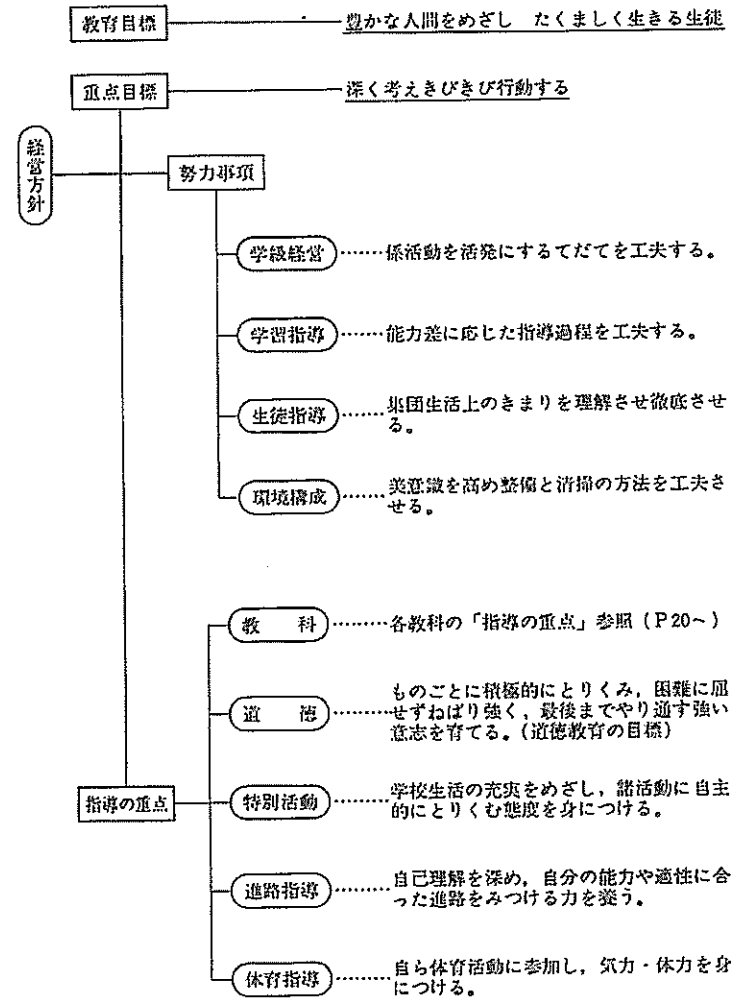
(2) 学校に対する地域住民、父母の期待

- 61.1実施の「保護者意識調査」より
- ・成績中心でなく、人間性豊かな子供を育てる教育をして欲しい。(77%)
 - ・一人一人に行き届いた、落ちこぼれない教育をして欲しい。(38%)
 - ・きまり正しい生活ができる教育をしてほしい。(22%)
- その他、郷土愛・愛国心の育成、正しい勤労観の育成、健康な身体の育成、などが望まれている。

(3) 生徒の実態と課題

- 種々の調査、職員の視察・話し合い等から、次の事があげられる。
- ・従順で素直である。その裏返しとして、自主性、積極性が欠けるきらいがある。
 - ・挨拶は良く、生活のきまりも良く守る生徒が多い。
 - ・意欲や気迫、活気があまり感じられない。
 - ・勤労意欲、奉仕の精神が薄い生徒が増えている。
 - ・自信が乏しいため、発言・発表を好まず、引っ込み思案の生徒が多い。
 - ・忍耐力や耐性が少なく気が乏しいので、最後までやり通さず、途中で諦めたり投げ出してしまふ生徒が増えている。
 - ・基本的な学習に関する習慣態度ができていない生徒がいる。
 - ・学力の低い生徒が各学級におり、その指導が課題である。
 - ・身長・体重・胸囲等の体位が、全国平均より劣っている。

2 教育目標系統図



3 各教科・道徳・特別活動等の指導計画の大綱

(1) 学習指導

◇ 努力事項

① 発言・発表力を育てるために指導過程を工夫し、個別化、作業化等能力差を配慮した指導に努める。

② 「基本的事項」を身につけさせる指導を徹底する。

◇ 達成の方策

① 職員共同研修を推進し全職員で取り組む。

② 授業研究を実施し、実践・検証・反省をし改善を加える。

③ 研修部会を定例的にもち研修を深める。

④ 各教科の実践、研修成果、課題等を集録としてまとめ研修の積みあげをする。

⑤ 日常実践を大事にする。

◇ 評価の視点

① すすんで発表することが身についたか。

② 積極的に発言したり考える態度が養われたか。

③ めあてをもって学習し、思考を深めることができるようになったか。

教科	指導の重点	実践事項	評価の視点
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・言語学習を中心とし、さらに「話す」「書く」など能動的な面の育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「話す」「書く」に焦点を当てた指導過程の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠をふまえた表現活動ができたか。
社会	<ul style="list-style-type: none"> ・途中で投げ出したりすることなく自分が調べたり考えたりする活動を取り入れ、社会的事象を広い視野から考えようとする努力をさせる。 ・資料で調べたことを自分で発表し、気づいたことや感想など気軽に発表しあえるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前時の学習内容をノートを見ないで言わせる場面をもうける。 ・教科書から離れた自分の考えを述べさせる。 ・問題解決の手順を工夫させ考える場をもうけて正確に発表させる。 ・理解を深めるところ、思考するところなどのねらいを明確にして定着させる。 ・生徒間の自発的な質問・思考を大切にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既習事項について3分の2以上の生徒が見ないで言える。 ・事象に対する考えを途中で言える。

教科	指導の重点	実践事項	評価の視点
数学	<ul style="list-style-type: none"> ・問題解決にあたって論理的に筋道をたてて納得いくまで追究させる。 ・互いに修正し合い理解を深めるとともに、課題を発見させ、一般化したり統合したり、発見・創造的な思考力をのばす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの能力をしっかりと把握し、個別指導に力を入れる。 ・教えること、考えさせること、訓練させることをしっかりおさえた指導。 ・基本的な計算力をつけるためにドリルを徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら問題を解決しようとする態度が養われたか。 ・基本的な計算力が身についたか。 ・「1年」正・負の四則計算ができるか。 ・「2年」方程式・不等式が解けるか。 ・「3年」無理数の四則計算ができるか。
理科	<ul style="list-style-type: none"> ・身のまわりの自然事象に疑問点を見つけて実験・観察を通してねばり強く解決していこうとする態度を育てる。 ・課題意識をもって、意欲的に取り組ませるため「科学の方法」が駆使できるようにさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野外観察（地域素材）を計画的に実施する。 ・身のまわりの自然事象、疑問点をノートにとらせる。 ・「科学の方法」が駆使できるよう訓練する。 ・グループの編成を配慮し意欲の盛り上がりを図る。 ・実験、観察の過程で生徒の直観や発想を大切にしていける。 ・課題提示に創意工夫をする。 ・映像教材の活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然事象に対して疑問点をもつことができたか。 ・郷土の自然事象に興味、関心をもち学習の中で生かすことができたか。 ・進んで自分の意見やわからないところを発表することができたか。 ・データの処理、考察が個人の能力相応のものを出したか。 ・グループの学習で協力しあい全体を高めようと努力したか。
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな声で真剣に歌おうとする雰囲気をつくる。 ・美しいハーモニーを追求しようとする気持ちを育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発表や録音再生の機会を多くし、真剣な活動の美しさを感じとらせる。 ・グループ学習を通して責任のある活発な表現をさせる。 ・鑑賞の機会を多く持つ 	<ul style="list-style-type: none"> ・腹の底から大きな声で歌えるようになったか。 ・美しいハーモニーの合唱ができるようになったか。
美術	<ul style="list-style-type: none"> ・製作・造形思考を通して二つのそうぞう力（想像力、創造力）をつけ、感性を高める。 ・ねばり強く各自の着想を表現に直結させ、完成感をもたせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞を二つの方向（抽象、具象）から行う。 ・過程評価をする。 ・各自の技法特徴一覧（診断票）をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージが拡大され、発想が豊かになったか。 ・ねばり強く個性を演出し続けたか。

ア 第3学年・選択教科

教科	指導の重点	実践事項	評価の視点
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> 自己の体力や運動能力をつかませる。 各種運動の特性を生かし、意欲的に運動に取り組み、基本技能の定着を図る。 保健や安全に注意させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 運動の記録を整理し、自己の目標をもたせる。 運動場の設営を工夫し、効果的に活用させる。 種目別に適正なグループを編成し、競争させながら、まとまりや技能を向上させる。 施設・用具の安全に留意し事故防止に努めさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 体力や能力を知り、積極的に運動にとりくんだか。 グループでの公正・協力性・技能など競技に対する態度が身についたか。 健康・安全や事故防止につとめたか。
技術	<ul style="list-style-type: none"> 技術の習得を通して日常生活を明るく豊かにする態度を育成する。 工夫創造の能力をのびます。 知る・考える・行うの過程を通して、基礎的技術を身につけさせる。 技術習得における安全指導 	<ul style="list-style-type: none"> 図面を書いたり読んだりする実践活動 木材加工の技術を習得させ作品は文化祭に出品する。 金属加工の技術を生かし、日常生活と関係ある作品を完成する。 電気機器の点検、修理を通して電気回路を学習する。 朝顔、菊の栽培を通して環境調節、化学調節を学習する。 かんたんな日常食の調理 	<ul style="list-style-type: none"> 考える、知る、行うの過程において、基礎的技術を習得できたか。 実践活動により技術を高めることができたか。 創意工夫が作品に見られたか。 安全の心がけができたか。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> 生活に必要な基本的事項（知識・技能）を定着させ、生活の場に活用させる。 実習を通して責任と協力を重んじる態度を身につけさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 理論と創意工夫が生かされた考案・製作ができるようにさせる。 計画にもとづいた実習ができるようにする。 グループ学習の徹底と整理・整頓の習慣化をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 実践しながら理論にもとづいた作業をすることができたか。 班学習において協力性が身についたか。
英語	<ul style="list-style-type: none"> 基本的事項を徹底的にドリルをして発表力をつける。 根気よく書く練習をして Spelling の力をつける。 	<ul style="list-style-type: none"> 随唱練習を重点に基本文型を覚えさせる。 テープレコーダーを活用して、正しい発音を体得させる。 書く練習を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> 正しい発音で基本文が言えるか。 基本文を正しく書くことができるか。

教科	指導の重点	実践事項	評価の視点
音楽	<ul style="list-style-type: none"> 口の開け方・呼吸の仕方・姿勢に注意し美しい発声をさせ、美しいハーモニーを追求させる。 リコーダーの奏法の向上と曲の表情を工夫し、表現できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 明確な発音・豊かな響きをもった歌声で合唱する。 声部のバランスを考えて合唱する。 バランス・楽器編成を工夫し、充実した響きで演奏する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発声の仕方に注意しながら、美しいハーモニーの合唱ができたか。 音色の調和がとれた、まとまりのある曲作りができたか。
美術	<ul style="list-style-type: none"> 高次の表現活動を通して創造力を高め、その能力を生活に生かす態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本製作の前にエスキースを5つつくらせる。 グループ学習により課題により迫らせる。 テレビ映像鑑賞文を書く。 	<ul style="list-style-type: none"> 確かな技術で個性が表現されているか。 気付き視点、角度が多くなってきたか。
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> 走・跳・投の基本を身につけ、総合的な体力づくりをめざす。 チーム編成の工夫と連携プレーの練習により個人と集団の技能を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> 三種競技A(100・高跳・砲丸)と三種競技B(400・走幅・砲丸)を実践する。 バレーボール、バスケットボールを中心にチームプレーを練習する。 	<ul style="list-style-type: none"> 得点表を提示し、比較しながら自己の総合力を知ることができたか。 ゲームを通して、自己の役割や技能の向上に努力したか。
技術	<ul style="list-style-type: none"> 組み立てが製作図どおりにでき、生活の中で活用できるよう育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> グループ学習を通し、学習計画を立てさせながら、年間授業時数内での製作を進めさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体としての加工が正確にできたか。 安全な作業ができ後始末が確実にできたか。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> 自己の能力と好みに応じた創造力豊かな作品の完成をめざしてやりぬかせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒個々に活動する場面を設定し、満足感を味わわせる。 デザインの類似集団のグループ学習を通して、計画させ、時間内に完成させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 好みを生かし、満足のいく作品ができる。 班活動で準備や後始末が確実にできる。

(2) 道徳教育

学校に対する地域住民、父母の期待
61.1実施の「保護者意識調査」より

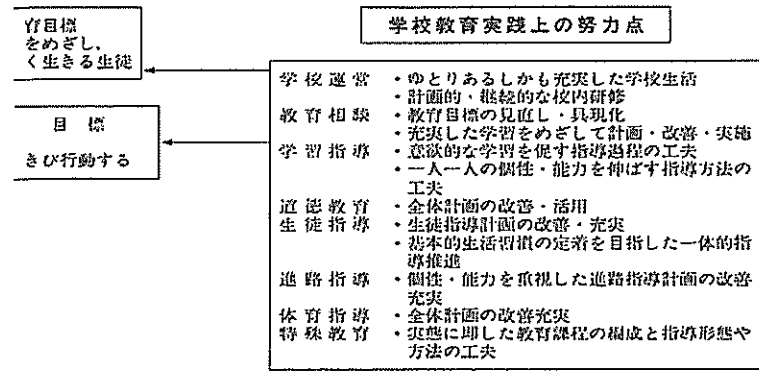
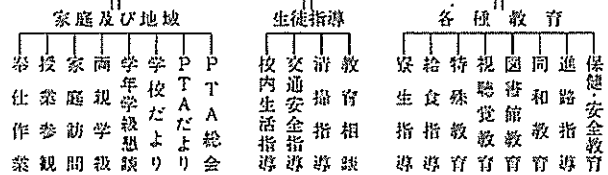
- ・成績中心でなく、人間性豊かな子供を育てる教育をして欲しい。(77%)
 - ・一人一人に行き届いた、落ちこぼれない教育をして欲しい。(38%)
 - ・きまり正しい生活ができる教育をして欲しい。(22%)
- その他、郷土愛・愛国心の育成、正しい勤労観の育成、健康な身体の育成、などが望まれている。

学年	学年の実態
一	<ul style="list-style-type: none"> ・ すなおで明るく活動的であるが厳しさを節度に欠ける面がみられる。 ・ 落ち着いた真剣に学習に取り組んでいる。 ・ 係活動などにまじめに取り組み、協力して活動する生徒が多い。
二	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体に活気に乏しいが、すなおでおとなしい生徒が多い。 ・ 学習には真剣さがみられるが、より積極的な取り組みが欲しい。 ・ 係活動などにまじめに取り組み、協力して活動する生徒が多い。
三	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体に明るく素直な生徒が多い。 ・ 学習には、真剣さがみられるが、より意欲的に取り組む姿勢が、やや欠ける。 ・ 係活動などにまじめに取り組み、協力して活動する生徒が多い。

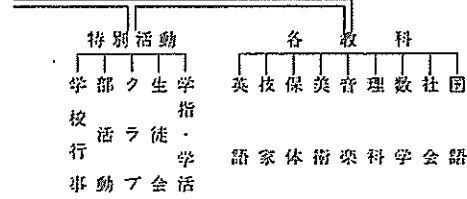
学校の教
育的な人間
なくまし

重点
深く考え、きび

道徳教育
① ものごとに積極的
せず、ねばり強く、
意志を育てる。
② 自分と異なる考え
学ぶ広い心をもたせ
る生徒が多い。



学年	学年の目標
一	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生としてけじめのある基本的な生活態度を育成する。 ・ 生活設計をたて、計画的に学習する習慣をつけさせる。 ・ 進んで仕事をし、集団の一員として自覚と協力の態度を育てる。 ・ 健康や安全に留意し、強い体力と意志を育てる。
二	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中堅学年としての役割と責任を自覚させ、節度のある生活をさせる。 ・ 学級、学校行事を通じ進んで集団活動に参加する積極的な態度の育成をはかる。 ・ 基礎学力の充実をめざし、計画的・意欲的な学習態度の育成をはかる。 ・ 自己理解を深め、適切な進路の選択や計画ができる能力を育てる。
三	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高学年としての自覚をもたせ、何事も積極的にとりくませ、協力して責任を果たす態度を育てるとともに、節度ある生活をさせる。 ・ 学習計画をしっかりと立てさせ、その実践を通して学力のいっそうの充実をはかる。 ・ 正しい自己理解の上になって、自己の能力・適性に応じた進路の選択をはかり努力させる。



(3) 特別活動

◇ 努力事項

- ① 学校生活をより楽しく充実したものにすため、生徒の自主的・自発的活動を伸ばす態勢づくりをする。
- ② 学級集団のモラルを高めるために、自己理解を深めさせるとともに豊かな人間関係を育成する。
- ③ 清新で豊かな学校生活にするため、学校行事は生徒会との連携を密にして積極的に参加させ連帯感を高める。

◇ 達成の方策

- ① 生徒会・クラブ・部活動を通して生徒との触れ合いをもち、心の通った指導をする。
- ② 生徒の特性を生かした役割分担を考え責任をもって遂行させるとともに、信頼感で結ばれる学級集団をつくるよう改善していく。
- ③ 学校行事の内容によって生徒の発想や意見を生かした計画をたて、連帯感、成就感につながるような体験をさせる。

◇ 評価の視点

- ① 生徒が自主的・自発的に活動できるようなサポートがなされたか。
- ② 学級が集団として凝集し、モラルが高められたか。
- ③ 生徒の発想が行事に組み込まれ、連帯感・成就感につながる事ができたか。

ア 学校行事

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒の参加意欲を助長し、協力の精神を育てる。 ○ 規律ある行動を身につけさせる。 ○ 集団の場で個性を発見し、個性や能力の伸長を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒会各種委員会活動への呼びかけと主体的な参加 ○ 行事終了後のあとしまつ、反省。 ○ 行事の記録保存（写真・記録） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行事が精選され、それぞれが充実したものであったか。 ○ 生徒が積極的に参加し、規律ある行動がとれたか。 ○ 集団への所属感、連帯感が深められたか。

イ 生徒会

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒会本部と一般生徒の結びつきを深める方策を講ずるとともに全員が協力して生徒会活動をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒会・専門委員会の活動を推進させる。 ○ 常時活動の活発化の工夫と実践 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全生徒が専門委員会活動に関心をもち積極的に活動したか。

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒の手により集会や行事の運営ができるように指導する。 ○ 諸活動におけるチームワークのセンスを身につけさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役割に責任と自覚を持たせる。 ○ リーダーシップ、メンバーシップを発展させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての集会活動や行事の運営が生徒の手でできるようになったか。 ○ それぞれの分野でリーダーを中心によくまとまり、活動したか。

ウ 学級指導

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 好ましい人間関係を助長し、正しく自己を知ること努めさせる。 ○ 集団の構成員としてルールを守る態度を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諸検査・調査等を資料とし、個人相談・自己理解に活用させる。 ○ 学業上の悩みを解消しながら適切な進路相談を行なう。 ○ 心身の健康・自他の安全に気をくばらせる。 ○ 集団の一員として自己のあり方に気づかせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教師と生徒・生徒相互の人間関係が好ましかったか。 ○ 自分をよく知り集団のルールを守って行こうとする態度が身についたか。

エ 学級会活動

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 班活動を基にして、活動内容の充実をはかる。 ○ 一人ひとりの自己の能力・特性を生かす場の工夫をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活班における係活動の実践状況の点検の徹底 ○ 一人一役とし責任を持たせた活動の推進 ○ 学級の日の活動を効率よく実践させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小集団の話し合いや活動が生活化され、内容が深められたか。 ○ 学級の諸活動を確実に果たし、人間関係が高められたか。

オ クラブ活動

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各自の趣味や特技を生かし、同じ愛好者が互いに創意工夫することにより、人間関係の改善と創造の喜びを知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 種々の基本技能の習得に力を注ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技能の向上にねばり強く努めたか。 ○ 協力しあって楽しみながら学習したか。

指導の重点	実践事項	評価の視点
	<ul style="list-style-type: none"> 文化祭などの発表の場を与えて、意欲を盛りあげ自主的に活動させる。 	

カ 部 活 動

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 活動の場を最大限に与え、自主的に練習する態度を育成する。 豊かな心情をもつスポーツマンとしての人間つくりをめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> 練習時間を厳守し、効果的な練習をさせる。 積極的に各種大会に参加し、技能を発揮させる。 適宜部会を開き、活動のきまりを徹底させる。 部日誌を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主的に練習する態度が身についたか。 各種大会で公正に競技し、全力を尽してプレーしたか。 部日誌をきちんとつけたか。活動のきまりが守れたか。

(4) 生徒指導

◇ 努力事項

集団生活上のきまりを理解させ実践させる。

◇ 達成の方策

- 「生活指導朝会」の活用を図る。
- 「生活のしおり」の活用を努める。

◇ 評価の視点

集団生活に必要なきまりが守られたか。

ア 教育相談

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 学校の生活環境に適応させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期教育相談の実施 教育相談の方法についての研修 	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい適応がなされたか。

イ 清掃指導

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> よい環境づくりに積極的に参加する心構えを養う。 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎内外の美化、清掃 清掃要領の指導の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 各箇所の清掃の要領と重点を知り、積極的に清掃することができたか。

ウ 交通安全指導

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 交通のきまりを理解し、しっかり守らせる。 交通道徳を身につけ実行させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室などにより、規則を理解する。 学級指導などを通して <ol style="list-style-type: none"> 安全運転をさせる。 正しい歩行をさせる。 良い交通マナーを学ばせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通規則が理解されたか。 交通道徳が身についたか。

エ 校内生活指導

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 基本的生活習慣を身につける。 	<ul style="list-style-type: none"> 「忘れ物」「遅刻」「記名」等の検査 	<ul style="list-style-type: none"> 望ましい生活態度が図られたか。

(5) 自主活動時間(月・水・金曜の6限)

ア 生徒活動の時間

題 材	時数	指 導 内 容	備 考
専 門 委 員 会	11	各期間の活動計画をたてる 各期間の活動の反省をする	毎 月
生徒会オリエンテーション	1	新入生に生徒会活動を紹介する	4 月
ほ り お こ し 活 動	6	3～4の専門委員会のほりおこし活動を行う	交通安全、他
学 級 の 時 間	10	学級内の諸活動の実施(学級歌等) 学級生徒会、他	
校 内 球 技 大 会	3	レクリエーションを中心にふれ合いを深める。	7.12.3月

イ ふるさとの時間

題材	時数	指導内容	備考
史跡学習 郷土の芸術	9	町のことについて学習する。	「私たちの町」を活用

ウ 一斉部活動の時間

題材	時数	指導内容	備考
一斉部活動	9	部活動の反省・活動計画用品・用具の手入れ整理	6.9.2月

(6) 学年経営

ア 第1学年

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 中学生としてけじめのある基本的な生活態度を育成する。 意欲的に学習にとりくませ、基礎的・基本的事項の定着をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校のきまりを守らせ充実した学校生活を送るようにさせる。 計画的に学習させ、予習・復習の習慣化をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 決められた「きまり」が守られたか。 学習の習慣ができたか。

イ 第2学年

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 中堅学年としての役割と責任を自覚させ、節度ある生活をさせる。 基礎学力の充実をめざし計画的・意欲的な学習態度の育成をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活の基本的なきまりをしっかりと守らせる。 計画的学習習慣を定着させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的なきまりが守られたか。 計画的な学習ができたか。

ウ 第3学年

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 最高学年としての自覚をもたせ、何事も積極的にとりくませ、協力して責任を果たす態度を育てる。 学習計画をしっかりと立てさせ、学力の一歩の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活設計を立てさせる。 係・班活動を活発にさせる。 個別指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> すすんで、物事にとりくむ態度が養われたか。 学力の向上に努力したか。

(7) 保健・安全教育

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 常に安全に留意し、的確な判断で行動する態度や能力を養う。 安全点検を実施し、危険の早期除去に努める。 交通安全の理解を深め、事故防止の徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種訓練の実施 安全点検日を設定し点検の徹底をする(毎月1回) 交通安全路上指導を実施する。 自転車通学生に対する指導を行う(車体検査) 通学路のマップを作成させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全に対する能力や態度が身についたか。 安全日の点検が確実に実施されたか。 交通安全に対する意識が高められたか。

(8) 進路指導

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 自己理解を深め、自分の能力や適性に合った進路をみつける力を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> 進路学習の充実 進路希望調査・進路相談・資料の収集・情報交換等により進路に関する判断力をつける。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己の将来についての見通しがもてたか。

(9) 同和教育

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> お互いの基本的人権を尊重し、差別をしない、差別を許さない生徒を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会科・道徳などの学習を通し、同和問題に対する正しい認識を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 他人に対し思いやりを持って接することができたか。

(10) 図書館教育

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 時間を生み出して読書にあてる習慣をつける。 図書の整理整頓の方法と習慣を身につけさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 興味・関心のある図書の購入とアイディアに富んだ委員会活動の促進によって図書活用の意欲を高める。 委員による図書の管理の確実性をはかる。 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に利用する態度がみられたか。 利用した本をきちんと返したか。

(1) 視聴覚教育

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 校内放送は、新鮮さと、創意工夫をこらした内容にし、みんなが関心をもって聞くようにする。 教育機器の活用により授業効果を高める工夫をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 校内放送 <ul style="list-style-type: none"> 季節感のあるもの(名曲) 話の泉 〇〇中アワー 学級紹介 中学生日記 生徒会だより 機器の整備保全を心がけ簡単にすぐ利用できるようにしておく。 計画的な利用を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 校内放送を真剣に聞いたか。 放送内容が適当であったか。 一人月一回以上、機器を利用したか。 機器の整備と整理整頓ができたか。 ライブラリーのフィルムを計画的に利用したか。

(2) 特殊教育

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 能力にあった学習内容で生活力をつけさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 年間指導計画の改訂 学習資料の精選 生活習慣の基本的項目の徹底 評価票の活用と実践 	<ul style="list-style-type: none"> 学力の定着度・到達度ほどの程度か。 評価票の記録結果に進歩が見られたか。

(3) 給食指導

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 準備(配膳)・仕末と一貫した給食指導を行う。 教師対生徒、生徒対生徒の好ましい人間関係をつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生的、協力的な態度で能率的な給食準備や後仕末をさせる。 楽しい雰囲気作りをする(楽しい話題・グループ給食) 係り活動を活発にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 配膳中は静かに席について待っていたか。 配膳されたものは残さず食べたか。 グループ給食の日には自主的にグループを作ったか。 食事マナーは身についたか。

(4) 寮生指導

指導の重点	実践事項	評価の視点
<ul style="list-style-type: none"> 自立的生活力をつけさせる。 生活環境の整理整頓と健康に留意する習慣を養う。 	<ul style="list-style-type: none"> 規則正しい生活をさせる。 部屋の整理整頓、清掃をきちんとやらせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に生活したか。 整理整頓、清掃をきちんとやったか。 健康増進を心がけたか。

4 年間授業時数配当表

区別	教科	1年	2年	3年
必修教科	国語	175 (5)	140 (4)	140 (4)
	社会	140 (4)	140 (4)	105 (3)
	数学	105 (3)	140 (4)	140 (4)
	理科	105 (3)	105 (3)	140 (4)
	音楽	70 (2)	70 (2)	35 (1)
	美術	70 (2)	70 (2)	35 (1)
	保健 男女	105 (3)	105 (3)	105 (3)
選択	技家 男女	70 (2)	70 (2)	105 (3)
	英語	105 (3)	105 (3)	105 (3)
道徳	音・英・技家・保体			35 (1)
	道徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)
特活	学指・学活	35 (1)	35 (1)	35 (1)
	クラブ	35 (1)	35 (1)	35 (1)
自主活動時間		51	51	48
行事		113	113	113

5 学校行事予定表

4 月					5 月				
日	曜	行 事 等	日・祝	行 事 日	日	曜	行 事 等	日・祝	行 事 日
1	火	【新任教員】新命交付	○		1	水	安全点検日 企画委員会		
2	水	学年始休業日	○		2	金	遊覧訓練(短)		
3	木		○		3	土	憲法記念日	○	
4	金	入学式 新任教員 新式安全点検日 職員会議	○		4	日		○	
5	土	始業式 入学式	○		5	月	こどもの日	○	
6	日		○		6	火	ツ反		
7	月	学力テスト 企画委員会			7	水	3年生修学旅行 1・2年生修学旅行		○
8	火	学力テスト 校外班会議			8	木	ツ反判定・BCG		○
9	水	職員会議 PTA三役会			9	金			○
10	木	学級委員認証式			10	土			
11	金				11	日		○	
12	土	身体計測		2	12	月	職員会議		
13	日		○		13	火	高体連		
14	月				14	水	佐中研総集会 高体連		
15	火	PTA四役会			15	木	企画委員会 結核検診		
16	水	家庭訪問			16	金	応援練習		
17	木	企画委員会 健康診断			17	土			
18	金	家庭訪問			18	日		○	
19	土				19	月	職員会議		1
20	日		○	○	20	火			
21	月	家庭訪問			21	水	国仲地方教研総集会		
22	火	健康診断			22	木			
23	水	校内記録会		○	23	金	都市陸上競技大		○
24	木	PTA総会		2	24	土			
25	金	職員会議			25	日		○	
26	土				26	月	職員研修		
27	日	探まつりマラソン			27	火			
28	月	振替休日	○		28	水	修学旅行発表会		
29	火	天皇誕生日	○		29	木	樹の検査		
30	水	生徒総会			30	金		○	
					31	土			
5 4 3 2 2					6 0 2 0 1				

※ ○印は自主活動時間の実施予定日

6 月					7 月				
日	曜	行 事 等	日・祝	行 事 日	日	曜	行 事 等	日・祝	行 事 日
1	日		○		1	火	安全点検日		
2	月	安全点検日 花壇整備			2	水	一人一研究指導		
3	火	中間テスト			3	木	期末テスト		2
4	水	中間テスト	○		4	金	期末テスト 職員会議		1
5	木	企画委員会			5	土	期末テスト		
6	金		○		6	日		○	
7	土	茶点交換			7	月			
8	日		○		8	火	新潟地区大会(陸上)		○
9	月	職員会議			9	水	新潟地区大会(陸上)		○
10	火	(新大会)		○	10	木			
11	水		教		11	金		○	
12	木	企画委員会	生		12	土	茶点交換		
13	金		教		13	日		○	
14	土		育		14	月	十段附評定 校外班会議		
15	日		夏	○	15	火	新潟地区大会(球技)		
16	月		習		16	水	新潟地区大会(球技)		
17	火	結核検診			17	木	企画委員会		
18	水		○		18	金	PTA総会 通信陸上大会		1
19	木	都市総合体育大会		○	19	土			
20	金	教育相談			20	日		○	
21	土	(野球)(バスケット)			21	月	職員会議		
22	日		○		22	火			
23	月	職員会議			23	水		○	
24	火	水泳前健康診断			24	木			
25	水	教育相談			25	金	林業式(大酒開)		2
26	木	PTA役員会 水泳前健康診断			26	土	夏季休業日~8/31まで		○
27	日	職員研修 日廻接種			27	日		○	
28	月				28	月	新潟県大会		○
29	日		○		29	火		○	
30	月	企画委員会	○		30	水		○	
					31	木		○	
町民委訪問 総大会 主事訪問 5 0 2 0 0					生徒指導地区別集會 4 5 2 2 4				

第4章 学校の年間教育計画との関係

8 月					9 月									
日	曜	行事等	日・祝	休業日	行事日	欠席時数	日	曜	行事等	日・祝	休業日	行事日	欠席時数	
1	金						1	月	始業式 職員会議 安全点検日				3	
2	土						2	火						
3	日						3	水	屋外整備・清掃					
4	月						4	木	学級委員総会					
5	火	北信越大会					5	金						
6	水						6	土						
7	木						7	日						
8	金						8	月						
9	土						9	火	風評予防接種					
10	日						10	水	PTA役員会					
11	月	郡市水泳大会(佐和田)					11	木	企画委員会					
12	火						12	金						
13	水						13	土						
14	木						14	日						
15	金						15	月	敬老の日					
16	土						16	火						
17	日						17	水	一人一研究発表会					
18	月	中学校全国大会					18	木	登山					
19	火						19	金						
20	水						20	土						
21	木	全校登校日、安全点検日					21	日	陸上記録会					
22	金						22	月						
23	土						23	火	秋分の日					
24	日						24	水	職員会議					
25	月						25	木						
26	火						26	金						
27	水						27	土						
28	木						28	日						
29	金						29	月	グラウンド整備					
30	土						30	火						
31	日													
学校・学園校日							郡大会							
			5	26	0	0				6	0	1	3	0

10 月					11 月									
日	曜	行事等	日・祝	休業日	行事日	欠席時数	日	曜	行事等	日・祝	休業日	行事日	欠席時数	
1	水	安全点検日 運動会練習					1	土	安全点検日					
2	木						2	日						
3	金	郡市駅伝大会				1	③	月	文化の日					
4	土	運動会準備				3	4	火						
5	日	運動会					5	水						
6	月	振替休日					6	木	企画委員会					
7	火						7	金	郡市音楽会					
8	水						8	土	曜日変更(月)				5	
9	木	企画委員会					9	日	文化祭					
10	金	体育の日					10	月	曜日変更(土)					
11	土						11	火	振替休日					
12	日						12	水	職員会議					
13	月	職員会議					13	木						
14	火						14	金	創立40周年記念式典				2	
15	水	バレード合同練習				1	15	土						
16	木	まつりバレード				2	16	日						
17	金						17	月	職員研修					
18	土						18	火						
19	日						19	水						
20	月	職員研修 中間テスト					20	木	企画委員会					
21	火	中間テスト					21	金						
22	水	生徒総会					22	土						
23	木	企画委員会					23	日	勤労感謝の日					
24	金	インフルエンザ1回目					24	月	振替休日					
25	土	祭点交換					25	火	インフルエンザ2回目					
26	日						26	水	職員会議					
27	月	職員会議					27	木						
28	火						28	金						
29	水						29	土						
30	木						30	日						
31	金													
郡市科学研究発表会										7	0	1	7	0
			5	0	1	5								

第4章 学校の年間教育計画との関係

12月					1月										
日	曜	行 事 等	日・祝	休 業 日	行 事 日	欠 席 数	日	曜	行 事 等	日・祝	休 業 日	行 事 日	欠 席 数		
1	月	安全点検日	○				①	木	元旦 冬季休業日	○					
2	火						2	金							
3	水		○				3	土							
4	木	企画委員会					4	日							
5	金	期末テスト			1		5	月							
6	土	期末テスト					6	火							
7	日		○				7	水							
8	月	期末テスト 避難訓練					8	木							
9	火						9	金	始式(体育祭) (初大会) 安全点検日 企画委員会			3			
10	水	教育相談					10	土							
11	木	茶点交換					11	日							
12	金	教育相談					12	月	職員会議						
13	土	冬休みのしおり完成					13	火							
14	日		○				14	水	曜日変更(土)						
15	月	十段階行定 職員会議					⑫	木	成人の日						
16	火						16	金							
17	水	校外班会議					17	土	両班学級(水曜授業)			1			
18	木	企画委員会					18	日							
19	金	PTA総会			1		19	月							
20	土						20	火							
21	日		○				21	水							
22	月	職員会議					22	木	企画委員会 校務協賛委員会						
23	火						23	金	生徒立会演説会						
24	水		○				24	土							
25	木	終業式			3		25	日							
26	金	冬季休業日(1/8まで)		○			26	月	職員会議						
27	土			○			27	火							
28	日		○				28	水							
29	月			○			29	木							
30	火			○			30	金	職員研修						
31	水			○			31	土							
			4	5	0	3	2	町書初版			6	6	0	3	1

2月					3月										
日	曜	行 事 等	日・祝	休 業 日	行 事 日	欠 席 数	日	曜	行 事 等	日・祝	休 業 日	行 事 日	欠 席 数		
1	日						1	日							
2	月	安全点検日	○				2	月	安全点検日 生徒総会						
3	火	3年生期末テスト				0 (2)	3	火							
4	水	3年生期末テスト	○			0 (1)	4	水	1・2年茶点交換 職員会議						
5	木	3年生期末テスト 企画委員会					5	木	PTA総会				2		
6	金		○				6	金	送別球技大会						
7	土						7	土	1・2年十段階評定						
8	日		○				8	日				○			
9	月	3年生茶点交換 職員会議					9	月				○			
10	火						10	火	企画委員会						
⑪	水	建国記念日	○				11	水	予備金						
12	木	3年十段階評定					12	木							
13	金		○				13	金	卒業式準備・予行				3		
14	土	3年5段階評定					14	土	卒業式				○		
15	日		○				15	日				○			
16	月	職員研修					16	月	職員会議						
17	火						17	火	高校入試						
18	水		○				18	水				○			
19	木	企画委員会					19	木	高校合格発表 企画委員会						
20	金	PTA役員会	○				20	金				○			
21	土						⑬	土	春分の日			○			
22	日		○				22	日				○			
23	月	職員会議					23	月				○			
24	火						24	火							
25	水	1・2年期末テスト				1 (0)	25	水	終業式 職員会議				3		
26	木	1・2年期末テスト 企画委員会				2 (0)	26	木	学年末休業日(3/31まで) 出勤日				○		
27	金	1・2年期末テスト	○				27	金					○		
28	土						28	土					○		
							29	日							
							30	月					○		
							31	火					○		
三年生父兄会 高校履修受付			5	0	0	0	3	新入生オリエンテーション			6	5	1	6	2

第4章 学校の年間教育計画との関係

6 年間授業予定表

月	4	5	6	7	8	9	
日数	30	31	30	31	31	30	
日曜・祝日	5	6	5	4	5	6	
休業日数	4	0	0	5	26	0	
出席日数	21	25	25	22	0	24	
行事日	入学式 1 桜まつりマラソン 1 校内記録会 1 3 3年修学旅行 J-2 # 1 都市競上 1 2 (4)	郷大会 1 都市大会 1	新潟地区 2			登山 1	
授業日数	18	23 (21)	23	20	0	23	
授業総時数	月水金	45	50 (45)	65	50	0	60
	火木	36	54 (48)	36	42	0	42
	土	9	12	12	9	0	12
	計	90	116 (105)	113	101	0	114
行事日以外の行事及び諸活動等の時数	身体計測 2			始業式 2		始業式 3 郷大会 3 一人一研究 1	
欠課時数	PTA総会 2	冠帽訓練 1 郷教研 2 佐中研 2	町教研 2	期末テスト 3 父兄会 1			
計	4	5	2	6	0	7	
道徳	3	3	4	3	0	3	
学指・学活	5	3	3	4	0	3	
クラブ	3	3	4	3	0	3	
教科	75	102 (91)	100	85	0	98	
合計	85	111 (100)	111	95	0	107	

	10	11	12	1	2	3	計
	31	30	31	31	28	31	365
	5	7	4	6	5	6	64
	0	0	5	6	0	5	51
	26	23	22	19	23	20 (11)	250 (241)
運動会 1	文化祭 1					卒業式 1	
1	1	0	0	0		1	13 (15)
25	22	22	19	23		19 (10)	237 (225)
60	50	55	50	55		50 (25)	590 (560)
54	42	48	30	48		48 (24)	480 (450)
12	15	9	12	12		6 (3)	120 (117)
126	107	112	92	115		104 (52)	1190 (1127)
運動会予行3 真野まつりパレード 2	文化祭準備5 創立40周年記念式典 2	終業式 3	始業式 3			卒業式準備3 (予行) 終業式 3	
5	7	3	3			0	5
35							
郷市駅伝 1 パレード練習 1		期末テスト1 父兄会 1	両親学級 1	期末テスト3		PTA総会 2	
2	0	2	1	3		2	23
7	7	5	4	3		8	58
4	4	3	3	3		2	35
4	4	3	4	4		2	39
4	4	3	3	3		2	35
107	88	98	102	102		90 (38)	1023 (960)
119	100	107	112	112		96 (44)	1132 (1069)

図 学校行事等計画表

行 事 等	実 施 月	立案担当	かかる時間	実 施 内 容 等
(交通安全指導)	月 1 回	安 全	50分	別紙指導計画、テキスト使用、学級指導中 3時間
体 重 測 定	月 1 回	保 健		
安 全 点 検	月 初	安 全		
朝 会	月	教 務	10分	① 講話 ② 生活指導
木 曜 朝 会	週 1 回	生徒会・教務	10分	① 音楽 ② 生徒会 ③ その他
生徒会専門委員会	月 1 回	生徒会	50分	
生徒会評議委員会	月 初	*		
学 年 会	月 1 回	学 年 部		学年経営案
自転車点検	毎月1回	安 全		点検簿使用
始 業 式	4. 9. 1	教 務	50分	新学期の決意
終 業 式	7. 12. 3	*	50分	学期の反省
入 学 式	4 月	*	90分	儀式
健康診断計画	4. 7. 10	保 健		
家 庭 訪 問	4.	教 務		3日間(3方面に分ける)午後
(PTA役員会)	4. 7. 9. 2	P T A		会長・副会長・会計監査・各部員・副部長
(PTA总会)	4. 3	*		規約審議・事業計画・予算案承認
生 徒 総 会	5. 10. 3	生 徒 会	各1時	事業計画・予算案承認
校 外 遊 覧 会	4. 7. 12月	*	各50分	庭園散策・行事計画・校外生活等
遊 覧 網 球	5. 12 月	安 全	4月90分 他 50分	消火器操作・発煙筒使用・避難地2ヶ所
グランド除草	5. 10 月	体 育・整備	各1時間	5限の日の第6限または超編で
展 祭 マ ラ ソ ン	4 月	体 育	4時間	全校参加
校 内 陸 上 記 録 会	4 月	*	6時間	学級対抗・学年毎1位賞状
住 学 旅 行	5 月	3 年 部		3年日光・東京方面・2泊3日
遠 足	5 月	1・2年部		1,2年島内日帰り バス使用
旅 行 体 験 発 表 会	6 月	教 務	1.5時間	学年・学級代表
都 市 陸 上 競 技 大 会	5 月	体 育	6時間	選手出場・応援・補助員

行 事 等	実 施 月	立案担当	かかる時間	実 施 内 容 等
(中間・期末テスト)	5,7,10,12月 1,2,3	教 務		定期 3回 中間 2回
全 校 映 写 会	10 月	視 聴 覚	各2時間	内容事前指導
輝 球 技 大 会	6 月	体 育	6時間	野・球・庭・卓・全校応援
佐 賀 地 区 体 育 大 会	6 月	体 育・応援	6時間	4地区 全校応援
保 護 者 会	7.12.3.月	教 務	2時間	公開授業・全体懇談・学級個人懇談
新 潟 地 区 陸 上 競 技 大 会	7 月	体 育	12時間	選手出場・応援・補助員
(同窓会総会)	8 月	同 窓 会 係		
輝 球 技 大 会	9 月	体 育	3時間	野・卓・庭・羽・全校応援
校 内 作 品 展	9 月	各 教 科 部		休暇中の作品展示
校 内 研 究 発 表	9 月	教 務	100分	科学・社会関係等・休暇中の研究を発表(学級代表)
登 山	9 月	体 育	6時間	
中 学 駅 伝	10 月	*	2時間	選手9名(9区間)国仲一周 全校応援(出発時)
選 動 会	10 月	*	6時間	各種競技・ダンス・マスゲーム・各種団体
真 野 町 ふ る さ と 祭 り	10 月	音 楽・教 務	2時間	パトントアラ・プラス・全校参加
校 内 球 技 大 会	7.12.3月	生 徒 会	3時間	学級対抗(リーグ)籠・卓・庭(2,3)羽(女)
読 書 感 想 文 発 表 会	10 月	国 語・図 書	2時間	夏休み課題中より1~2(学級) (審査済みのもの)賞状授与
文 化 祭	11 月	教 務(各)	1日間	学校・PTA・同窓会
ク ラ ブ 発 表 会	11 月	生 徒 会	120分	文化祭・各クラブ発表
定 期 相 談	6・12月	生 徒 指 導 部	4時間	各学級の計画
学 力 検 査	4 月	教 務		2日間で実施 1・2学年4月 5教科
全 校 書 初	1 月	国 語 課 題		休暇中の書初 各教室に展示(主任指導)
私 の 主 張 発 表 会	1 月	生 徒 会	2時間	各学級代表により学校生活・生徒向上に関するもの
生 徒 会 立 会 演 説 会	1 月	*	1時間	会長・副会長候補
予 せ ん 会	3 月	2・1学年	1時間	各学年
卒 業 式	3 月	教 務	2時間	儀式
生 徒 会 誌 発 行	3 月	生 徒 会		

7 校時表

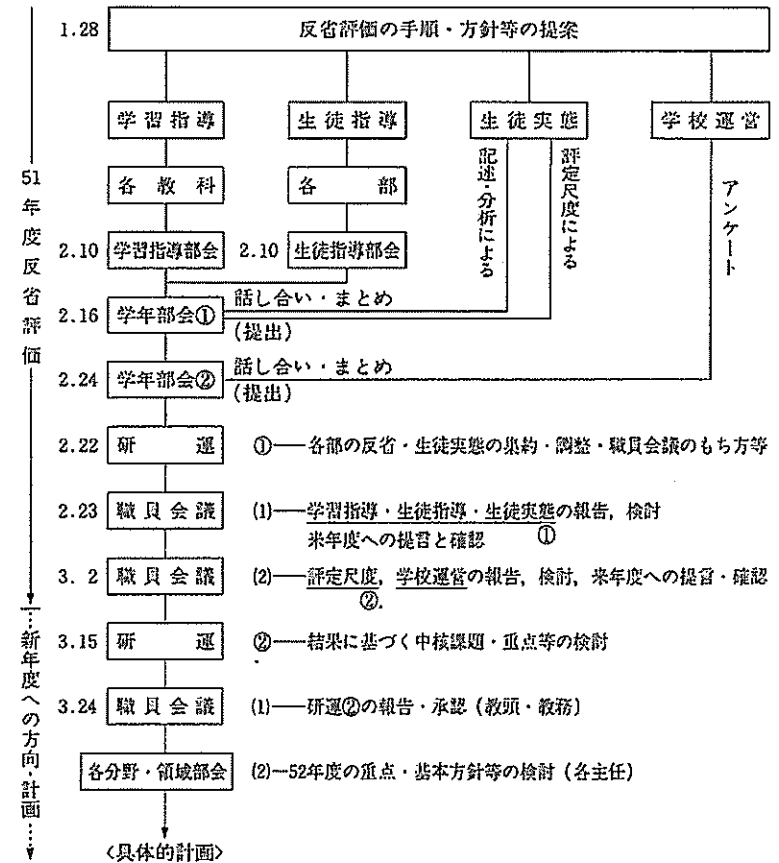
	月～金	土	備 考	
生徒登校	7:50~8:10	#	<ul style="list-style-type: none"> 管理箇所点検。異状あれば報告 出勤、管理札を黒に、出勤簿確認 職員朝会に連絡事項のあるときは、なるべく前日に、おそくとも当日5分前にあらかじめ教頭まで申し出ることを原則とする。 給食の時間は35分としてその準備配分は準備 10分 食事 20分とする 後始末 5分 その後生徒は休憩更衣の時間を25分とする。 行事その他特別事情の生じたときは、特別校時表を採用する。更に生徒指導等事情に対応し校時を変更することがある。 学級担任は、4校時終了と同時に給食指導を15分間行い休憩に入るものとする。 職員の休憩時間は、午前中原則として、10:20~12:20の間で15分をとるものとする。 点検後管理札を赤にして退校する。 	
勤務・点検	8:15~8:20	#		
全校朝会	職員朝会	8:20~8:30		#
	学 活	8:30~8:35		#
1	8:40~9:30	#		
2	9:40~10:30	#		
3	10:40~11:30	#		
4	11:40~12:30	#		
給食指導	12:30~12:45			
給 食	12:45~1:05			
職員休憩	12:45~1:30			
休憩・更衣	1:05~1:30			
5	1:30~2:20			
6	2:30~3:20			
研 掃	3:25~3:40	11:35~11:45		
学 活	3:45~3:55	11:50~12:00		
諸 活 動	3:55~4:35			
生徒下校	4:35~4:40	12:00		
点 検	4:35~4:40	12:00~12:05		
巡 視	4:40~5:00	12:00~12:15		
職員退校	5:00	12:15		

ノーチャイム制について
この制度は昭和47年度から実施され現在にいたっている。実施の目的は、「自主的態度の育成」である。チャイムが鳴ってから行動を開始したのでは、生徒も先生も遅刻してしまう。また、教育活動が多様化して校時のぎりが細かくなるほど、全体の動きに遅れが目立ち、チャイムがかえって仇となる。この解決は、時計を見て自分で行動する事であると言う結論によっている。

(2) 年間教育計画の作成の手順

現行制度では、年間教育計画を学年末から学年初めの多忙な時期に短期間で作成しなければならないが、秋季入学になれば、夏休みを利用でき余裕を持って作成することができる、という意見がある。

図15 学年末反省会の例（新潟県B中学校）



<出 典> 吉本，熱海，宮本編著『学校経営のチェックポイント』第一法規，1983年。

そこで、年間教育計画の作成手順を調べてみると、図15のように、学年末の1月から2月にかけて反省会が開かれ、これに基づいて3月頃に次年度の重点教育目標、指導の方針などの案が作成される。そして、新年度を迎えた4月の上旬の数日間に新しい教員を加えた会議で年間教育計画が承認されるという手順になっている。こうした手順は全国的にはほぼ同様である。

したがって、現行制度では年間教育計画の作成に十分な時間がとれないという批判もあるが、実態をみれば、それほど大きな問題とは考えられない。

なお、この問題は、学年の終期、教員の採用を含めた人事異動の時期をいつにするかの問題とも関連する。

2 秋季入学に伴う年間教育計画への影響

(1) 学習指導への影響

① 飼育栽培

秋季入学になると学習指導の内容の一部を手直しする必要が出てくる。現行の学習指導要領によれば、たとえば小学校の理科では、第2学年の内容(1)で「植物の種子を蒔いて育てさせるが、植物は芽を出して育ち、花が咲いて多くの種子ができること及びひなたと日蔭では育ちに違いがあることに気付かせる」と定められ、学校では、教材の配列や題材が季節の変化に応じて取り上げられている。たとえば、図16に示しているように、飼育栽培の授業では各学年ごとに植物の種子を蒔いて育て、開花・結実について実際に栽培しながら観察し、学習していくようになっている。栽培される植物としては、アサガオ、ヒマワリ、アブラナ、ヘチマ、インゲンマメ、カボチャなどが一般的である。

このように秋季入学になれば、そうした教材や学習指導の変更を余儀なくされたり、実施が不可能になったりすることがある。

図16 飼育栽培一覧表

学年	種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	
1	アサガオ チヌーリップ ヒヤシンス	2はなのたねをまこう5とおまなくあったあさがお6はなやみのしるあそび 種子まき.....開花・開花・実のでき方.....花の汁 8きゆうこんをうえよう.....球根植え.....										
2	ヒマワリ ホウセンカ	1めを出せひまわり 3のびろひまわり 6ひまわりのたねができた 種子まき.....開花.....開花.....結実..... 種子まき.....開花.....開花.....結実.....										
3	アブラナ ヘチマ	1花やわか葉のきせつ 4夏の草木や虫 8おち葉のきせつ開花・結実.....開花・実のでき方.....結実..... 種子まき.....種子まき.....										
4	ジャガイモ モンシロチョウ	1じゃがいもの芽生え 3じゃがいもの育ち 6ひまわりのたねができた いもの種えつけ.....開花.....開花.....結実.....開花.....開花.....結実..... 4こん虫..... 卵・幼虫・さなぎ・成虫										
5	インゲンマメ メダカ	1たねの発芽 2草木が育つ土 3魚のふえ方 種・発芽.....土と育ち.....種卵・ふ化・成長開花.....開花.....結実.....開花.....開花.....結実.....										
6	カボチャ トウモロコシ	4花から実へ 開花.....開花.....結実..... 開花.....開花.....結実.....										

出＜ 興＞ 啓林館『理科指導書総説』

② 勤労体験学習

また、勤労体験学習においては、一般に田植、除草、収穫といった稲作についての体験学習が展開されているが、秋季入学になると、2学年にまたがって一連の体験学習を行うことになるであろう。全校行事として行う場合には、収穫の時には卒業してしまう者がでてくる。その意味で、稲作等についての勤労体験学習には困難が伴うと考えられる。

(2) 学校行事への影響

① 学期と学校行事

現行制度では、一般に1学期(4月～8月)には入学式、始業式などの儀式的行事や歓迎遠足などが行われる。しかし、その他の多くの行事、たとえば運動会、文化祭、修学旅行などは、2学期(9月～12月)に集中している。3学期(1月～3月)は学年の締めくくりで、卒業式、終了式などの儀式的行事がある。

ところが、秋季入学になると、新2学期(1月～3月)が年明けの寒い時期になり、屋外で催される全校的行事の実施は困難になる。そのぶん、現2学期に行われている行事の大半が新1学期(9月～12月)と新3学期(4月～8月)に分散して行われることになろう。その一例を示せば、図17のようになることが想定される。

図17 秋季入学の年間行事計画モデル(中学校の場合)

— 現行制度 —
(通常地) (寒冷地)

		(通常地)		(寒冷地)	
61.4	一 学 期	入学式・始業式 (4.7) (4.6)	入学式・始業式 (4.7) (4.6)	入学式・始業式 (9.5) (9.7)	入学式・始業式 (9.5) (9.7)
		遠足	遠足	遠足	遠足
		都市総体	都市総体	交通安全教室	交通安全教室
		終業式(7.20)	終業式(7.25)	修学旅行	修学旅行
62.1	二 学 期	臨海林間学校 夏季休業(40日)	臨海林間学校 夏季休業(30日)	球技大会等	球技大会等
			始業式(8.25)	球技大会等	球技大会等
		始業式(9.1)	修学旅行	終業式(12.25)	終業式(12.25)
		交通安全教室	交通安全教室	冬季休業(14日)	冬季休業(22日)
62.1	三 学 期	運動会	運動会	文化祭	文化祭
		文化祭	文化祭	終業式(3.24)	終業式(3.28)
		球技大会等	球技大会等	春季休業(12日)	春季休業(6日)
		終業式(12.25)	終業式(12.25)	始業式(4.6)	始業式(4.4)
62.1	三 学 期	始業式(1.8)	始業式(1.16)	運動会	運動会
		高校入試	高校入試	都市総体	都市総体
		卒業式・終了式 (3.16) (3.24)	卒業式・終了式 (3.16) (3.24)	高校入試	高校入試
		春季休業(12日)	春季休業(12日)	卒業式・終了式 (7.20) (7.25)	卒業式・終了式 (7.27) (7.31)
62.1	三 学 期	卒業式・終了式 (3.16) (3.24)	卒業式・終了式 (3.16) (3.24)	夏季休業(40日)	夏季休業(37日)
		春季休業(12日)	春季休業(12日)	臨海林間学校等	臨海林間学校等
		始業式(1.8)	始業式(1.16)		
		高校入試	高校入試		

② 秋季入学研究会の調査

その場合、現在各学校で行われている学校行事がスムーズに実施できるか、という問題がある。この点について秋季入学研究会が行った「秋季入学に関する調査」によると、表5のように、体育的行事、学芸的行事、旅行・遠足的行事、勤労生産的行事、その他の行事の5つについては、小学校、中学校、高等学校とも、秋季入学になれば「支障が出てくる」と答えた校長は半数以下である。

しかし、体育的行事については他の行事に比べて「支障が出てくる」と答えている校長が多かった。

表5 秋季入学に伴う学校行事への影響
(質問：秋季入学が実施される場合、次の学校行事に支障が出てくると思われますか。)

	小学校	中学校	高等学校
	人 (%)	人 (%)	人 (%)
体育的行事			
支障が出てくる	92(47.9)	101(47.9)	66(35.1)
支障はない	100(52.1)	110(52.1)	122(64.9)
学芸的行事			
支障が出てくる	58(30.2)	87(41.4)	72(38.5)
支障はない	134(69.8)	123(58.6)	115(61.5)
旅行・遠足的行事			
支障が出てくる	39(20.3)	38(17.8)	36(19.5)
支障はない	153(79.7)	175(82.2)	149(80.5)
勤労生産的行事			
支障が出てくる	70(36.8)	42(20.4)	17(9.4)
支障はない	120(63.2)	164(79.6)	163(90.6)
その他の行事			
支障が出てくる	41(29.5)	39(23.8)	25(16.9)
支障はない	98(70.5)	125(76.2)	123(83.1)

③ 中体連、高校総体等の競技大会

中学校では中体連、高校では高校総体のように、運動競技で全国レベル、都道府県、あるいは郡市レベルの大会が開かれている。郡市レベルの大会は6月頃に開かれ、都道府県あるいは全国レベルの大会はそれらを受けて順に開催される。気候的にも大会準備スケジュールの上でも、これら一連の大きな大会は夏に行わざるを得ない(資料2, 3)。

秋季入学になると、これらの大会は新3学期(4月～8月)に集中することになるが、進学や就職を目前に控えた3年生は、これらの大会に参加したり、出場したりできるかどうか、微妙である。現在、多くの競技では、夏までに全国大会が終了し、3年生は秋になると退部し、受験などの準備に入るが、秋季入学になるとこうしたことができにくくなる。その結果、大会参加者は1, 2年生に限られることが十分考えられる。

このことは、全国的な文化的活動についてもほぼ同様である。

3 若干の問題

以上のように、秋季入学に移行する場合に想定される年間教育計画への影響については、基本的には大きな支障はないと考えられる。しかし、飼育栽培、勤労体験学習などの学習指導あるいは体育的行事などについてはかなりの支障が出るものと思われる。

資料2 高等学校体育連盟運動競技会行事予定

種目	項目		氏名	学校名	電話	全国高等学校総合体育大会	
	陸上	伝				大会名	期日
陸上競技	駅伝	上	岡崎	広島商業	082-231-9315	第39回全国高校陸上競技選手権大会	8月1～5日
	駅伝	伝				第37回全国高等学校駅伝競走大会	12月21日
水泳	飛込	球	花房 弘美	大 竹	08275-2-4825	第54回日本高校選手権水泳競技大会	8月17～20日
		球	山田 信舟	入	082-232-1261	第61年度全国高校体操競技選手権大会	8月1～4日 8月6～8日
新種	体操	艇	藤本 嘉人	宮島工業	08295-5-0143	第34回全国高校体操競技選手権大会	8月9～11日
		ト	恵田 明山	陽	082-232-9156	第27回全国高校ヨット選手権大会	8月17～27日
登山	山	山	加賀谷 健一	基 町	082-221-1510	第30回全国高校登山大会	8月7～10日
		キ	菅庄 良知	新 庄	082682-2323	第39回全国高校スキー大会	62年 2月12～16日
バスケットボール	ボール	ボール	土井 翠三	福山工業	0849-22-0261	第39回全国高校バスケットボール選手権大会	8月1～7日
		ボール	片岡 賢司	山陽女子	0829-32-2221	第37回全国高校ハンドボール選手権大会	8月1～7日
バレーボール	ボール	ボール	塔野 泰治	広島市工	082-282-2216	昭和61年度全日本高校バレーボール選手権大会	8月1～5日
		ボール	小林 史郎	鞆	0849-23-0400	昭和61年度全日本高校軟式野球選手権大会	例 8月5～8日 例 8月1～4日
軟式庭球	庭球	庭球	村上 宏二	安 田	082-221-3304	第76回全国高校庭球選手権大会	8月1～8日
		庭球	宗茂 義勝	府 中 東	0847-41-3300	第55回全国高校排球選手権大会	8月1～6日
卓球	卓球	卓球	井上 國三	広島工業	082-254-1421	昭和61年度全国高校サッカー大会	8月1～5日

第4章 各校の年間教育計画との関係

ラグビーフットボール	清原 弘	広島工業	082-254-1421	第66回全国高校ラグビーフットボール大会	12月28日～ 1月7日
ソフットボール	神堂 泰彦	竹 原	08462-2-0745	第21回全国高校男子ソフトボール 第38回全国高校女子ソフトボール	8月7～10日 8月1～5日
バドミントン	藤田 雅史	鈴峯女子	082-278-1101	第37回全国高校バドミントン選手権大会	8月1～6日
柔道	河野 忠嘉	皆 夷	082-251-6441	第35回全国高校柔道大会	8月2～4日
剣道	宇野 浩男	安 佐 北	08266-8-0600	第33回全国高校剣道大会	8月6～8日
相撲	黒田 正己	木江工業	08466-2-0055	第64回全国高校相撲選手権大会	8月2～4日
弓道	山本 忠欣	広島工業	082-254-1421	第31回高校弓道大会	8月1～4日
レスリング	稲田 十四一	三 次	08246-3-4104	第33回全国高校レスリング選手権大会	8月2～5日
ボクシング	田中 利憲	広 隆	082-848-1321	第40回全国高校ボクシング選手権大会	8月8～14日
ウエイトリフティング	池田 隆	府 中 東	0847-41-3300	第33回全国高校ウエイトリフティング選手権大会	8月1～5日
フエッティング	藤本 邦雄	盈 進	0849-55-2333	第32回全国高校フエッティング選手権大会	8月5～8日
自転車	樋口 道	広島市工	082-282-2216	第37回全国高校自転車競技選手権 第31回全国高校自転車道競走	8月6～9日 8月10日
アーチェリー	清本 修可	部	08266-4-2032	第19回全国高校アーチェリー選手権大会	7月26～27日
空手道	米山 弘通	尾道工業	0848-44-1700	第13回全国高校空手道選手権大会	7月25～27日
ホッケー	笹岡 純一	山 陽	082-232-9156	全国高校ホッケー選手権大会	8月6～11日
定通部	島山 幸治	大寺町商	082-241-1692	昭和61年度全国高校定時制・通信制体育大会	8月8～20日
研究部	平田 晃	安 西	082-872-1321	第21回全国高体連研究協議会	62年 2月3～4日
女子部	船田 静子	尾道商業	0848-25-2115	第20回全国女子体育研究大会	

資料3 広島県中学校体育連盟事業計画書(61年度)

大会名		期間	場所	参加者数	
中国中学校選手権	第18回 サッカー選手権大会	8月2日 3日	広島市 広大附属中 県営グラウンド	96	
	第14回 ハンドボール選手権大会	7月30日 31日	呉市 呉市体育館	180	
	第10回 ソフトボール選手権大会	8月9日 10日	広島市 二葉中学校	192	
	第18回 スキー選手権大会	2月17日 18日	山県郡 芸北国際スキー場	270	
	種目別選手権大会	第13回 広島県中学校ソフトボール選手権大会	7月22日 23日	福山市	180
		第15回 広島県中学校軟式庭球選手権大会	7月23日 24日	山県郡 八千代町	430
第26回 広島県中学校水泳選手権大会		7月23日 24日	福山市	380	
第14回 広島県中学校柔道選手権大会		7月27日	広島市 県立体育館	130	
第32回 広島県中学校陸上競技選手権大会		7月20日 21日	広島市 県営陸上競技場	2200	
第16回 広島県中学校剣道選手権大会		7月20日	三原市 武道場	250	
第16回 広島県中学校バスケットボール選手権大会		7月24日 25日	尾道市 市内中学校	480	
第20回 広島県中学校バレーボール選手権大会		7月23日 24日	三原市 リージョン体育館	416	

大会名		期日	場所	参加者数	
種目別選手権大会	第19回 広島県中学校体操選手権大会	7月21日 22日	広島市 サンプラザ	100	
	第15回 広島県中学校ハンドボール選手権大会	7月21日 22日	呉市 呉市体育館	130	
	第17回 広島県中学校卓球選手権大会	7月21日 22日	福山市	520	
	第18回 広島県中学校サッカー選手権大会	7月23日 24日 25日	広島市 広大附属中 庚午中	240	
	第7回 広島県中学校バドミントン選手権大会	7月24日 25日	福山市 福山市体育館	120	
	第47回 広島県中学校中国少年駅伝大会	11月23日	東広島市	520	
	第18回 広島県中学校スキー選手権大会	62年 1月中旬	山県郡 芸北国際スキー場	120	
	第11回 広島県中学校軟式野球選手権大会	7月20日 21日	高田郡 八千代町	180	
	第35回 広島県中学校総合体育大会	夏季	8月27日 28日	呉市 呉市営プール	400
		秋季	10月4日 5日	呉市	3250
		冬季	62年 2月中旬	県民の森	250

第5章 夏休みの位置づけ

1 学校からの児童・生徒の解放

秋季入学になると、夏休みの期間は学校から子どもを解放し、親の責任の下で家庭教育を行うことができ、また社会教育施設を有効利用することにより、過度の学校教育依存から脱却し、本来の教育の姿を実現する機会が増大する、という意見もある。この意見については生涯教育の観点から傾聴すべき点が少なくない。

2 学校が行っている夏休み期間中の指導状況

(1) 登校日

現在、学校が夏休み期間中にどの程度指導を行っているかについて、秋季入学研究会が行った調査によれば、次のとおりである。

夏休み期間中に指定登校を行っている学校は、小学校で79.0%、中学校で79.1%、高等学校で61.4%とかなり多くの学校で行われている。こうした指定登校日を設けている学校の平均指定登校日数についてみると、小学校で2.5日、中学校で2.2日、高等学校で3.0日である。また学校では、その他に学級ごとの登校日もあり、それを加えると、登校日数はこれよりも多くなる(表6a)。

表6a 夏休み期間中の指定登校日

	小学校	中学校	高等学校
行われている	154 (79.0%)	170 (79.1%)	116 (61.4%)
行われていない	41 (21.0%)	45 (20.9%)	73 (38.6%)
行われている学校の平均指定登校日数	2.5日	2.2日	3.0日

第5章 夏休みの位置づけ

(2) 補習

夏休み期間中の補習を行う学校についてみると、補習を行っている小学校(6年生)は10.4%と少ないが、中学校(3年生)では60.0%、高等学校(3年生)では86.8%であり、行っている学校の平均補習日数についてみると、小学校(6年生)で3.7日、中学校(3年生)で8.1日、高等学校(3年生)で13.9日と、中学校、高等学校になるにしたがって、多くなっている(表6b)。

表6b 夏休み期間中の補習

学年	小学校	中学校	高等学校
1年	10 (5.1%) 2.4	63 (29.3%) 6.2	148 (78.3%) 9.3
2年	10 (5.1%) 2.4	67 (31.2%) 6.3	152 (80.4%) 10.0
3年	10 (5.1%) 2.4	129 (60.0%) 8.1	164 (86.8%) 13.9
4年	15 (7.8%) 3.1		
5年	20 (10.4%) 3.6		
6年	20 (10.4%) 3.7		

上段：行っている学校数(割合)

下段：行っている学校の平均補習日数

(3) 臨海学校、林間学校等

夏休み期間中に臨海学校、林間学校あるいは野外活動等を行っている学校は、小学校で46.1%、中学校で42.7%、高等学校で33.0%となっており、約4割の学校でこれらの活動が行われている。行っている学校の平均活動日数(学年別)は、表6cに示すとおりである。

(4) クラブ活動

夏休み期間中にクラブ活動を行っている学校は、小学校で35.6%、中学

表6c 夏休み期間中の臨海学校、林間学校等

	小学校	中学校	高等学校
行われている	89 (46.1%)	91 (42.7%)	60 (33.0%)
行われていない	104 (53.9%)	122 (57.3%)	122 (67.0%)
行われている学校の学年別 平均活動日数			
1年	0.1日	1.6日	2.7日
2年	0.1日	1.8日	1.2日
3年	0.2日	1.0日	0.8日
4年	0.5日		
5年	1.7日		
6年	1.4日		

校で96.2%、高等学校で96.3%となっており、中学校と高等学校ではほとんどすべての学校でクラブ活動が行われている。行われている学校の平均活動日数は、小学校で12.5日、中学校で19.8日、高等学校で19.8日となっている(表6d)。

表6d 夏休み期間中のクラブ活動

	小学校	中学校	高等学校
行われている	68 (35.6%)	205 (96.2%)	182 (96.3%)
行われていない	123 (64.4%)	8 (3.8%)	7 (3.7%)
行われている学校の 平均活動日数	12.5日	19.8日	19.8日

なお、夏休み期間中のクラブ活動等の行事の一例は、資料4のとおりである。

(5) 宿 題

表6e 夏休み期間中の宿題

	小学校	中学校	高等学校
出してる	190 (97.9%)	215 (100.0%)	178 (95.2%)
出していない	4 (2.1%)	0 (0.0%)	9 (4.8%)

夏休み期間中の宿題を出している学校は、小学校で97.9%、中学校で100.0%、高等学校で95.2%となっており、ほとんどすべての学校が宿題を出している(表6e)。

(6) 家庭訪問

夏休み期間中の家庭訪問を行っている学校は、小学校で34.7%、中学校で57.2%、高等学校で67.4%となっており、多くの学校で夏休み期間中の家庭訪問が行われている(表6f)。

表6f 夏休み期間中の家庭訪問

	小学校	中学校	高等学校
行われている	67 (34.7%)	123 (57.2%)	126 (67.4%)
行われていない	126 (65.3%)	92 (42.8%)	61 (32.6%)

(7) 地区懇談会等

夏休み期間中に、教師が参加する地区懇談会や学校が共催または後援する児童・生徒を含む地域での催しが開催されているかどうかについては、表6gおよび表6hに示すとおりである。地区懇談会については、中学校と高等学校の半数の学校で開催されており、地域社会での催しについては、小学校と中学校の過半数の学校が関わりを持っている。こうした懇談会や行事を通して、多くの学校が夏休み期間中でも児童・生徒の指導に関わっていることがわかる。

表6g 夏休み期間中の地区懇談会

	小学校	中学校	高等学校
開かれている	62 (32.5%)	119 (55.3%)	99 (52.4%)
開かれていない	129 (67.5%)	96 (44.7%)	90 (47.6%)

表6h 夏休み期間中の地域社会の催し(学校共催あるいは後援)

	小学校	中学校	高等学校
ある	117 (61.9%)	107 (50.5%)	25 (13.4%)
ない	72 (38.1%)	105 (49.5%)	161 (86.6%)

3 家庭の教育力の低下

(1) 家庭

秋季入学になれば、長期の夏休みは学年末になる。終了式が7月下旬に行われ、夏休み期間中の児童・生徒に対する学校の指導が従来よりも少なくなるのが予想される。また、すでに述べたように、夏休みの期間は児童・生徒を学校から解放し、親の責任の下で指導すべきである、という考え方もある。そこで、当然のことながら、児童・生徒に対する家庭や社会の受け皿が果たして十分であるか、ということが問題となってくる。

秋季入学研究会がこれらの点について調査した結果は次のとおりである。まず、家庭の役割についてみると、現在学校が夏休み期間中に行っている指導を家庭でカバーできると考える校長は少ない。秋季入学になれば「夏休みの宿題や登校日もなくなり、親の責任の下で子どもをのびのびと育てることができるか」という質問については、表6 i に示すように、これを否定する者の割合が高く、小学校で66.1%、中学校で72.0%、高等学校で72.1%にもなっている。

表6 i 親の責任の下で子どもをのびのび育てることができるか

	小学校	中学校	高等学校
そう思う	64 (33.9%)	59 (28.0%)	51 (27.9%)
そう思わない	125 (66.1%)	152 (72.0%)	132 (72.1%)

(2) 塾や予備校

家庭にそれほどの期待ができないとすれば、現在よりも塾や予備校への依存が高まる可能性がある。

事実、秋季入学研究会の調査によると、秋季入学が実施されれば、「塾

表6 j 塾に通う児童・生徒の増大

	小学校	中学校	高等学校
そう思う	138 (71.9%)	155 (73.8%)	139 (74.7%)
そう思わない	54 (28.1%)	55 (26.2%)	47 (25.3%)

に通う者が多くなる」と予想する校長が、小学校で71.9%、中学校で73.8%、高等学校で74.7%に達している。このように、校長の多くは、夏休み期間中に塾に通う児童・生徒が増えるかと予想している(表6 j)。

4 非行の問題

(1) 秋季入学研究会の調査

夏休み中は児童・生徒を学校から解放し、親の責任の下で指導すべきであるという考え方があることについては、すでに述べたとおりであるが、現在、家庭の教育力が低下し、社会教育の受け皿も不十分な状態では、児童・生徒の非行が増大するのではないか、という意見もある。

この点について秋季入学研究会の調査(表7)によると、「非行が増大すると思う」校長は、小学校で69.1%、中学校で75.7%、高等学校で61.7%であり、多くの校長は、非行の増加を心配している。

表7 非行の増加

	小学校	中学校	高等学校
そう思う	130 (69.1%)	159 (75.7%)	113 (61.7%)
そう思わない	58 (30.9%)	51 (24.3%)	70 (38.3%)

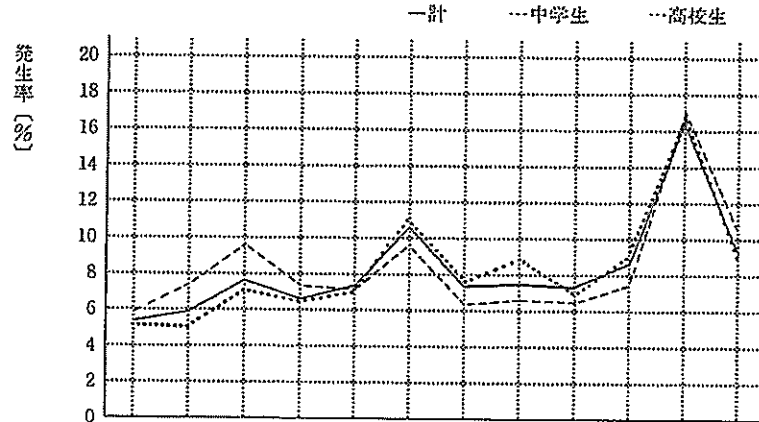
(2) 警視庁の調査

全国の月別少年補導状況(警視庁調べ)によると、図18および図19に示しているように、刑法犯少年、触法少年ともに、4月以降よりは夏休み明けの9月以降に多くなっている。この現象をさして「9月病」とも呼ばれている。秋季入学になって学校が夏休みの指導をしない場合には、少年非行がさらに増加するという意見がある。

5 学校に代わる受け皿のない現実

秋季入学を実施するにあたって、夏休みをどのように位置づけるかは、きわめて大きな問題である。

図18 刑法犯少年の月別補導状況（昭和60年度、全国）



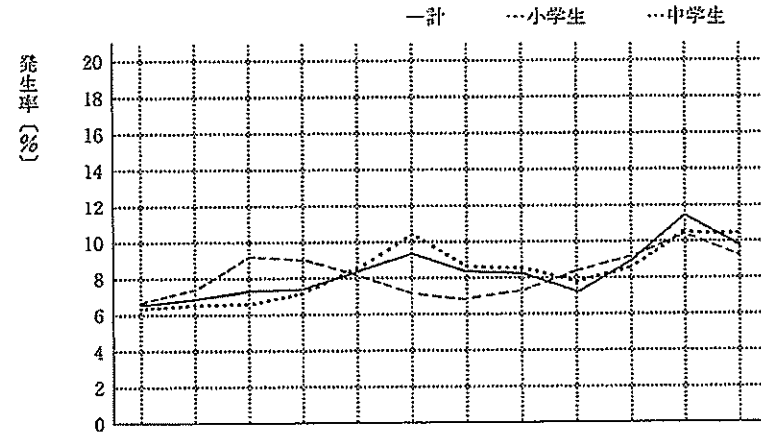
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
計	5.45	5.98	7.88	6.57	7.48	10.81	7.44	7.63	7.05	8.22	16.05	9.39
中学生	5.96	7.07	9.37	7.35	7.04	9.58	6.04	6.36	6.21	7.75	16.55	10.31
高校生	5.29	5.26	6.95	6.15	7.20	13.28	7.87	8.68	7.38	8.24	16.43	9.18

注1. この数値は、補導された時点で集計されたものである。 月別
 2. 6月と11月は、取締り強化月間となっている。

夏休みの位置づけについては、前述のように、子どもを学校から解放し、親の責任の下で指導すべきであるという考え方がある。これは現に欧米の多くの諸国で行われている夏休みの実態であり、生涯教育の観点からも傾聴すべき点が少なくない。しかし、上述の諸調査にみられるように、わが国では家庭の教育力が低下しており、社会教育も学校に代わる受け皿とはなり得ない状態であり、夏休み中の学校の指導がなくなるとすれば、塾や予備校に通う者が増加し、非行も増大すると予想する者が多い。

なお、夏休みには子どもを学校から解放し、親の責任の下に指導すべきであるという考え方については、夏休み自体のあり方の問題であって、現行制度でもそうした考え方の実現は可能である。したがって、こうした考え方が秋季入学を導入する根拠とは必ずしもならないと思われる。

図19 触法少年（刑法）の月別補導状況（昭和60年度、全国）



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
計	6.36	6.53	7.42	7.56	8.31	9.46	8.23	8.12	7.69	8.64	11.57	9.92
小学生	6.71	7.18	9.05	9.03	8.19	7.77	6.78	7.47	8.13	9.71	10.80	9.12
中学生	6.24	6.32	6.88	7.07	8.34	10.02	8.67	8.33	7.81	8.24	10.19	10.19

注1. この数値は、補導された時点で集計されたものである。 月別
 2. 6月と11月は、取締り強化月間となっている。

第6章 入試との関係

1 秋季入学の利点

(1) 丁寧な入試

夏休みを利用して入試を行えば、丁寧な入試を行うことができ、中・高校の第3学年の授業を確保しやすくなるとともに、上級学校に進学する場合、合格発表後に長期の休みがあり、ゆとりをもって上級学校進学準備がしやすくなる。

(2) 冬期の弊害の解消

冬季の入試に伴う天候上・健康上の問題（たとえば雪や風邪、インフルエンザの流行など）を解消できる。ちなみに、共通一次の追試験受験者は例年約150人程度である（全受験者はおよそ33万人～35万人）。

2 秋季入学の問題点

(1) 緊張感の希薄化

合格後に長い休みがあると、緊張感が薄れるため、高校、大学等に入学した後の学校生活への適応に問題を抱える生徒が多くなる。

(2) 健康上の問題

また、夏季の入試になるため、酷暑による健康上の問題などが出てくることが考えられる。

(3) 夏休み中の他の行事との関連

入試を丁寧に行うためには、夏休み中に行われている各種体育、文化的行事、研修、教員の人事異動の時期との関連などについて検討する必要がある。

3 諸外国の大学入試の時期

(1) フランス

夏休みを利用して入試を行うべきかどうかについては種々の意見があるが、諸外国の場合、大学入試あるいは大学入学資格試験は、夏休みの前に実施されている。

たとえば、フランスがそうである。フランスの大学では原則として入学試験などは課さず、大学への入学は中等教育の修了証書でもあるバカロレア資格に基づいている。このバカロレア資格試験は学外で行われる国家試験である。試験は大学では行われず、中等教育機関で行われる場合もあるが、原則的には各地区に設置されている特別の「試験センター」で実施されている。1986年の場合、バカロレア資格試験は6月4日の哲学の試験に始まり、他の科目の試験は、技術者バカロレア資格については6月16日と17日、普通教育バカロレア資格については6月19日と20日に実施されている。その発表は6月30日であり、20点満点で10点以上が合格となり、8点以下は不合格となる。8.1点から9.9点の者は、口頭による追試験を受ける。この試験は、最初の発表から約1週間後に実施される。バカロレア資格取得者は7月1日から希望する大学などへの登録を開始し、7月21日には登録を終了する。

初等および中等教育の夏休暇はフランス本国のみについてみると、2地区に分かれており、その開始日は6月28日か29日であるが、新学期は2地区とも同じ9月3日に始まる。中等教育はバカロレア資格試験などにより、実質的には6月上旬に授業が終わってしまう。このことは、わが国におけると同様に、高校教育の3学期の授業を乱すなどの理由で、長年にわたって問題にされ、授業日数などの点から論議がされてきたが、その結果、1986年度の新学期の開始は昨年より約1週間早くされている。これについては、なお論議がされている。

大学の夏休暇の開始は初等・中等教育に準じているが、実質的には6月

中旬に授業は終了し、夏休暇に入り、新学期は10月（実質的には11月）に始まる。

(2) 西ドイツ

西ドイツでも、フランスと同様に、中等教育修了資格試験であると同時に大学入学資格試験であるアビットゥア試験が、6月末までに行われている。

(3) イギリス

また、イギリスでも大学入学に必要とされるGCE（一般教育証書）試験が原則として6月か7月に実施されている。

4 夏休みにおける入試の可能性

秋季入学については、入試との関係において上述のような利点と問題点がある。しかし、夏休みに入試を行うことについては、フランス、西ドイツ、イギリスなどの諸国でも行われておらず、わが国でも、夏休みに入試を行うことについて大学や高校の同意が得られるかどうかは、疑問である。

第7章 会計年度と学年度

1 学年度と会計年度が異なる場合の利点

(1) 予算成立の遅れへの対応

現行制度においては予算の成立が新年度までズレることがしばしばある。そのために、たとえば、大学等での新設学科の募集・入試が4月以降に延ばされ、大学の一般教育その他教育上に支障が生じることがあるが、秋季入学になり、会計年度の始期と学年始期との間に半年程度のズレがあることにより、そのような問題は解消されるであろう。

(2) 日本人学校への教員派遣

また、日本人学校への教員派遣が行われているが、現行制度では、3月末帰国、4月派遣ということになり、引き継ぎがうまくゆかないこともあるが、会計年度とズレが生じることによって、予算執行において前任者と後任者の帰国・派遣の期日を夏休みを利用することで、若干重複させ、引き継ぎ等のための弾力的措置を講じることも可能になる。

2 学年度と会計年度が異なる場合の問題点

(1) 教育・研究の不安定化

学年度が二会計年度にまたがるため、学年を通じての教育・研究の実施に安定性を欠く。

(2) 児童・生徒の転校

児童・生徒の転校は、親の転任に伴って会計年度の境目で行われる場合が多いとすれば、学年途中の転入となる。その場合、履修状況（科目、進度、単位修得等）の違いが問題となる。

(3) 会計処理上の対応

秋季入学になれば、会計年度と学年度の間に半年程度のズレがあるため、現行の年間日程に沿って、学年度で学校施設整備事業を行おうとすると、9月以降（9月入学とすれば）の見込み学級数に基づいて事業を行うことになり、実際の標準学級数と異なる可能性が大きい。また9月以降の学級数を待って着工すると、学年度での整備が困難であるので、債務負担行為等、会計処理上の対応を要する。

3 諸外国の状況

表8 各国の会計年度と学年の始期の関係

		会計年度始期												不明	合計
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
学 年 始 期	1月	9	0	0	6	0	0	9	0	0	0	0	0	1	25
	2月	10	0	1	5	0	0	1	0	0	0	0	0	1	18
	3月	8	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0		10
	4月	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		3
	5月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0		2
	6月	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		2
	7月	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0		3
	8月	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	9
	9月	64	0	1	14	0	0	9	0	2	4	0	0	2	96
	10月	19	0	0	0	1	0	3	0	0	2	0	0		25
	11月	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1
	12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
合 計	122	0	2	30	1	0	25	0	2	7	0	0	5	194	

混合国(学年始期が二つ以上ある国).....5ヵ国

なお、アメリカは会計年度始期が州によって異なる(1月と9月)ため、表から除いた。

諸外国の会計年度の始期についてみると、表8に示しているように、1月を始期とする国が最も多く、122カ国(62.9%)となっている。次いで4月が30カ国(15.5%)、7月が25カ国(12.9%)、10月が7カ国(3.6%)、9月と3月がそれぞれ2カ国となっている。

次に、わが国と同様に会計年度と学年の始期が一致している国についてみると、表8に示しているように、15カ国と少ない。このことから、会計年度と学年度の始期が異なることに伴う問題はあまり大きくないと考えられる。

ところで、会計年度と学年の始期のズレによって生じる問題への対応策の一つとして、一般会計年度とは別に「学校会計年度」を定めるという対策を設けている国もある。秋季入学研究会の調査によれば、イギリスがそうであり、一般会計年度の始期は4月とし、「学校会計年度」の始期を7月としている。また、スリランカでも、一般会計年度の始期を4月、「学校会計年度」の始期を1月としている。このような措置が講じられている国として、アイルランド、ユーゴスラビア、南アフリカ、クウェートなどがある。

4 慎重な対策の必要性

したがって、秋季入学に移行する場合、会計年度と学年度が異なることによって生じると予想されるいくつかの問題については、一般会計年度とは別に「学校会計年度」を設けるなど、対策を慎重に検討しなければならない。しかし、諸外国の状況からみると、そうした問題は必ずしも重大かつ致命的な支障になるとは思われない。

第8章 国際交流上の利点と問題点

1 秋季入学の利点

(1) 外国人留学生の受け入れ

表9 外国人留学生の出身国の学年始期別構成比

昭和60年5月1日現在

学年始期の月	出身国	国費留学生	私費留学生	計(人)	構成比(%)
1月	マレーシア	109	526	693	(4.6)
	バングラデシュ	58			
	小計	167(6.7)	526(4.2)		
2月	ブラジル	88(3.5)	145(1.2)	233	(1.6)
3月	韓国	402(16.0)	2739(21.9)	3141	(20.9)
4月					
5月					
6月	タイ	293	307	746	(5.0)
	フィリピン	113	33		
	小計	406(16.3)	340(2.7)		
7月	インド	66		336	(2.2)
	インドネシア	127	143		
	小計	193(7.7)	143(1.1)		
8月	中国(台湾)		4414(35.3)	4414	(29.4)
9月	中華人民共和国	313	2417	3524	(23.5)
	アメリカ合衆国	97	697		
	小計	410(16.4)	3114(24.9)		
10月	香港		278(2.2)	278	(1.9)
11月					
12月					
	その他の国々	836(33.4)	808(6.5)	1644	(10.9)
合計		2502(100.0)	12507(100.0)	15009	(100.0)

<出典> 文部省学術国際局留学生課『21世紀の留学生政策』(昭和61年4月)

第8章 国際交流上の利点と問題点

秋季入学研究会の調査によれば、世界201カ国のうち99カ国(49.3%)が9月学年始期となっており、8・9・10月始期国が135カ国(67.2%)となっている。また、昭和60年5月現在わが国に在留する外国人留学生の出身国の学年始期についてみると、表9のとおり、9月始期国からの留学生が全体の23.5%を占め、8・9・10月始期国からの留学生は、全体の54.8%を占めている。

その点では、秋季入学によって、外国人留学生の受け入れが円滑になるという利点がある。

(2) 日本人留学生の派遣

表10 学年始期別日本人留学生の派遣状況(昭和59年度)

学年始期の月	派遣国	人数(人)	構成比(%)
1月	オーストラリア	382	(1.9)
2月			
3月	韓国	252	(1.2)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月	西ドイツ	893	(5.8)
	中国(台湾)	292	
	小計	1185	
9月	アメリカ合衆国	13126	(78.3)
	イギリス	1508	
	中華人民共和国	652	
	カナダ	505	
	イタリア	247	
10月	小計	16028	(10.9)
	フランス	1193	
11月			
12月			
	その他の国々	1430	(7.0)
合計		20470	(100.0)

<出典> 文部省学術国際局留学生課『21世紀の留学生政策』(昭和61年4月)

日本人留学生は、表10のとおり、その89.9%が、8・9・10月学年始期国へ留学しており、秋季入学への移行は、派遣の円滑化に大きく貢献するものと思われる。

(3) 高校生交流

表11 a 高校生交流（受け入れ）（昭和60年度）

学年始期の月	出身国	実施団体	人数	計(人)	構成比(%)
9月	アメリカ合衆国	A F S	125	376	100.0
		((財)エイ. エフ. エス 日本協会)			
		Y F U *	16		
		(Y F U 日本協会)			
国際ロータリー*	235				
計			376		

*一部オーストラリアを含む。

表11 b 高校生交流（派遣）（昭和60年度）

学年始期の月	派遣国	実施団体	人数	計(人)	構成比(%)
1月	シンガポール	UWC ((社) ユナイテッド・ワールド・カレッジ協会)	1	1	0.1
9月	イギリス アメリカ合衆国	UWC	4	1199	99.9
		UWC	2		
		E I L	3		
		((社) 日本国際生活体験協会)	263		
		国際ロータリー*	257		
		A F S	590		
		Y F U *	47		
カナダ	UWC	3			
イタリア	UWC	2			
計			1200		100.0

*一部オーストラリアを含む。

<出典> 文部省国際教育文化課調べ

高校生交流は、表11 a および表11 b に示しているように、受け入れ、派遣ともに、アメリカが主流となっている。したがって、学年始期をアメリカと同じ9月にすることにより、高校生交流はより円滑になると思われる。

(4) 海外子女教育

表12 学年始期別・就学形態別海外子女数

	月	日本人学校	補習授業校・現地校	その他	合計
小学校段階	1月国	2645人	574人	108人	3327人
	2月国	628	273	53	954
	3月国	475	45	10	530
	4月国	106	1	4	111
	5月国	776	12	33	821
	6月国	289	9	22	320
	7月国	893	34	34	961
	8月国	1988	1310	89	3387
	9月国	3537	14544	358	18439
	10月国	386	177	138	701
	混合国	100	393	38	531
合計	11823	17372	887	30082	
中学校段階	1月国	856	183	59	1098
	2月国	236	53	14	303
	3月国	150	12	18	180
	4月国	23	0	4	27
	5月国	228	1	5	234
	6月国	88	6	13	107
	7月国	276	8	30	314
	8月国	596	269	126	991
	9月国	1427	3887	436	5750
	10月国	76	38	39	153
	混合国	32	104	18	154
合計	3988	4561	762	9311	
合計				39393	

文部省提供「就学状況別義務教育相当年齢子女数」（昭和61年5月1日現在）

(注) 「その他」には国際学校就学者、その他の子女および不就学の子女が含まれている。

海外子女は年々増加し、昭和60年には、義務教育年齢相当者（6～15歳）は3万8,011人、幼稚園段階子女（4～5歳）は約6,800人、高校生段階子女は約2,700人である（文部省『海外子女教育の現状』昭和61年）。また、昭和61年5月1日現在での義務教育年齢相当者は、小学校段階で3万82人、中学校段階で9,311人（計3万9,393人）と増加している。

このような海外子女の場合、在外教育施設の中で、日本人学校に就学する子女については、日本人学校の学年始期が国内の制度と同一であることにより、全く問題はない。しかし、現地校に就学している子女で、わが国の制度と異なる制度の国の学校に就学する場合には、転入、進学上の問題が生ずる可能性が高い。

そこで、学年始期が秋季（8・9・10月）となっている国の補習授業校・現地校に就学する海外子女についてみると、表12に示しているように、小学校段階の海外子女3万82人のうち1万6,031人（53.3%）、中学校段階9,311人のうち4,194人（45.0%）の子女にとっては、秋季入学に伴う移動の円滑化という利点がある。

高等学校段階の海外子女については、国別データが不明であり、正確には推計できないが、昭和57年度文部省調査によれば、15～17歳の子女2,571人のうち、83.3%の子女が、北米、欧州、もしくは中近東に在留し、18～19歳の子女321人のうち、85.1%の子女が、北米もしくは欧州に在留していると推計されている。このことから、多くの子女にとって同様の利点が生ずることになる（文部省『海外勤務者子女教育に関する総合的実態調査報告書（昭和57年度）』）。

(5) 帰国子女の受け入れ

① 小・中・高の帰国子女受け入れの円滑化

毎年約1万人の児童・生徒が帰国するが、その約85%は小・中学校段階の児童・生徒であり、高等学校段階の帰国生徒は、約15%である（昭和59年4月～昭和60年3月の間に帰国した子女は、小学校6,328人、中

学校2,412人、高校1,297人であり、「外国の学校を修了した者で」日本の大学に入学した者は、60年度に6,235人いる。

帰国児童・生徒のうち8～10月に帰国する者は、表13に示すように、全体の26.9%となっており、秋季入学に変更されれば、これらの子女にとって移動が円滑になるという利点が生ずる。

表13 帰国児童・生徒の帰国月別構成比

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
%	9.0	6.3	20.4	6.1	4.2	6.0	8.6	13.9	6.5	6.5	4.3	8.2
								(26.9)				

② 大学における帰国子女の受け入れ

外国の学校を修了・卒業し、わが国の大学に入学する帰国子女の数は増加しているが、A大学B学部C学科の事例についてみると、表14aのとおり、昭和60年5月現在で、237名の帰国子女が在籍している。そのうち、194名（81.9%）が、いわゆる秋季入学型の国からの帰国子女である。

表14a A大学B学部C学科の帰国子女数（昭和60年度）

学年始期の月	帰国子女	編入帰国子女	合計(人)
1月	13人	0人	13
2月	13	1	14
3月	2	0	2
4月	0	0	0
5月	4	0	4
6月	3	0	3
7月	4	0	4
8月	5	0	5
9月	148	41	189
10月	0	0	0
11月	0	0	0
12月	0	0	0
混合型	2	1	3
合計	194	43	237

また、1983年から1986年間の帰国子女特別選抜の春（4月入学）・秋（9月入学）別受験者数をみると、表14bの通り、春よりも秋の選抜受験者が多くなっている。たとえば、1986年においては、春の受験者52人に対して、秋の受験者165人となっている。しかも、春の受験者数の増加率より、秋の受験者数の増加率が高い。このことにより、大学における帰国子女にとっては、秋季入学の道を開くことに伴う進学・編入の大きな利点がある。

表14b 帰国子女等の春・秋別受験者数（A大学B学部C学科）

	1983年		1984年		1985年		1986年	
	秋	春	秋	春	秋	春	秋	
帰国子女	104人	45人	125人	52人	141人	52人	165人	
外国人	58	24	66	19	45	20	68	
国内受験者	67	104	67	71	65	93	77	
合計	229	173	258	142	251	165	310	

2 秋季入学の問題点

(1) 学生交流

すでに述べたように、秋季入学になれば多くの国の学年の始期とわが国のそれとが同一または近接することになり、留学生の受け入れと派遣が円滑になるという利点がある。

しかし、留学のための語学予備教育を行うためには、学年始期が半年程度ズレている方がよいとする意見がある。たとえば、現在、わが国に受け入れている国費留学生については半年の日本語教育が行われており、またわが国から外国に派遣される留学生についても、アメリカ、西ドイツなどのように一定期間の語学予備教育を行う国も少なくない。

(2) 高校生の海外派遣、海外子女、帰国子女

現在わが国から海外に派遣している高校生の数は、昭和60年度で約1,200人であり、全高校生に占める割合は、0.02%にすぎない。

また、海外子女の場合には、昭和61年5月1日現在で小学生が3万821人、中学生が9,311人であり、小学生、中学生全体に占める割合は、それぞれ0.27%、0.16%である。

さらに、昭和59年度の帰国子女の数は、小学生が6,323人、中学生が2,412人、高校生が1,297人であり、小学生、中学生、高校生の全体に占める割合は、それぞれ0.06%、0.04%、0.03%である。

そこで、このように海外派遣高校生、海外子女、帰国子女ともに全体に占める割合がきわめて小さく、そのために入学時期を変える必要はないという意見もある。

3 弾力的な受け入れ

以上のように、秋季入学には国際交流上きわめて大きなメリットがある。しかし、現行の制度でも、留学生や帰国子女などを弾力的に受け入れることが可能であり、秋季入学に変更する必要がないという考え方もある。また、大学での帰国子女の受け入れについても、9月あるいは10月入学の道が開かれており（昭和51年・学校教育法施行規則改正）、昭和58年現在、8大学で実施されている。

第9章 学生の就職, 教員の人事異動・研修

1 学生の就職

民間企業人の意見によれば, 学校が秋季入学になれば企業もそれに合わせて学生を採用することになり, 特に問題はないと考えられる。

2 教員の人事異動

秋季入学になると人事異動が8月に行われるか, 9月に行われるかはまだ明らかではないが, 8月に人事異動を行うとすれば, 夏休みを利用して新しい学校での新学年への準備あるいは研修のための時間を確保することが容易になる, という意見もある。

3 夏休み中の教員研修

しかし, 夏休み中に行われる教員研修の主なる狙いは, 多くの場合, 各教員が直接担当する学級や教科に関連する多様な実践的問題や課題の解決を図ることにある。秋季入学になると, 夏休みが学年度末となり, 新年度からの学校も学級も決まらない状況の中での研修となり, 上記の意味での夏休み中の教員研修の意義が失われてくることも考えられる。

第10章 移行方法

新学年度に移行する基本的な方法としては, まず, 小学校から大学まですべての学校・学年を一斉に新学年制に移行させる「一斉移行」と, 小学校第一学年から順次新学年制に切り替えていく「学年進行」に大別することができる。しかし, その具体的な方式を考えるためには, 小学校の新入生をどのように受け入れていくのか, さらに在校生をどのように進級・卒業させていくのかという観点から詳細に検討されなければならない。このような検討を行った結果, 考えられるいくつかの移行方法としては, 次のものがある。

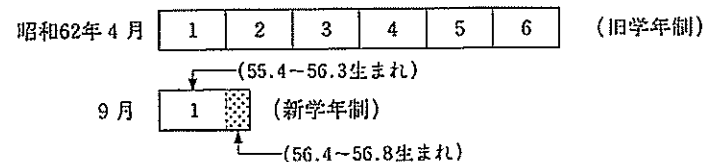
1 学年進行による移行方式

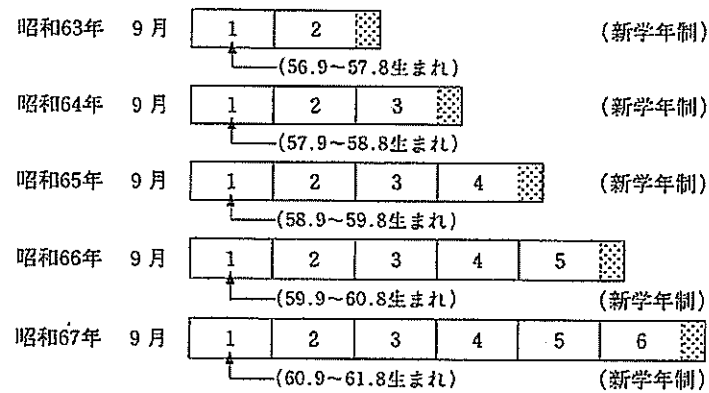
[1] 1.5倍入学(半年繰り下げ入学)方式

<概要>

移行年の9月に, 4月から3月生まれの児童に加えて, 旧制度による次年度入学予定者のうち4月から8月生まれの児童と一緒に入学させ, 翌年の9月から当該年の9月から次年8月生まれの児童を入学させる。たとえば, 昭和62年度に秋季入学を実施するとすれば, 次のようになる。

<図解>





<問題点>

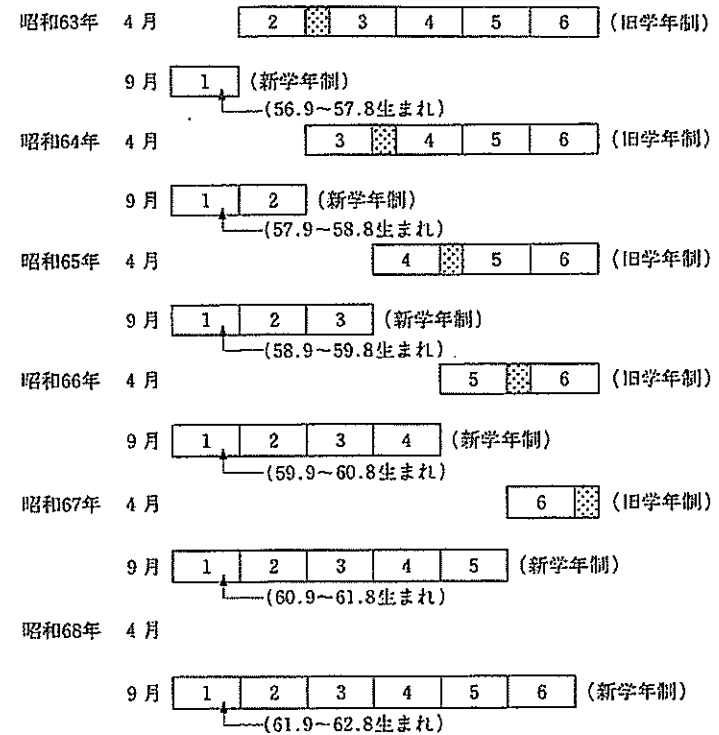
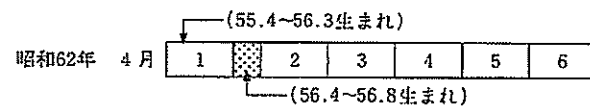
- ①移行年の9月に約1.5倍の児童を受け入れることになり、その状態は卒業まで続き、財政負担増の問題がある。
- ②旧学年制と新学年制の併存に伴い、学校行事等指導に若干問題が生じる。
- ③新学年制への切り替えに、長時間かかる。

[2] 1.5倍入学(半年繰り上げ入学)方式

<概要>

移行年の前年の4月に、4月から3月生まれの児童に加えて、旧制度による次年度入学予定者のうち4月から8月生まれの児童を一緒に入学させ、移行年の9月に、当該年の9月から次年8月生まれの児童を入学させる。たとえば、昭和63年度9月に秋季入学を実施するとすれば、次のようになる。

<図解>



<問題点>

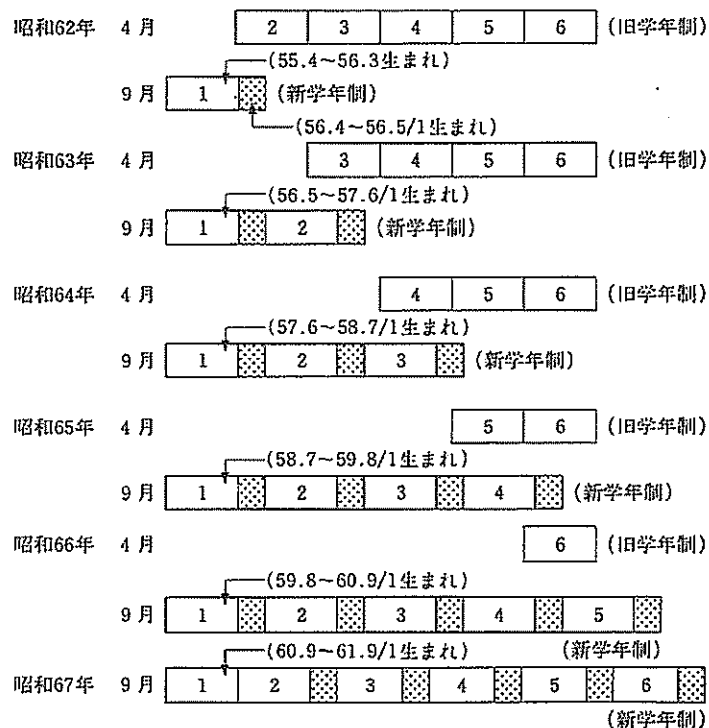
前述の[1]1.5倍入学(半年繰り下げ入学)方式と同じ問題がある。

[3] 新入生漸次受入方式

<概要>

小学校の新入生を漸次受け入れていく方式である。たとえば、移行年の9月に、4月から3月生まれの児童に加えて、旧制度による次年度入学予定者のうち5月1日までに生まれた者(計13カ月分の児童)を一緒に入学させ、2年目から、入学該当児童の生まれ月を1月ずつ遅らせて実施し、小学校では6年目から通常の9月入学とする方式。

<図解>



<問題点>

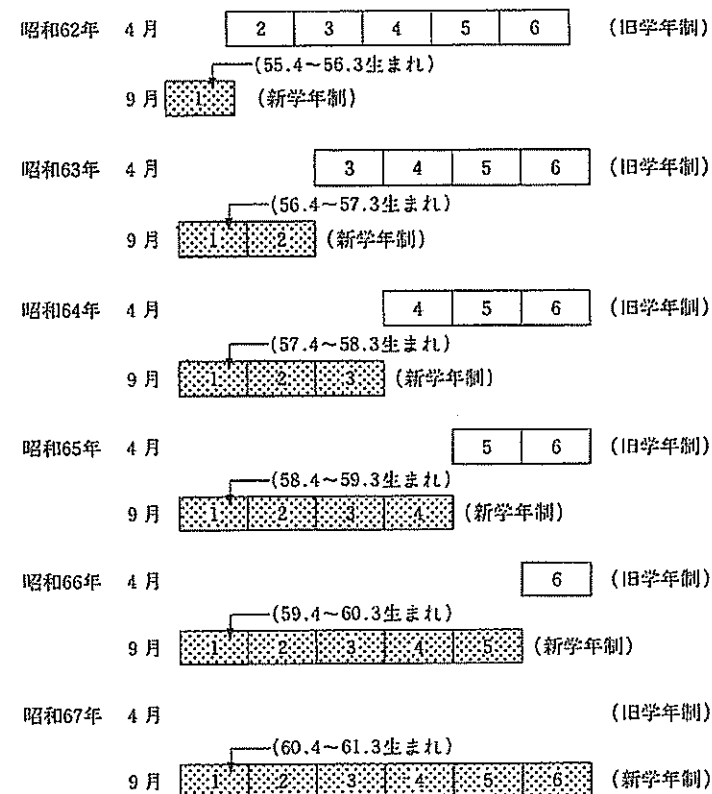
新入生の急増から生ずる財政上の負担等の問題は前述の〔1〕あるいは〔2〕の方式に較べて若干は軽減されるが、なお相当の負担増となる。その他の問題は前述の〔1〕の方式と同様。

〔4〕 半年入学待機方式

<概要>

新入生を半年遅らせ、9月に入学させる。

<図解>



<問題点>

財政負担の問題は大きくはないが、一部7歳就学になるため、イギリスの5歳就学、ソ連の7歳就学から6歳就学への切り換えなど、世界の義務教育開始年齢の引き下げの傾向からみて、問題がある。その他の問題は前述の〔1〕の方式と同様。

2 一斉移行による移行方式

〔1〕 教育期間短縮方式（西ドイツ・ヘッセン州など）

<概要>

1966年から1967年にかけて、4月始期を8月始期に移行した西ドイツ（ヘッセン州など）の方法を参考として、9月入学への移行方式を考えたものである。すなわち、移行期間中にそれぞれ9カ月と8カ月の短縮年度を設ける方法である。たとえば、昭和62年度より短縮学年度を設け、昭和63年9月より新学年制に移行するとすれば、次の図ようになる。

- <普通学年度> 昭和61年4月～昭和62年3月（12カ月の学年）
- <短縮学年度> 昭和62年4月～昭和62年12月（9カ月の学年）
- <短縮学年度> 昭和63年1月～昭和63年8月（8カ月の学年）
- <普通学年度> 昭和63年9月～昭和64年8月（12カ月の学年）

<図解>

昭和/年	学年の始期・秋季（月数）	昭和61年の 新入生	昭和62年の 新入生	昭和63年 1月の 新入生	昭和63年 9月の 新入生
昭和61年	4月1日～3月31日(12カ月の学年)	小1			
昭和62年	4月1日～12月31日(9カ月の学年)	小2	小1		
昭和63年	1月1日～8月31日(8カ月の学年)	小3	小2	小1	
昭和63年	9月1日～8月31日(12カ月の学年)	小4	小3	小2	小1
昭和64年	9月1日～8月31日(12カ月の学年)	小5	小4	小3	小2
昭和65年	9月1日～8月31日(12カ月の学年)	小6	小5	小4	小3
昭和66年	9月1日～8月31日(12カ月の学年)	中1	小6	小5	小4
昭和67年	9月1日～8月31日(12カ月の学年)	中2	中1	小6	小5
昭和68年	9月1日～8月31日(12カ月の学年)	中3	中2	中1	小6
昭和69年	9月1日～8月31日(12カ月の学年)		中3	中2	中1
昭和70年	9月1日～8月31日(12カ月の学年)			中3	中2
昭和71年	9月1日～8月31日(12カ月の学年)				中3

義務教育期間中に受ける実質的教育年数	8年 5ヶ月	8年 5ヶ月	8年 8ヶ月	9年
--------------------	-----------	-----------	-----------	----

- (注) 昭和61年4月新入生……昭和54年4月～55年3月生(12ヵ月分の児童)
- 昭和62年4月新入生……昭和55年4月～55年12月生(9ヵ月分の児童)
- 昭和63年1月新入生……昭和56年1月～56年8月生(8ヵ月分の児童)
- 昭和63年9月新入生……昭和56年9月～57年8月生(12ヵ月分の児童)

<問題点>

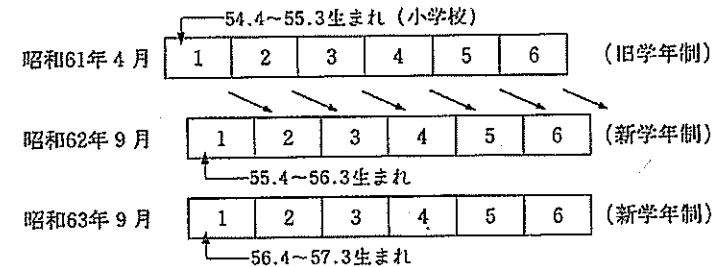
短期間に新学年制に移行でき、新入生の急増による財政負担増の問題は生じない。しかし、義務教育年限や教育課程を短縮するという法令上および教育指導上の問題が生じる。また、7月、8月の夏季休業にも授業を行わないと授業日数が確保できないという問題も生じる。

〔2〕 半年入学待機、卒業・修了延期方式

<概要>

すべての学年を一斉移行させるため、在校生の卒業・修了を現行制度の3月末に行わないで8月末まで延期させる方式である。たとえば、昭和62年9月に秋季入学を実施するとすれば、次のようになる。

<図解>



<問題点>

一部7歳児就学になるという問題や、すべての学校において5カ月間卒業・修了を延期することに伴う財政負担増がある。さらに、学年の延長によって、義務教育年限が9カ年を超過し、修了時に満16歳を超える者もいるなど、教育法制上の問題がある。

本的考え方を設定し、具体的計算は、その枠組みの下に文部省の関係課職員に行っていただいたことを付記しておく。

第11章 移行経費

1 移行経費の前提

(1) さる10月1日、臨時教育審議会に「秋季入学に関する研究調査」(中間報告要旨および同資料編)を提出したが、その際、今後の審議の参考資料として、秋季入学へ移行する場合の公財政支出額について追加的に報告するよう求められた。

(2) 秋季入学問題を検討するに当たって、現行の4月入学から仮に秋季入学に移行するとした場合に、およそどの程度の財政支出を必要とするかについての予測を持つことは、秋季入学制度自体の可否の検討とともに、事柄を判断する上で実際上極めて大きなファクターとなることは、十分理解しうるところである。そこで、秋季入学研究会としても早速その試算の作業を進めることとした。

なお、この場合「秋季入学」とは、入学および各学年の開始時期を9月とすることと仮定して、試算を行うこととする。

(3) 但し、試算に当たっては、児童・生徒・学生数の推移等可変的要素が極めて多く、かつ学校の運営経費等試算の難しい経費等があるため、正確な数値を示すことは極めて困難である。従って、本試算に当たっては、秋季入学へ移行した場合、児童・生徒・学生数の増減が教員数、教室数、授業料等といった基本的要素にどの程度の増減をもたらすかを概数的に把握し、トータルとして秋季入学への移行に要する経費についておよその目途をつけることを目標として作業を行うこととした。

(4) なお、試算に当たっては、各種データについての専門的・技術的処理を要することもあり、本研究会としては次に述べる試算に当たっての基

2 試算に当たっての基本的考え方

(1) 基本的枠組み

ア 秋季入学への移行方式には、中間報告で提示したとおりいくつかの方式が考えられる。これらを中心に実現可能性が高いと思われる方式としては学年進行方式による①1.5倍入学(半年繰り下げ入学)方式、②1.5倍入学(半年繰り上げ入学)方式、③新入生漸次受入方式、④半年入学待機方式および⑤教育期間短縮方式(西ドイツ・ヘッセン州など)がある。これらの方式のうち①～④は何らかの形で財政負担を必要とするものであり、一方⑤は基本的には財政負担を必要としない(その代わり移行期間中の教員、児童・生徒全員に多大の教育上の負担が課せられることになる)と思われる。

イ 試算の方式には、大別すると二つの方式が考えられる。一つは、児童・生徒数の変動に伴う学級数の増を基礎として、教員人件費および施設費といった基幹的経費を積み上げて、移行経費として算出する方式である。あと一つは、学生数の増を基礎として教員人件費、施設費を含む運営経費の総額を、原則として学生数の増分に比例させることによって移行経費を算出する方式である。

ウ 前者の方式は、公立の初等中等教育のように教員数や施設面積が学級数を基礎に算出されており、児童・生徒数の増減に伴うこれらの増減がほぼ正確に算出できる場合に有効な方式と考えられる。従って、初等中等教育における移行経費の算出に当たっては、この方式によることとする。

エ 後者の方式は、高等教育のように教員数や施設面積が学部別の大枠的な入学(収容)定員を基礎に算出されており、学生数の部分的

な増減の場合にはそれらの増減が必ずしも一律に算出できない場合に有効な方式と考えられる。従って、高等教育や公立高校の方式によることが必ずしも適当でない私立高校における移行経費の算出に当たっては、この方式によることとする。

オ 次に、上記により算出する移行経費について、それを誰が負担するのかの問題がある。この点に関しては、国公立学校については、学校の管理運営に要する経費について制度上設置者負担主義がとられているため、すべて公財政で負担することになると考えられる。一方私立学校についてはいろいろな考え方がありうるが、この問題は公的な制度改正に伴って生ずる問題であり保護者負担になじまない経費の増であると考えられるので、全額公財政負担として試算を行うこととする。

(2) 算出の前提

以上の基本的枠組みの下に、次の前提により試算を行うこととする。

A 使用するデータ

試算に当たっては、昭和62年4月から小学校よりいわゆる学年進行方式により順次上級学校へこれを及ぼして行くこととし、児童・生徒数については原則として移行期間該年度の推計値を、所要経費については初等中等教育関係の場合には昭和61年度の予算単価または交付税単価を、高等教育関係の場合には昭和59年度決算額を、それぞれベースとして算出することとする。

B 初等中等教育（公立）関係

ア 試算の対象経費は、児童・生徒の増によりもっとも影響を受けると考えられる教員の増に伴う人件費および教室の増に伴う施設整備費とし、事務職員等の人件費、学校管理費等については、対象外とする。従って、実際に秋季入学へ移行させた場合には、本試算額以上の経費がかかることになる。

イ 教員の増の算出に当たってその基礎となる学級編制については、小・中・高校とも45人学級編制とする。現在、小・中学校について40人学級編制の実現を目指しての改善措置が進められているが、いまだ計画途上であることから45人学級編制とするものとする。

ウ 教室の増の算出に当たっては、予想される学級増の1/2についてのみ施設整備することとする。これは、いずれにせよ経過措置であることに鑑み、他の用途に使用されているものを一時的に教室に転用する等可能な限り既存施設の活用を図ることの可能性を考慮したものである。

エ 高等学校への進学率は、61年度の水準で推移するものと仮定する。

オ 幼稚園、国立小・中・高校、私立小・中学校は本試算の対象外とする。これは、幼稚園については相当程度柔軟な対応が可能と判断したこと、国立小・中・高校と私立小・中学校については全体に占める割合が小さいことによる。

C 高等教育関係

ア 試算の対象経費は、学生数の増減に伴って変化すると考えられる教員人件費、施設整備費、教育研究費、教育研究用設備備品費、入学金、入学検定料、授業料、施設設備資金、実験実習料とし、事務職員等の人件費、学校管理費等については、対象外とする。従って、初等中等教育におけるのと同様秋季入学へ移行させた場合には、本試算額以上の経費がかかることになる。なお、移行方式により対象経費は異なる。

イ 試算に当たっては、学生数の増減による支出増から収入増（支出減を含む）を差し引くこととする。

ウ 教員の増に伴う経費については、専任教員に替えて非常勤講師の活用等を図るという可能性等を考慮し、現行の教育条件を維持する

のに必要な経費の80%について学生数の増分に比例して計上するものとする。

エ 施設整備費については、初等中等教育と同様、可能な限り既存施設の活用を図ることの可能性等を考慮し、学生数の増分に比例する施設増の1/2について整備するものとする。

オ 新高等教育計画に基づき、大学・短期大学への進学者数は、現在の水準で推移するものと仮定する。

3 移行経費の試算

[1] 1.5倍入学（半年繰り下げ入学）方式

<移行経費の試算>

(1) 公立小・中・高等学校

(億円)

区分	人件費		施設費		合計		
	国 A	地方 B	国 C	地方 D	国 E(A+C)	地方 F(B+D)	全体 E+F
小学校	2,640	2,640	410	410	3,050	3,050	6,100
中学校	1,770	1,770	410	410	2,180	2,180	4,360
高等学校	0	3,360	200	400	200	3,760	3,960
合計	4,410	7,770	1,020	1,220	5,430	8,990	14,420

移行期間：小学校(昭和62年～67年、6年間)、中学校(昭和68年～70年、3年間)、
高等学校(昭和71年～73年、3年間)

(2) 私立高校

(億円)

教員経費・施設費等 A	入学金・検定料等 B	移行経費 A-B
1,280	549	731

(3) 国公立大学・短期大学

(億円)

		教員経費・施設費等 A	入学金・検定料等 B	移行経費 A-B
国	大学	1,607	116	1,491
	短期大学	33	4	29
公	大学	228	9	219
	短期大学	55	5	50
私	大学	2,264	1,301	963
	短期大学	511	365	146
合計		4,698	1,800	2,898

移行期間：大学(昭和74年～77年、4年間)、短期大学(昭和74～75年、2年間)

<試算の方法>

(1) 公立小学校

① 対象経費

人件費および施設費

② 算式

ア 人件費

$$A \text{ (増加学級数)} \times B \text{ (教員積算率)} = C \text{ (増加教員数)}$$

$$C \times D \text{ (61年度教員給与予算単価)} = E \text{ (単年度増加人件費)}$$

$$E \times F \text{ (増加人件費所要期間)} = G \text{ (総増加人件費)}$$

イ 施設費

$$A \times (1/2) \times 100\text{m}^2 \text{ (1教室当たり面積)} = H \text{ (要整備面積)}$$

$$H \times I \text{ (61年度建築費予算単価)} \times 1.01 \text{ (事務費1\%を含む)}$$

$$= J \text{ (増加施設費)}$$

③ 算式の考え方

ア 人件費

(7)通常年の(1+5/12)倍の児童数が入学することによる増加学級数を算出するため、各学校毎に60年4月入学児童の実数をもとに45人学級を編制し、その学級編制のところへさらに5/12倍の児童数が入学したと仮定した場合の学級数の増を算出する。

$$\begin{array}{ll} \text{60年4月入学児童の5/12倍(a)} & 688,213\text{人} \\ \text{増加学級数(b)} & 14,709\text{cl} \end{array}$$

(f)上記比率をもとに62年9月に63年入学予定児童の5/12の児童(c)を入学させた場合の増加学級数(A)を算出する。

$$(b/a) \times c \text{ (620,968人)} = A \text{ (13,272 cl)}$$

(g)教員定数は、学校規模によって算出方法が異なるので、上記Aに1学級当たりの平均的な教員積算率(B)を乗じて増加教員数(C)を算出する。

$$A \times B \text{ (1.145)} = C \text{ (15,196人)}$$

(h)上記Cに61年度教員給与予算単価(D)を乗じて単年度増加人件費(E)を算出する。

$$C \times D \text{ (5,812千円)} \approx E \text{ (880億円)}$$

(i)上記Eに増加人件費所要年数6年を乗じて総増加人件費(G)を算出する。

$$E \text{ (880億円)} \times 6 = G \text{ (5,280億円)}$$

イ 施設費

(7)学級数の増(A)による要整備面積(H)を算出する。

$$A \text{ (13,272 cl)} \times (1/2) \times 100\text{m}^2 = H \text{ (664千m}^2\text{)}$$

(f)上記Hに61年度建築費予算単価(I)を乗じて、増加施設費(J)を算出する。

$$H \times I \text{ (121,700円/m}^2\text{)} \times 1.01 \approx J \text{ (820億円)}$$

(2) 公立中学校

対象経費および算式ともに、公立小学校と同様の考え方により算出す

る。

ア 人件費

$$(7)(a) \quad 817,887\text{人}$$

$$(b) \quad 18,008\text{cl}$$

$$(f) (b/a) \times c \text{ (602,808人)} = A \text{ (13,272 cl)}$$

$$(g) A \times B \text{ (1.53)} = C \text{ (20,306人)}$$

$$(h) C \times D \text{ (5,812千円)} \approx E \text{ (1,180億円)}$$

$$(i) E \times 3\text{年} \approx 3,540\text{億円}$$

イ 施設費

$$(7) A \text{ (13,272 cl)} \times (1/2) \times 100\text{m}^2 = H \text{ (664千m}^2\text{)}$$

$$(f) H \times I \text{ (121,700円/m}^2\text{)} \times 1.01 \approx 820\text{億円}$$

(3) 公立高校

対象経費および算式ともに、公立小学校と同様の考え方により算出する。

ア 人件費

(7)71年9月入学予定の増加生徒数(A)を算出する。

$$\frac{1,503,482\text{人}}{(72年4月入学予定者)} \times (5/12)$$

$$\times \frac{0.931}{(61年度高校進学率)} \times \frac{0.715}{(61年度公立入学者率)} = A \text{ (417,006人)}$$

(f)上記Aを45人学級編制した場合の増加学級数に1学級当たりの平均的な教員積算率(B)を乗じて増加教員数(C)を算出する。

$$A \times (1/45) \times B \text{ (2.0)} \approx C \text{ (18,600人)}$$

(g)上記Cに61年度教員給与交付税単価(D)を乗じて単年度増加人件費(E)を算出する。

$$C \times D \text{ (6,030千円)} \approx E \text{ (1,120億円)}$$

(h)上記Eに増加人件費所要年数3年を乗じて、総増加人件費を算

出する。

$$E \times 3 = 3,360 \text{億円}$$

イ 施設費

公立小学校の施設費と同様の考え方により算出する。

$$(ア) A (9,300 \text{cl}) \times (1/2) \times 100 \text{m}^2 = H (465 \text{千m}^2)$$

$$(イ) H \times I (126,000 \text{円/m}^2) \times 1.01 \approx 600 \text{億円}$$

(4) 私立高校

① 対象経費

人件費，施設費，入学金，入学検定料および施設整備資金

② 算式

$$ア \quad \{A (\text{増加経費}) - B (\text{増加収入})\} \times C (\text{移行期の生徒減少率}) = D (\text{純増加経費})$$

$$イ \quad A = \{E (\text{年間人件費} \times 0.8) + F (\text{年間施設費} \times 1/2)\} \times G (\text{生徒の増加に伴う教員経費等の累積増加率})$$

$$ウ \quad B = H (\text{年間入学金} \cdot \text{入学検定料} \cdot \text{施設整備資金}) \times G$$

③ 算式の考え方

国立大学と同様の考え方により算出する。

$$ア \quad G = 5/36 \times 3 = 5/12$$

$$イ \quad C = 4,497,999 \text{人} (71 \text{年} 9 \text{月} \sim 73 \text{年} 9 \text{月} \text{入学対象者数}) \\ \times 0.931 (61 \text{年度} \text{高校} \text{進学率}) \times 0.283 (61 \text{年度} \text{私立} \text{入学者率}) \div 1,367,978 \text{人} (59 \text{年度} \text{私立} \text{学校} \text{在} \text{学生} \text{生徒数}) \\ \approx 0.8663$$

$$ウ \quad \{E (307,801 \text{百万円}) + F (46,739 \text{百万円})\} \times G (5/12) \\ = A (147,725 \text{百万円})$$

$$エ \quad H (152,145 \text{百万円}) \times G (5/12) = B (63,394 \text{百万円})$$

$$オ \quad \{A (147,725 \text{百万円}) - B (63,394 \text{百万円})\} \times C (0.8663) \\ \approx D (731 \text{億円})$$

(5) 国・公・私立大学・短期大学

① 対象経費

人件費，施設費，教育研究費（教員分），教育研究用設備備品費，入学金，入学検定料および施設整備資金

② 算式

$$ア \quad A (\text{増加経費}) - B (\text{増加収入}) = C (\text{純増加経費})$$

$$イ \quad A = \{D (\text{年間人件費} \times 0.8) + E (\text{年間施設費} \times 1/2) \\ + F (\text{年間教育研究費} \times 0.8) + G (\text{年間教育研究用設備備品費})\} \times H (\text{学生の増加に伴う教員経費・施設費等の累積増加率})$$

$$ウ \quad B = I (\text{年間入学金} \cdot \text{入学検定料} \cdot \text{施設整備資金}) \times H$$

③ 算式の考え方

<国立大学>

ア 増加経費を算出するため，学生の増加に伴う教員経費，施設費等の累積増加率（H）を算出する。

$$H = 5/48 (\text{単年度} \text{学生} \text{増}) \times 4 (\text{学年数}) = 5/12$$

イ 年間増加経費要素に上記Hを乗じて増加経費（A）を算出する。

$$\{D (262,150 \text{百万円}) + E (30,734 \text{百万円}) \\ + F (54,471 \text{百万円}) + G (38,296 \text{百万円})\} \times H (5/12) \\ = A (160,688 \text{百万円})$$

ウ 年間入学金等（I）に上記Hを乗じて増加収入額（B）を算出する。

$$I (27,914 \text{百万円}) \times H (5/12) = B (11,631 \text{百万円})$$

エ 上記Aから上記Bを差し引いて純増加経費（C）を算出する。

$$A (160,688 \text{百万円}) - B (11,631 \text{百万円}) \\ \approx C (1,491 \text{億円})$$

<国立短期大学>

$$H = 5/24 \times 2 = 5/12$$

$$\{D (5,559百万円) + E (483百万円) + F (697百万円) + G (1,133百万円)\} \times H (5/12) = A (3,280百万円)$$

$$I (917百万円) \times H (5/12) = B (382百万円)$$

$$A (3,280百万円) - B (382百万円) \doteq C (29億円)$$

<公立大学>

$$H = 5/48 \times 4 = 5/12$$

$$\{D (37,118百万円) + E (10,469百万円) + F (4,306百万円) + G (2,803百万円)\} \times H (5/12) = A (22,790百万円)$$

$$I (2,203百万円) \times H (5/12) = B (918百万円)$$

$$A (22,790百万円) - B (918百万円) \doteq C (219億円)$$

<公立短大>

$$H = 5/24 \times 2 = 5/12$$

$$\{D (10,982百万円) + E (432百万円) + F (986百万円) + G (715百万円)\} \times H (5/12) = A (5,464百万円)$$

$$I (1,079百万円) \times H (5/12) = B (450百万円)$$

$$A (5,464百万円) - B (450百万円) \doteq C (50億円)$$

<私立大学>

$$H = 5/48 \times 4 = 5/12$$

$$\{D (363,380百万円) + E (57,615百万円) + F (76,294百万円) + G (46,171百万円)\} \times H (5/12) = A (226,442百万円)$$

$$I (312,310百万円) \times H (5/12) = B (130,129百万円)$$

$$A (226,442百万円) - B (130,129百万円) \doteq C (963億円)$$

<私立短大>

$$H = 5/24 \times 2 = 5/12$$

$$\{D (81,850百万円) + E (19,342百万円) + F (14,012百万円)$$

$$+ G (7,339百万円)\} \times H (5/12) = A (51,060百万円)$$

$$I (87,554百万円) \times H (5/12) = B (36,481百万円)$$

$$A (51,060百万円) - B (36,481百万円) \doteq C (146億円)$$

[2] 1.5倍入学（半年繰り上げ入学）方式

<移行経費の試算>

- ア 1.5倍入学（半年繰り下げ入学）方式と比して単に移行前年の4月に、4月から8月生まれの子童を入学させただけであり、児童数の増減は1.5倍入学（半年繰り下げ入学）方式と変わらない。
- イ このため、移行経費は、上記方式と同額である。

[3] 新入生漸次受入方式

<移行経費の試算>

(1) 公立小・中・高等学校

(億円)

区分	人件費		施設費		合計		
	国A	地方B	国C	地方D	国E(A+C)	地方F(B+D)	全体 E+F
小学校	2,360	2,360	370	370	2,730	2,730	5,460
中学校	1,630	1,630	240	240	1,870	1,870	3,740
高等学校	0	3,250	120	240	120	3,490	3,610
合計	3,990	7,240	730	850	4,720	8,090	12,810

移行期間：小学校(昭和62年～71年、10年間)、中学校(昭和68年～74年、7年間)、高等学校(昭和71年～77年、7年間)

(2) 私立高校

(億円)

教員経費・施設費等 A	入学金・検定料等 B	移行経費 A-B
1,280	549	731

(3) 国公立大学・短期大学

(億円)

		教員経費・ 施設費等 A	入学金・ 検定料等 B	移行経費 A-B
国	大 学	1,607	116	1,491
	短期大学	33	4	29
公	大 学	228	9	219
	短期大学	55	5	50
私	大 学	2,264	1,301	963
	短期大学	511	365	146
合 計		4,698	1,800	2,898

移行期間：大学(昭和74年～81年，8年間)，短期大学(昭和74年～79年，6年間)
なお，小学校から大学までの学校教育全体では，昭和62年～81年の20年間である。

<試算の方法>

(1) 公立小学校

① 対象経費

人件費および施設費

② 算式

ア 人件費

(ア) A (増加学級数) × B (教員積算率) × C (単年度増加教員数)

(イ) 上記算式により移行期間中 (62年9月から72年8月までの10年間) の各年度について C (単年度増加教員数) を算出し，各年度における増加教員数の累積を D とする。

(ロ) D × E (61年度教員給与算単価) × F = (単年度増加人件費)

(ハ) F の総和 (G) を算出する。

[注] A (増加学級数) は，増加児童数が1/12倍であることを除いて1.5倍入学方式と同様の考え方で算出する。

イ 施設費

移行期間中 (施設整備の観点からは，62年9月から67年8月までの5年間) の増加学級数に応じて必要な教室数を整備する。その算式は，1.5倍入学方式の場合と同じである。

③ 算式の考え方

ア 人件費

(ア) 通常年の (1+1/12) 倍の児童数が入学することによる増加学級数を算出するため，各学級ごとに60年4月入学児童の実数をもとに45人学級を編制し，その学級編制のところへさらに1/12倍の児童数が入学したと仮定した場合の学級数の増を算出する。

60年4月入学児童の1/12倍の児童(a) 137,577人

増加学級数 (b) 2,746 cl

(イ) 上記比率をもとに63年入学予定児童の1/12倍の児童(c)を入学させた場合の増加学級数 (A) を算出する。

$$(b/a) \times c (124,134人) = A (2,478 cl)$$

(ロ) 教員定数は，学校規模によって算出方法が異なるので，上記Aが標準規模校 (16学級から18学級) における学級増であると仮定して62年度における増加教員数 (C) を算出する。

$$A \times B (1.145) = C_{62} (2,837人)$$

(ハ) 上記(イ)および(ロ)の例により，移行期間中の年度ごとの累積増加教員数 (D) を算出する。

(ニ) 上記DにE (5,812千円) を乗じて年度ごとの増加人件費 (F) を算出する。

(ホ) Fの総和 (G) を算出する。G (4,720億円)

年月	1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生	D	F
62.9	C ₆₂	≒ 2,800人	160億円
63.9	C ₆₃ +C ₆₂	≒ 5,600人	320億円
64.9	C ₆₄ +C ₆₃ +C ₆₂	≒ 8,400人	480億円
65.9	C ₆₅ +C ₆₄ +C ₆₃ +C ₆₂	≒ 11,200人	640億円
66.9	C ₆₆ +C ₆₅ +C ₆₄ +C ₆₃ +C ₆₂	≒ 13,800人	800億円
67.9	C ₆₆ +C ₆₅ +C ₆₄ +C ₆₃ +C ₆₂	≒ 13,800人	800億円
68.9	C ₆₆ +C ₆₅ +C ₆₄ +C ₆₃	≒ 11,000人	620億円
69.9	C ₆₆ +C ₆₅ +C ₆₄	≒ 8,200人	460億円
70.9	C ₆₆ +C ₆₅	≒ 5,400人	300億円
71.9	C ₆₆	≒ 2,600人	140億円
		計	G

イ 施設費

(7)年度ごとに学級数の増(A)による要整備面積(H)を算出する。

$$A \times (1/2) \times 100\text{m}^2 = H$$

(i)上記Hに61年度建築費予算単価(I)を乗じて、年度ごとに増加施設費(J)を算出する。

$$H \times I (121,700\text{円}/\text{m}^2) \times 1.01 = J$$

(ii)移行期間中のJの累積Kを求める。

$$J_{62} (152\text{億円}) + J_{63} (152\text{億円}) + J_{64} (151\text{億円}) \\ + J_{65} (149\text{億円}) + J_{66} (141\text{億円}) \approx K (740\text{億円})$$

(2) 公立中学校

対象経費および算式ともに公立小学校と同様の考え方により算出する。

ア 人件費

(7)(a)163,499人

(b) 3,493cl

$$(i) (b/a) \times c (120,504人) = A (2,574cl)$$

$$(ii) A \times B (1.53) = C_{68} (3,938人)$$

$$(ii) C_{68} \times E (5,812\text{千円}) \approx F (220\text{億円})$$

(iv)Fの総和(G)を算出する。G(3,260億円)

年月	1年生 2年生 3年生	D	F
68.9	C ₆₈	≒ 3,900人	220億円
69.9	C ₆₉ +C ₆₈	≒ 7,800人	440億円
70.9	C ₇₀ +C ₆₉ +C ₆₈	≒ 11,700人	680億円
71.9	C ₇₁ +C ₇₀ +C ₆₉	≒ 11,600人	660億円
72.9	C ₇₂ +C ₇₁ +C ₇₀	≒ 11,300人	640億円
73.9	C ₇₂ +C ₇₁	≒ 7,400人	420億円
74.9	C ₇₂	≒ 3,600人	200億円
		計	G

イ 施設費

$$A \times (1/2) \times 100\text{m}^2 \times I (121,700\text{円}/\text{m}^2) \times 1.01 = J$$

$$J_{68} (159\text{億円}) + J_{69} (159\text{億円}) + J_{70} (157\text{億円})$$

$$\approx K (480\text{億円})$$

(3) 公立高校

対象経費および算式ともに公立小学校と同様の考え方により算出する。

ア 人件費

(7)71年度に9月入学を実施した場合の単年度増加教員数(C)を算出する。

$$1,503,482人 (72年4月入学予定者) \times 1/12 \times 0.931 (61年高等学校進学率) \times 0.715 (61年公立入学者率) \times 1/45 (45人学級編制) \times 2.0 (教員積算率) \approx 3,800人 (C)$$

(i)上記(7)の例により、移行期間中の年度ごとの累積増加教員数(D)を算出する。

(ii)上記Dに61年度教員給与交付税単価(6,030千円)を乗じて年

度ごとの増加人件費 (F) を算出する。

(=) F の総和 (G) を算出する。G (3,250億円)

年月	1年生	2年生	3年生	D	F
71.9	A ₇₁			≒ 3,800人	220億円
72.9	A ₇₂ + A ₇₁			≒ 7,600人	450億円
73.9	A ₇₃ + A ₇₂ + A ₇₁			≒ 11,200人	670億円
74.9	A ₇₄ + A ₇₃ + A ₇₂			≒ 11,000人	660億円
75.9	A ₇₅ + A ₇₄ + A ₇₃			≒ 10,600人	630億円
76.9		A ₇₅ + A ₇₄		≒ 7,000人	420億円
77.9			A ₇₅	≒ 3,400人	200億円
				計	G

イ 施設費

$$A \times (1/2) \times 100\text{m}^2 \times I \text{ (126,000円/m}^2\text{)} \times 1.01 = J$$

$$J_{71} \text{ (121億円)} + J_{72} \text{ (121億円)} + J_{73} \text{ (115億円)}$$

$$\approx K \text{ (360億円)}$$

(4) 私立高校および国・公・私立大学・短期大学

対象経費及び算式ともに1.5倍入学(半年繰り下げ入学)方式と同様の考え方により算出する。

ア 増加経費を算出するための生徒の増加に伴う教員経費、施設費の累積増加率は以下のとおりである。

(7)私立高校

$$(1+2+3+3+3+2+1) / 36 = 15/36 = 5/12$$

(i)4年制大学

$$(1+2+3+4) \times 2/48 = 20/48 = 5/12$$

(e)短期大学

$$(1+2+2) \times 2/24 = 10/24 = 5/12$$

イ 上記累積増加率は、1.5倍入学(半年繰り下げ入学)方式と同じであるので、移行経費は同方式と同額である。

[4] 半年入学待機方式

<移行経費の試算>

(1) 公立小・中・高等学校

新学年が4月からではなく単に9月から始まるだけであり、新たな経費は生じない。

移行期間は昭和62年~73年までの12年間

(2) 私立高校

(億円)

授業料等 A	教育研究費 (生徒分) B	移行経費 A-B
960	293	667

(3) 国公立大学・短期大学

(億円)

		授業料等 A	教育研究費 (学生分) B	移行経費 A-B
国	大 学	328	75	253
	短期大学	8	1	7
公	大 学	39	6	33
	短期大学	12	1	11
私	大 学	2,408	354	2,054
	短期大学	526	65	461
合 計		3,321	502	2,819

移行期間：大学(昭和74~77年, 4年間), 短期大学(昭和74年~75年, 2年間)

<試算の方法>

(1) 公立小・中・高校

増加経費は生じない。

(2) 私立高校

① 対象経費

授業料, 実験実習料および教育研究費 (生徒分)

② 算式

$$A \text{ (授業料・実験実習料減収)} - B \text{ (生徒経費支出減)} \\ = C \text{ (減収)}$$

$$C \times D \text{ (移行期の生徒減少率)} = E \text{ (実減収)}$$

$$A = F \text{ (年間授業料・実験実習料)} \times G \text{ (生徒不在総月数)}$$

$$B = H \text{ (年間研究費 (生徒分))} \times G$$

③ 算式の考え方

ア 生徒不在総月数は, 移行年の4月から8月までの5カ月間の生徒不在の影響が3年間継続するため, 次のとおりとなる。

$$5/36 \times 3 = 5/12 \text{ (G)}$$

イ 上記②の算式により減収額 (C) を算出する。

$$F \text{ (265,822百万円)} \times (5/12) = A \text{ (110,759百万円)}$$

$$H \text{ (81,147百万円)} \times (5/12) = B \text{ (33,811百万円)}$$

$$A - B = C \text{ (76,948百万円)}$$

ウ 上記Cに移行期の生徒減少率 (D) を乗じて実減収額 (E) を算出する。

$$C \times 0.8663 \approx 667 \text{ 億円}$$

(3) 国・公・私立大学・短期大学

① 対象経費

授業料, 実験実習料および教育研究費 (学生分)

② 算式

$$A \text{ (授業料・実験実習料減収)} - B \text{ (学生経費支出減)} \\ = C \text{ (減収)}$$

$$A = D \text{ (年間授業料・実験実習費)} \times E \text{ (学生不在総月数)}$$

$$B = F \text{ (教育研究費 (学生分))} \times E$$

③ 算式の考え方

ア 学生不在総月数は, 移行年の4月から8月までの5カ月間の学生不在の影響が4年間 (短大は2年間) 継続するため次のとおりとなる。

$$\text{大学の場合} \quad (5/48) \times 4 = 5/12 \text{ (E)}$$

$$\text{短大の場合} \quad (5/24) \times 2 = 5/12 \text{ (E)}$$

イ 以下各大学の場合について, 上記②の算式により減収額 (C) を算出する。

<国立大学>

$$D = (78,765 \text{ 百万円}) \times (5/12) = A \text{ (32,819 百万円)}$$

$$F = (18,100 \text{ 百万円}) \times (5/12) = B \text{ (7,542 百万円)}$$

$$A - B \approx 253 \text{ 億円}$$

<国立短期大学>

$$D \text{ (1,944 百万円)} \times (5/12) = A \text{ (810 百万円)}$$

$$F \text{ (232 百万円)} \times (5/12) = B \text{ (97 百万円)}$$

$$A - B \approx 7 \text{ 億円}$$

<公立大学>

$$D \text{ (9,457 百万円)} \times (5/12) = A \text{ (3,940 百万円)}$$

$$F \text{ (1,431 百万円)} \times (5/12) = B \text{ (596 百万円)}$$

$$A - B \approx 33 \text{ 億円}$$

上記移行方式による移行経費の一覧は、次のとおりである。

(億円)

移行方式 学校区分		1	2	3	4
		1.5倍入学 (半年繰り 下げ入学) 方式	1.5倍入学 (半年繰り 上げ入学) 方式	新入生漸次 受入方式	半年入学 待機方式
初 等 中 等	公立小学校	6,100 (3,050)	同 左 "	5,460 (2,730)	0
	公立中学校	4,360 (2,180)	"	3,740 (1,870)	0
	公立高等学校	3,960 (200)	"	3,610 (120)	0
	小 計	14,420 (5,430)	"	12,810 (4,720)	0
教 育	私立高等学校	(731)	"	同 左	(667)
	小 計	15,151 (6,161)	"	13,541 (5,451)	(667)
高 等 教 育	国立大学	(1,491)	"	同 左	(253)
	国立短期大学	(29)	"	"	(7)
	公立大学	219	"	"	33
	公立短期大学	50	"	"	11
	私立大学	(963)	"	"	(2,054)
	私立短期大学	(146)	"	"	(461)
	小 計	2,898 (2,629)	"	"	2,819 (2,775)
合 計		18,049 (8,790)	"	16,439 (8,080)	3,486 (3,442)

[注] ()内は国費負担分。

但し、私立高等学校については公財政負担分。

<公立短期大学>

$$D (2,951\text{百万円}) \times (5/12) = A (1,230\text{百万円})$$

$$F (328\text{百万円}) \times (5/12) = B (137\text{百万円})$$

$$A - B \approx 11\text{億円}$$

<私立大学>

$$D (577,988\text{百万円}) \times (5/12) = A (240,828\text{百万円})$$

$$F (84,911\text{百万円}) \times (5/12) = B (35,380\text{百万円})$$

$$A - B \approx 2,054\text{億円}$$

<私立短期大学>

$$D (126,125\text{百万円}) \times (5/12) = A (52,552\text{百万円})$$

$$F (15,594\text{百万円}) \times (5/12) = B (6,498\text{百万円})$$

$$A - B \approx 461\text{億円}$$

[5] 教育期間短縮方式 (西ドイツ・ヘッセン州など)

<移行経費の試算>

ほとんど公財政負担を伴わないと思われるので、試算の対象外とした。

4 秋季入学に係る経費

(1) 公財政負担を伴う移行方式と移行経費

主な移行方式と移行経費の試算は、次のとおりである。

- ① 1.5倍入学方式——移行年の9月に通常年の1.5倍の児童を繰り下げまたは繰り上げ入学させる。以後当該学年の学年進行。
- ② 新入生漸次受入方式——移行年から5年間にわたり9月に13月分の児童を入学させ、5年後に小学校での移行を完了させる。
- ③ 半年入学待機方式——4月入学予定児童を半年待機させて9月に入学させる (一部分7歳児入学の恒久化)。

(2) 公財政負担を伴わない移行方式

1966年に西ドイツ・ヘッセン州などで実施された方式は、ほとんど公財政負担を伴わないと思われる。

ただし、移行期間の全在学者について教育年限を短縮する方式（1年半の移行期間内に2年間分のカリキュラムを消化）であり、児童・生徒や教員の多大の教育上の負担のほか、教育基本法および学校教育法の改正を必要とする。

第12章 諸外国の学年始期の現状

1 学年始期別による国の分布

わが国は、現在4月始期を採用している。一方、欧米諸国では9月始期の国が多いことも知られている。世界各国の学年始期の現状がどのようなになっているかを考察する。

全世界の201の国および自治領（以下、自治領も国とみなす）の現行学年始期は、表15に示すとおりである。それによると、9月始期の国が99カ国（49.3%）と最も多く、次いで、10月始期の国が26カ国（12.9%）、1月始期の国が25カ国（12.4%）、2月始期の国が20カ国（10.0%）となっており、わが国と同じ4月始期の国は、パナマ、サントメ・アンド・プリンシペ、スイス（一部）、パキスタン（一部）、および日本の5カ国（2.5%）である。

次に、学年始期の月を7・8・9・10月、11・12・1・2月、3・4・5・6月の3グループに大別して各国の状況を分析してみると、次のような傾向がみられる（図20参照）。

① 7・8・9・10月始期の国々

ヨーロッパ、北・中米を中心に、北半球全域にわたり、その数は139カ国（69.2%）と最も多くなっている。

② 11・12・1・2月始期の国々

オセアニア、南アフリカを中心に、赤道付近および南半球の国々に多く、その数は47カ国（23.4%）となっている。

③ 3・4・5・6月始期の国々

主に、アジア、特に東南・南アジアや南米諸国に多くみられ、その数は

表15 学年始期別地域別国名一覧

	ア ジ ア (26カ国)	オセアニア (20カ国)	中 近 東 (17カ国)	ア フ リ カ (55カ国)
一 月	*シンガポール、 *スリランカ、パ ンガラデシュ、プ ルネイ、マレーシ ア	ソロモン諸島、 *ナウル、サモア、 ノーフォーク諸島、 *フィジー、ツバ ル、*オーストラ リア	なし	ウガンダ、ケニア、 *ジンバブエ、 *スワジランド、タ ンザニア、*ボツ ワナ、*南アフリ カ共和国、モーリ シャス、レソト、 セイシェル、*ザ ンビア
小計	5 国(19.2%)	7 国(35.0%)	0	11 国(20.0%)
二 月	ネパール#、モル ジブ共和国	キリバス、バヌア ツ、クック諸島、 トケラウ諸島、ト ンガ、ニウエ、ニ ュージーランド、 *バブアニューギ ニア	なし	ナミビア、ベナン、 マダガスカル、モ ザンビーク
小計	2 国(7.7%)	8 国(40.0%)	0	4 国(7.3%)
三 月	韓国、ブータン	ニューカレドニア	アフガニスタン#	リベリア
小計	2 国(7.7%)	1 国(5.0%)	1 国(5.9%)	1 国(1.8%)
四 月	日本、パキスタン#	なし	なし	サントメ・アンド・ プリンシペ
小計	2 国(7.7%)	0	0	1 国(1.8%)
五 月	*タイ	なし	なし	なし
小計	1 国(3.8%)	0	0	0
六 月	フィリピン、ビルマ	なし	なし	なし
小計	2 国(7.7%)	0	0	0

(世界の学年始期) および構成比

ヨーロッパ (34カ国)	北中アメリカ (35カ国)	南アメリカ (14カ国)	世界各国の 月別小計
なし	エルサルバドル、 グアテマラ	なし	25 国 (12.4%)
0	2 国(5.7%)	0	
なし	ニカラグア、ホン デュラス共和国	コロンビア#、フ ォークランド諸島、 ブラジル、ボリビ ア	20 国 (10.0%)
0	2 国(5.7%)	4 国(28.6%)	
なし	コスタリカ	*アルゼンチン、ウ ルグアイ、チリ、パ ラグアイ、ペルー	11 国 (5.5%)
0	1 国(2.9%)	5 国(35.7%)	
*スイス#	パナマ	なし	5 国 (2.5%)
1 国(2.9%)	1 国(2.9%)	0	
*リヒテンシュタ イン	なし	エクアドル#	3 国 (1.5%)
1 国(2.9%)	0	1 国(7.1%)	
なし	なし	なし	2 国 (1.0%)
0	0	0	

第12章 諸外国の学年始期の現状

	ア ジ ア (26ヵ国)	オセアニア (20ヵ国)	中 近 東 (17ヵ国)	ア フ リ カ (55ヵ国)
七 月	インド、インドネ シア、パキスタン#	なし	なし	スーダン
小計	3国(11.5%)	0	0	1国(1.8%)
八 月	*台湾	なし	なし	なし
小計	1国(3.8%)	0	0	0
九 月	中華人民共和国、 モンゴル人民共和 国、ラオス、*香 港、ベトナム、北 朝鮮、*マカオ	アメリカンサモア、 グアム、パシフィ ック諸島、フレン チポリネシア	アフガニスタン#、 カタール、イエメ ン・アラブ共和国 オマーン、シリア、 *トルコ、クウェ ート、ヨルダン、イ ラク、イラン、イ スラエル、キプロ ス	アルジェリア、ア ンゴラ、エクアト リアル・ギニア、 *カメルーン、エ チオピア、ガンビ ア、コートジボア ール、ザイール、 シエラレオネ、ジ ブチ、セントヘレ ナ、チャド、チュ ニジア、トーゴ、 ナイジェリア、ブ ルンジ、モロッコ、 ルワンダ、レユニ オン、*マラウイ、 エジプト・アラブ 共和国、サハラ・ アラブ民主共和国
小計	7国(26.9%)	4国(20.0%)	12国(70.6%)	22国(40.0%)

ヨーロッパ (34ヵ国)	北中アメリカ (35ヵ国)	南アメリカ (14ヵ国)	世界各国の 月別小計
なし	なし	なし	4国 (2.0%)
0	0	0	
オランダ、スイス* #、スウェーデン、 デンマーク、西ド イツ、ノルウェー、 *フィンランド	ネザールランドアン ティレ、ペリーズ	なし	10国 (5.0%)
7国(20.6%)	2国(5.7%)	0	
アイスランド、*ア イルランド、アル バニア、イギリス、 アンドラ、イタリ ア、バチカン、ベ ルギー、サンマリ ノ、ジブラルタル、 ソビエト連邦、チ ェコスロバキア、 ハンガリー、東ド イツ、*フランス、 ブルガリア、マル タ共和国、モナコ、 ルーマニア、ルク センブルク、*ユ ーゴスラビア、*ポ ーランド、ギリシ ア、オーストリア	アメリカ合衆国、 アンティグア、英 領バーズン諸島、 カイマン諸島、カ ナダ、キューバ、 グアテマラ、グレ ナダ、ジャマイ カ、セントクリス トファー・ネビス、 セントピエルアン ドミケロン、セン トビンセント・グ レナディン、セン トルシア、ターク ス・アンド・カイコス 諸島、トリニダー ドトバゴ、ドミニ カ、ドミニカ共和 国、パナマ(運河 地帯)、バハマ連邦、 バミューダ、*バル バドス、プエル トリコ、米領バー ズン諸島、マルチ ニーク、メキシコ、 モンセラ	フレンチギアナ、 コロンビア#、ベ ネズエラ、*ガイ アナ	99国 (49.3%)
24国(70.6%)	26国(74.3%)	4国(28.6%)	

	ア ジ ア (26カ国)	オセアニア (20カ国)	中 近 東 (17カ国)	ア フ リ カ (55カ国)
十 月	東チモール、民主 カンボジア	なし	アラブ首長国連邦、 イエメン民主人民 共和国、サウジア ラビア、バーレー ン、レバノン	モリタニア、ガー ナ、ガボン、ギニ ア、ギニアビサウ、 カーボベルデ、コ モロ、コンゴ、セ ネガル、中央アフ リカ、ニジェール ブルキナファソ、 マリ、リビア
小計	2国(7.7%)	0	5国(29.4%)	14国(25.5%)
十一 月	なし	なし	なし	ソマリア
小計	0	0	0	1国(1.8%)
十二 月	ネパール#	なし	なし	なし
小計	1国(3.8%)	0	0	0

この表は、次の資料を参考に作成した。

- 1) ユネスコ編『ユネスコ文化統計年鑑』(1985年版)。
- 2) Brian Holmes(ed.), *International Handbook of Education System Vol. 1 (Europe and Canada)*, John Wiley & Sons, 1983.
- 3) John Cameron and Paul Hurst(ed.), *International Handbook of Education System Vol. 2 (Africa and the Middle East)*, John Wiley & Sons, 1983.
- 4) Robert Cowen and Martin McLean(ed.), *International Handbook of Education System Vol. 3 (Asia, Australasia and Latin America)*, John Wiley & Sons, 1984.
- 5) 秋季入学研究会が行った各国文部省へのアンケート調査。

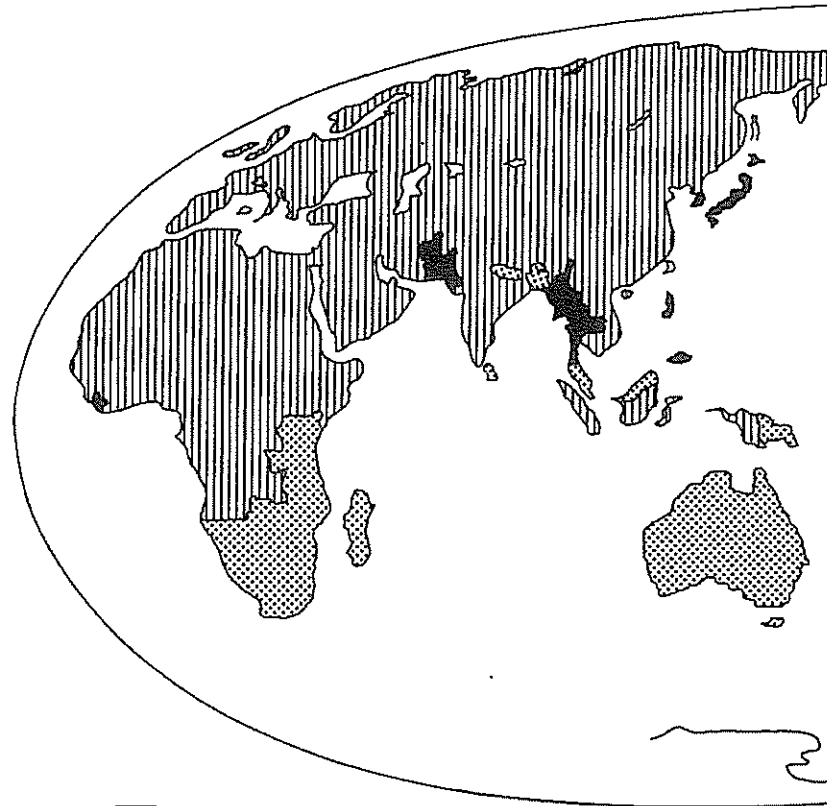
ヨーロッパ (34カ国)	北中アメリカ (35カ国)	南アメリカ (14カ国)	世界各国の 月別小計
スペイン、ポルト ガル	ハイチ	エクアドル#、ス リナム	26国 (12.9%)
2国(5.9%)	1国(2.9%)	2国(14.3%)	
なし	なし	なし	1国 (0.5%)
0	0	0	
なし	なし	なし	1国 (0.5%)
0	0	0	

(注) *印は、秋季入学研究会の調査によるもの。

#印は、複数の学年始期がある国(混合国)。

- 1 上記表は、各国の初等中等教育の学年始期を示したものである。
- 2 なお、混合国を重複して掲載しているため、国の数を合計すると、201カ国を超える。

図20 世界の学年始



分類方法

- 11月、12月、1月、2月に学年が始まる国
- 3月、4月、5月、6月に学年が始まる国
- ▨ 7月、8月、9月、10月に学年が始まる国

期の時期別分類図



注) この図は、混合国については、国土を二つに分けて、両方の始期を図示した。

21カ国 (10.4%) である。また、これらの国には、上記の二つのグループほど地域的まとまりはみられない。

2 学年始期が複数ある国 (混合国)

わが国では、気候等の違いがあっても、全国で同一の学年始期を採用している。そのことはほとんどの国においても同様である。

しかし、同一の国の中で州や地域によって学年始期が異なっている国 (いわゆる混合国) もある。スイス、ネパール、コロンビア、エクアドルなど5カ国がそれである。その理由としては、スイスのように連邦制のため各州の権限にまかされていること、あるいはコロンビア、エクアドルのように気候等の条件が地域により大きく異なることなどが考えられる。

3 初等・中等・高等教育段階と学年始期

わが国では、小学校から大学までのすべての学校に同一の学年始期が適用されており、諸外国でも大多数の国において、すべての学校段階で学年始期が同一となっている。

しかし、秋季入学研究会の調査によれば表16に示すように、タイ、フランス、オーストラリア、ザンビア等24カ国では、初等・中等教育機関と高等教育機関の学年始期が異なっている。これらの国は、タイ、オーストラリア、フランス等 (16カ国) のように初等・中等教育機関の学年始期より高等教育機関の学年始期が1ないし2カ月遅くなっている国と、シンガポール、ザンビア、ボツワナ、スイス等 (6カ国) のように3カ月以上ものズレがある国に大別される。なお、トルコでは、高等教育機関の学年始期のみが地域によって異なるため、一部の地域で学校段階間に学年始期のズレが生じている。

表16 教育段階により学年始期が異なる国々 (24カ国)

	初等・中等教育機関	高等教育機関
タイ	5～3月	6～3月
香港	9～7	10～5
マカオ	9～6	10～5
オーストラリア	1～12	2～11
ジンバブエ	1～12	3～12
カメルーン	9～7	10～7
アイルランド	9～8	10～6
オーストリア	9～6	10～7
ギリシア	9～6	10～6
フィンランド	8～5	9～5
フランス	9～6	10～6
ポーランド	9～6	10～6
ユーゴスラビア	9～6	10～6
アルゼンチン	3～11	4～11
ガイアナ	9～7	10～5
バルバドス	9～7	10～7
シンガポール	1～12	7～3
		(ポリ) 6～3
スリランカ	1～12	10～9
ザンビア	1～12	9～7
		(他) 1～12
スワジランド	1～12	8～6
		(他) 1～12
ボツワナ	1～12	8～5
スイス	4～3	10～7
	8～7	
トルコ	9～6	9～6
		10～7
リヒテンシュタイン	5～4	5～4
		10～9

4 気候と学年始期

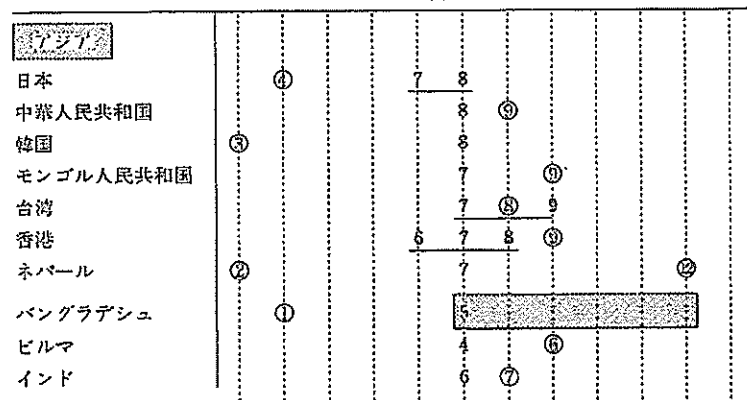
学年始期と気候は密接に関係していると考えられる。そこで、世界各国の学年始期が、気候との関係からみてどのような時期にあたるかをみると図21のようになっている。

この図は、中心にそれぞれの国で最も暑い月（月平均気温の最も高い月）をとり、それぞれ学年始期を位置づけたものである。なお、夏休みはアンダーラインを用いて表記し、雨季については網かけ表記()をしている。たとえば、日本は8月が最も暑い月であり、学年始期は4月であり(④と表記)、夏休みは7-8月である、ということを示している。

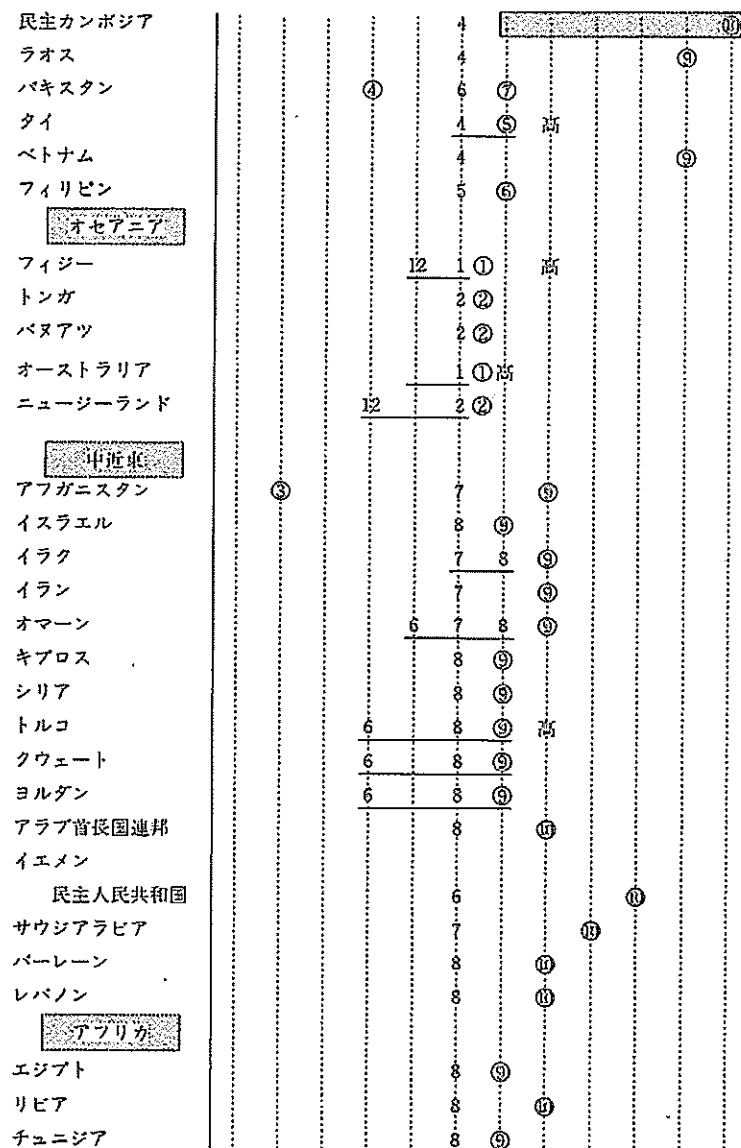
この図から、ヨーロッパ諸国に典型的にみられるように、多くの国においては、その国で最も暑い時期の後に学年が始まっていることがわかる。しかし、アジアとアフリカの国々についてはこのような傾向は必ずしもあてはまらない。

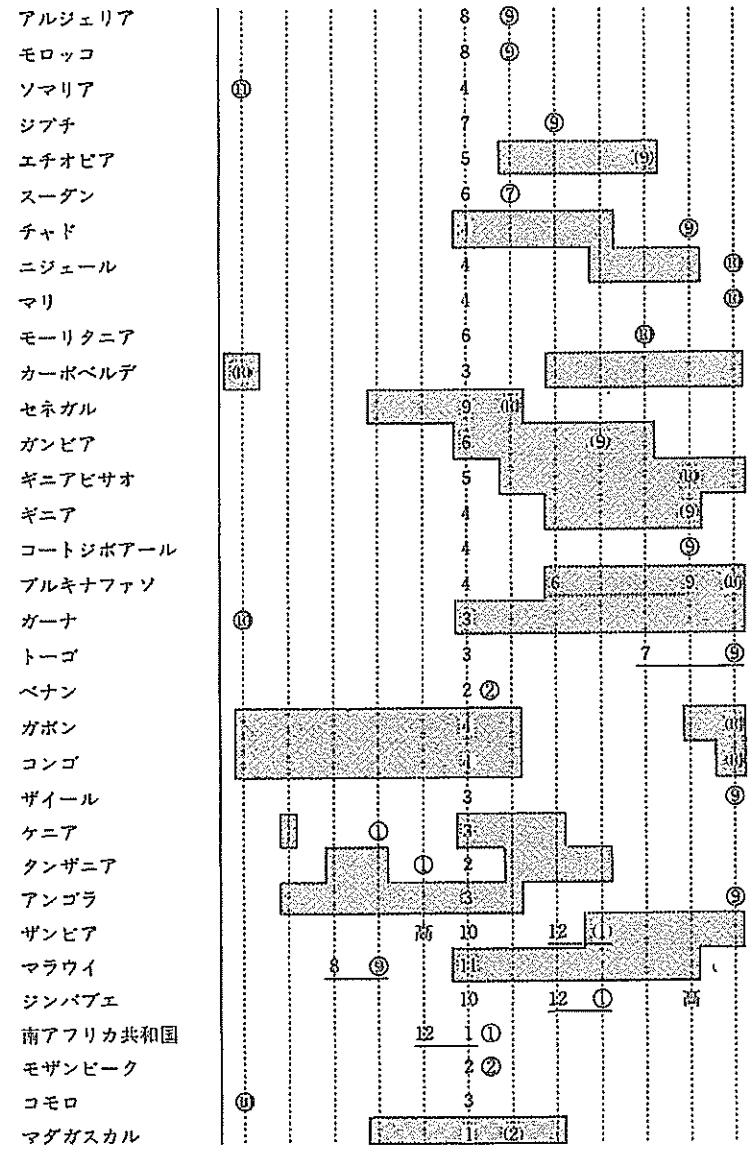
なお、雨季乾季のある国についてみると、少なくとも北半球にある国については、比較的多数の国で学年の始期が雨季の終わる時期に位置しているといえる。

図21 気候（最も暑い月、雨季）と学年始期
(最も暑い月)

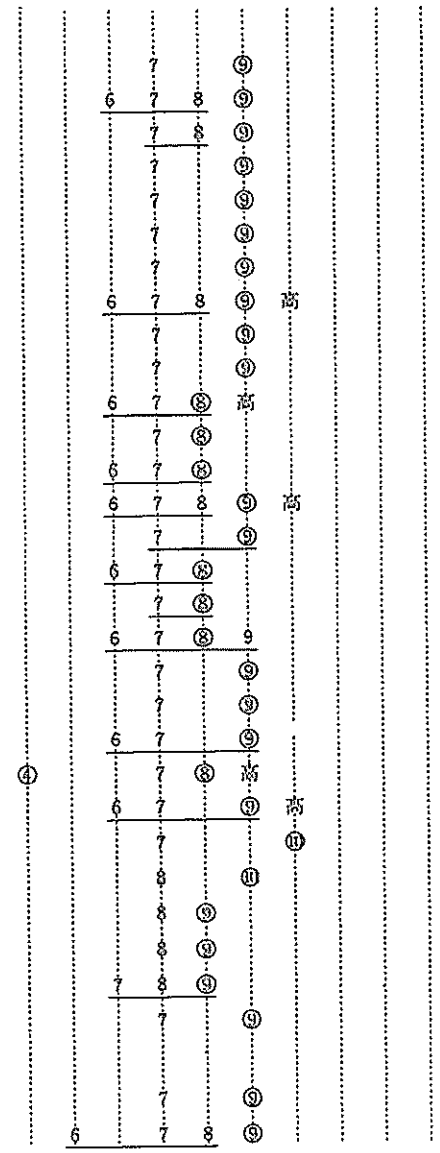


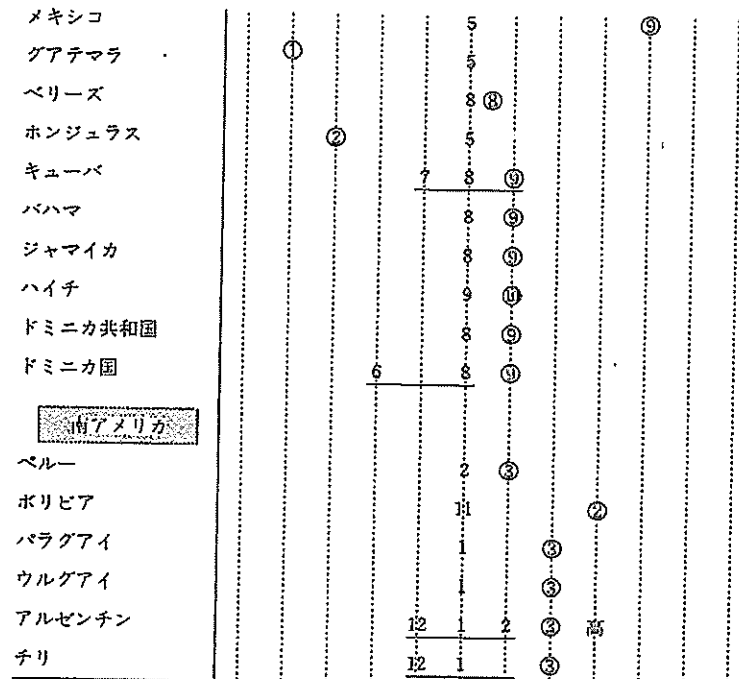
第12章 諸外国の学年始期の現状





- ヨーロッパ
- ソビエト連邦
 - ポーランド
 - 東ドイツ
 - チェコスロバキア
 - ハンガリー
 - ルーマニア
 - ブルガリア
 - ユーゴスラビア
 - アルバニア
 - アイスランド
 - フィンランド
 - スウェーデン
 - ノルウェー
 - アイルランド
 - イギリス
 - デンマーク
 - 西ドイツ
 - オランダ
 - ベルギー
 - ルクセンブルク
 - オーストリア
 - スイス
 - フランス
 - スペイン
 - ポルトガル
 - イタリア
 - バチカン
 - マルタ
 - ギリシア
- 北アメリカ
- カナダ
 - アメリカ合衆国





(注) 1) この表は、世界の動き社監修『最新世界各国要覧』(東京書籍 1982)および達達夫監修『新版気象の事典』(東京堂出版 1984)を基に作成したものである。
 2) 中央破線上の数字は、各国の首都の月平均気温が最も高い月を示している。
 3) また、丸付数字は各国の学年始期を、高は高等教育機関の学年始期を、そして、南アメリカ (網かけ)は雨期を、 (下線)は長期休業を示している。

5 旧宗主国、社会体制と学年始期

さらに、各国で学年始期を定めるにあたっては、旧宗主国や社会体制などから、大きな影響を受けていると考えられる。このような観点から諸外国の学年始期をみると、次のような傾向や特色が認められる。

(1) 旧宗主国との関係

① イギリスを旧宗主国とする国々

イギリスの学年始期は9月であるが、第二次世界大戦後イギリスから独立した国、および現在もイギリス領である国(計65カ国)についてみると、北半球の国(45カ国)のうち、28カ国が9月始期、4カ国が10月始期となっており、南半球の国(20カ国)のうち、14カ国が1月始期、5カ国が2月始期となっている。

なお、上述の南半球の1月、2月は北半球の晩夏から秋季に相当する季節である。その意味では、イギリスの秋季(9月)入学の伝統がこれらの国に影響を与えていると思われる。

② フランスを旧宗主国とする国々

フランスの学年始期は、初等・中等教育機関が9月、高等教育機関が10月であるが、第二次世界大戦後フランスから独立した国、および現在もフランス領である国(計30カ国)についてみると、27カ国が9月あるいは10月を学年始期としている。その意味で、これらの国ではフランスの制度の影響が大きいと考えられる。

③ スペインを旧宗主国とする国々

スペインの学年始期は10月であるが、かつてスペイン領であり、現在、スペイン語を主要言語とする国(20カ国)についてみると、北半球の13カ国のうち、7カ国が9月始期、3カ国が2月始期となっている。南半球の7カ国のうち5カ国が3月(秋季)始期となっており、大多数の国々の学年始期はスペインと同じように秋季である。

(2) 社会体制との関係

社会主義諸国(20カ国)についてみると、ソ連、東ドイツ等16カ国が9月始期、3カ国が10月始期となっている。ビルマのみが6月始期となっている。

(3) 地域別にみる学年始期の特色

① 西ヨーロッパ(25カ国)

西ドイツなど6カ国は8月始期、イギリスなど15カ国は9月始期、スペイン、ポルトガルの2カ国は10月始期と、ほとんどすべての国で秋季となっている。例外的に、スイスの半数の州(13州)が4月始期、リヒテンシュタインが5月始期となっている。なお、スイスは、1989年までに8月始期に統一されることになっている。

② 北米(3カ国)

すべての国が、9月を学年始期としている。

③ アジア(26カ国)

9月始期の国が最も多く、全体の26.9%を占め、次いで1月の19.2%、7月の11.5%の順となっている。さらに、アジアを東アジアと東南アジア・南アジアに分けてみると、東アジア8カ国のうち5カ国が9月始期であるが、東南アジア・南アジア18カ国のうち5カ国が1月始期、3カ国が7月始期、2カ国が6月始期となっており、他の地域に比べ、まとまりがみられない。

なお、東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国(6カ国)についてみると、マレーシア、シンガポール、ブルネイの3カ国は1月始期であり、タイは5月、フィリピンは6月、インドネシアは7月となっている。

④ オセアニア(20カ国)

ほとんどすべての国(80.0%)が、1月、2月あるいは3月を学年始期としており、地域的なまとまりがみられる。

⑤ 中近東(17カ国)

アフガニスタンの一部の地域を除けば、すべての国が、9月または10月を学年始期としており、地域的なまとまりがみられる。

⑥ アラブ諸国(アラブ連盟加盟21カ国)

スーダンを除くすべてのアラブ諸国が、9月または10月を学年始期としており、地域的なまとまりがみられる。

⑦ アフリカ(55カ国)

9月始期の国が最も多く、全体の40.0%を占め、次いで、10月始期の25.5%、1月始期の20.0%となっている。9月、10月始期の国は赤道以北に多く、1月始期の国は赤道以南に多い。

⑧ 中・南米(46カ国)

9月始期の国が最も多く、全体の58.7%を占め、次いで2月始期と3月始期の13.0%となっている。9月始期の国は赤道以北に、2月、3月始期の国は赤道以南に多い。

6 学年の外におかれている夏休み

わが国の学年は4月1日から始まり3月31日に終わり、夏休みも学年の中に含まれている。

しかし、表17に示しているように、諸外国では、夏休みを学年の中に位置づけていない国が多い。ユネスコ編『ユネスコ文化統計年鑑』および秋季入学研究会が行った調査によると、世界201カ国のうち162カ国では夏休みが学年の中に含まれていない。つまり、多くの国々は、夏休みを学年の区切りとし、かつ学年の外に位置づけているといえる。たとえば、アメリカでは学年は9月に始まり、6月に終わる。

表17 学年始期・終期と長期休業

国名	学年始期・終期	長期休業
アジア		
シンガポール *	1~12(初・中) 6~3(ボリ) 7~3(大)	5/31~6/29 11/22~12/31
タイ	5~3(初・中) 6~3(高)	4/1~5/15
香港	9~7/中(初・中) 10~5(高)	7/中~8/末
マカオ	9/末~6/30(初・中) 10/初~5/31(大)	8/初~9/末(公立) 8/1~8/31(私立)

台湾	8~7	7~9
スリランカ	1~12(初・中) 10~9(高)	8/1~8/31
オセアニア		
バブア・ニューギニア	2~12	12~2
ナウル *	1~12(初・中・教) 3~11(大)	12/初~1/末
フィジー	1/28~12/5	12~1
ニュージーランド	1/末, 2/初~12/中 (初・中)	12/中~1/末, 2/初 (初・中)
	2/末, 3/初~10/末, 11/初(高)	
オーストラリア *	1~12(初・中) 2~11(高)	12/中~1/末(初・中) 12/21~2/2(高)
中近東		
ヨルダン	9/初~6/初	6/10~9/1
トルコ	9~6(初・中) 10~7(高)	6~9
クウェート	9~6	6~9
オーマン	9~5	6~8
イラク	9/1~6/30	7/1~8/31
アフリカ		
トーゴ	9~6	7/4~9/10
カメルーン	9~7(初・中) 10~7(高)	7/15~9/15
ジンバブエ *	1~12(初・中) 3~12(高)	12~1
マラウイ	9~7	8~9
ボツワナ *	1~12(初・中) 8~5(高)	12~1
ブルキナファソ	10/1~7/15	7/16~9/30

南アフリカ共和国	1~12	12~1
シエラレオネ	9~7(初・中・高他) 10~6(大)	7~9 7~9
ザンビア *	1~12(初・中・高他) 9~7(大)	12/初~1/末
ヨーロッパ		
イギリス	9~8	7/末~9/初
オーストリア	9~6,7	7~9/初
東ドイツ	9~7	7~8
スウェーデン	8~7	
ノルウェー	8/20~6/20	6/20~8/20
フィンランド	8/1~15,5/31~6/6 (初・中)	6/1~8/15(初・中)
	9/1~5/31(高)	6/1~9/1(高)
マルタ	9/15~7/14	7/15~9/14
デンマーク	8~6	6~8
スイス *	4~3(初・中)	例) ベルン州(ベルン市) : 6/27~8/1
	8~7(初・中)	例) ジュネーブ: 6/29~8/22
	10~7(高)	
リヒテンシュタイン	5~4(初・中) 5~4(高)	7/第2週~8/第3週
	10~9(高)	
オランダ	8/1~7/31	7/4, 11, 25~ 8/16, 23, 9/6(初) 7/4, 11, 18~ 8/23, 30, 9/6(中)
アイルランド *	9/1~8/31(初・中) 10~6(高)	7/1~8/31
フランス	9~6(初・中) 10~6(高)	6/30~9/1

資料5 諸外国の学年始期 基礎表

ポーランド	9/1-6/28(初・中) 10/1-6/28(高)	6/27-8/31
ユーゴスラビア	9/1-6/10(初・中) 10/1-6/1(高)	6/10-8/31
北・中・南米		
アメリカ	9/6	6-9
アルゼンチン	3/11(初・中) 4-11(高)	12-2/28(初・中) 12-2/28(高)
チリ	3-12	12/末-3/初
ドミニカ共和国	9/1-6/30	6/16-8/31
キューバ	9/1-7/第1週	7/第1週-9/1
ガイアナ	9-7(初・中) 10-5(高)	7-9
バルバドス *	9-8(初・中) 10-7(高)	7/中-9/初
コスタリカ	3-11	12-2

(注) 1) _____(下線)は、夏季休業を学年の外に位置づけている国を示す。
 2) *印は、初等・中等教育機関と高等教育機関のどちらか一方について、夏季休業を学年の外に位置づけている国を示す。

国名	学年始期・終期		会計年度 始期	旧宗主国	社会主義・ 英連邦等
	初等・中等	高等			
ヨーロッパ					
アイスランド	9-5	9-6	1	英	
アイルランド	9-8	10-6	4		
アルバニア	9-6	9-6	1		社会主義
アンドラ	9-6	9-6	1		
イギリス	9-8	9-8	4		英連邦
イタリア	9-6	9-6	1		
オーストリア	9-6	10-7	1		
オランダ	8-7	8-7	1		
ギリシア	9-6	10-6	1		
サンマリノ	9-6	9-6	1		
ジブラルタル	9-7	9-7	4		
スイス	4-3		1		
スウェーデン	8-7	10-7			
スペイン	8-7	8-7	7		
ソビエト連邦	10-6	10-6	1		社会主義
チェコスロバキア	9-6	9-6	1		社会主義
デンマーク	8-6	8-6	1		
西ドイツ	8-7	8-7	1		
ノルウェー	8-6	8-6	1		
バチカン市国	9-?				
ハンガリー	9-6	9-6	1		社会主義
東ドイツ	9-7	9-7	1		社会主義
フィンランド共和国	8-5	9-5	1		
フランス	9-6	10-6	1		
ブルガリア	9-6	9-6	1		社会主義
ベルギー	9-6	9-6	1		
ポーランド	9-6	10-6	1		社会主義
ポルトガル	10-7	10-7	1		
マルタ共和国	9-7	9-7	1	英	英連邦
モナコ	9-6	9-6	1		
リヒテンシュタイン	5-4	5-4	1		
		10-9			
ルーマニア	9-6	9-6	1		社会主義
ルクセンブルク	9-7	9-7	1		
ユーゴスラビア	9-6	10-6	9		社会主義

国名	学年始期・終期		会計年度 始期	旧宗主国	社会主義・ 英連邦等
	初等・中等	高等			
アジア・オセアニア					
アメリカンサモア	9~6	9~6	7		
インド	7~4	7~4	4	英	英連邦
インドネシア	7~6	7~6	4		ASEAN
オーストラリア	1~12	2~11	7		英連邦
韓国	3~2	3~2	1		
北朝鮮(朝鮮民人共)	9~8	9~8			社会主義
キリバス	2~12	2~12	1	英	英連邦
グアム	9~6	9~6	10		
クック諸島	2~12	2~12	4		
シンガポール	1~12	7~3	4	英	英連邦
		他: 6~3			ASEAN
スリランカ	1~12	10~9	1	英	英連邦
ソロモン諸島	1~11	1~11	1	英	英連邦
タイ	5~3	6~3	10		ASEAN
中華人民共和国	9~7	9~7	9		社会主義
台湾	8~7	8~7			
ツバル	1~12	1~12		英	英連邦
トケラウ諸島	2~12	2~12	3		
トンガ	2~12	2~12	7	英	英連邦
ナウル	1~12	3~11	7	英	英連邦
ニウエ	2~12	2~12	4		
日本	4~3	4~3	4		
サモア	1~12	1~12	1	英	英連邦
ニューカレドニア	3~12	3~12	1	英	英連邦
ニュージーランド	2~11	2~10	4	英	英連邦
ネパール	2~1	2~1	9		
	12~11	12~11			
ノーフォーク島	1~12	1~12	7		
パキスタン	4~3	4~3	7	英	
	7~6	7~6			
パシフィック諸島	9~6	9~6	10		
パプアニューギニア	2~10	2~10	1	英	英連邦
バングラデッシュ	1~12	1~12	7	英	英連邦
東チモール	10~7	10~7	1		
ビルマ	6~3	6~3	4	英	社会主義
フィジー	1~12	3~11	1	英	英連邦
		他: 1~11			
フィリピン	6~3	6~3	1		ASEAN

国名	学年始期・終期		会計年度 始期	旧宗主国	社会主義・ 英連邦等
	初等・中等	高等			
ブータン	3~12	3~12	4		
ブルネイ	1~12	1~12	1	英	ASEAN
フレンチポリネシア	9~6	9~6	1	仏	
ベトナム	9~5	9~5	1		社会主義
香港	9~7	10~5	4	英	
マカオ	9~6	10~5	1		
マレーシア	1~11	1~11	1	英	ASEAN
民主カンボジア	10~6	10~6	1	仏	社会主義
モルジブ共和国	2~12	2~12	1	英	
モンゴル人民共和国	9~6	9~6	1		社会主義
ラオス	9~6	9~6	1	仏	
北・中米アメリカ					
アメリカ合衆国	9~6	9~6	1又は9 (州によって)		
アンティグア	9~7	9~6	1	英	英連邦
英領バージン諸島	9~7	9~7	1	英	
エルサルバドル	1~11	1~11	1	スペイン	
カイマン諸島	9~7	9~7	1	英	
カナダ	9~6	9~5	4		英連邦
グアテマラ	1~10	1~10	1	スペイン	
キューバ	9~6	9~6	1	スペイン	社会主義
グアドループ	9~6	9~6	1	仏	
グレナダ	9~7	9~7	1	英	英連邦
コスタリカ	3~11	3~11	1	スペイン	
ジャマイカ	9~7	9~7	4	英	英連邦
セントクリストファー・ネビス	9~8	9~8	1	英	
セントピエルアンドミケロン	9~7	9~7	1		
セントビンセントアンド グレナディン	9~7	9~7	1	英	英連邦
セントルシア	9~7	9~7	4	英	英連邦
タークス アンド カイコス諸島	9~7	9~7	1	英	
トリニダードトバゴ	9~7	9~7	1	英	英連邦
ドミニカ	9~7	9~7	1	英	英連邦
ドミニカ共和国	9~6	9~6	1	スペイン	
ニカラグア	2~11	2~11	1	スペイン	

第12章 諸外国の学年始期の現状

国名	学年始期・終期		会計年度 始期	旧宗主国	社会主義・ 英連邦等
	初等・中等	高等			
ネザランド アンティレ ハイチ	8~7	8~7	1	英	
パナマ	10~6	10~6	10		
パナマ運河地帯	4~12	4~12	1	スペイン	
バハマ連邦	9~6	9~6	10		
バミューダ	9~6	9~6	1	英	英連邦
バルバドス	9~7	9~7	4	英	英連邦
プエルトリコ	9~7	10~7	4		
米領バージン諸島	9~6	9~6	7		
ペリール	9~6	9~6	10		
ホンジュラス共和国	8~7	8~7	1	英	
マルチニーク	2~11	2~11	1	スペイン	
メキシコ	9~6	9~6	1	仏	
モンセラ	9~7	9~7	1	スペイン	
	9~7	9~7	1	英	
南アメリカ					
アルゼンチン	3~11	4~11	1	スペイン	
ウルグアイ	3~12	3~12	1	スペイン	
エクアドル	5~1	5~1	1	スペイン	
ガイアナ	10~7	10~7	1		
コロンビア	9~7	10~5	1	英	英連邦
	2~11	2~11	1	スペイン	
	9~6	9~6			
スリナム	10~8	10~8	1		
チリ	10~8	10~8	1	スペイン	
パラグアイ	3~12	3~12	1	スペイン	
フォークランド諸島	3~11	3~11	1	英	
ブラジル	2~12	2~12	4		
フレンチギアナ	2~12	2~12	1		
ベネズエラ	9~6	9~6	1	仏	
ペルー	9~7	9~7	1	スペイン	
ボリビア	3~12	3~12	1	スペイン	
	2~11	2~11	1	スペイン	
中近東					
アフガニスタン	3~12	3~12	2		
	9~6	9~6			
アラブ首長国連邦	10~6	10~6	1	英	
イエメン・アラブ共和国	9~6	9~6	7		
イスラエル	9~6	11~7	4		
イエメン 民主人民共和国	10~6	10~6	1	英	社会主義

国名	学年始期・終期		会計年度 始期	旧宗主国	社会主義・ 英連邦等
	初等・中等	高等			
イラク	9~6	9~6	1		
イラン	9~6	9~6	3		
オマーン	9~5	9~5	1		
カタール	9~6	9~6	4	英	
キプロス	9~7	9~7	1	英	
クウェート	9~6	9~6	7	英	
サウジアラビア	10~7	10~7	5		
シリア	9~5	9~5	1	仏	社会主義
トルコ	9~6	9~6	1		
		10~7			
バーレーン	10~6	10~6	1	英	
ヨルダン	9~6	9~6	1	英	
レバノン	10~6	10~6	1	仏	
アフリカ					
アルジェリア	9~7	9~7	1	仏	
アンゴラ	9~7	9~7	1		
ウガンダ	1~12	1~12	7	英	英連邦
エクアトリアル・ギニア	9~6	9~6	1	スペイン	
エジプト・アラブ共和国	9~6	9~6	7		
エチオピア	9~7	9~7	7		社会主義
ガーナ	10~7	10~7	7	英	英連邦
カーボベルデ	10~6	10~7	1		
ガボン	10~6	10~6	1	仏	
カメルーン	9~7	10~7	7	仏	
ガンビア	9~7	9~7	7	英	英連邦
ギニア	9~7	9~7	7	英	英連邦
ギニアビサウ	10~8	10~8	1	仏	
ケニア	10~7	10~7	1		
ケニア	1~12	1~12	7		
コートジボアール	9~6	9~6	1	英	英連邦
コモロ	9~6	9~6	1	仏	
コンゴ	10~6	10~6	1	仏	
ザイール	10~6	10~6	1	仏	
	9~7	9~7	1		
サントメ・アンド・ プリンシペ	9~7	9~7	1		
ザンビア	4~12	4~12	1		
	1~12	9~7	4	英	英連邦
		他：1~12			
シエラレオネ	9~7	10~6	7	英	英連邦
		他：9~7			
ジブチ	9~6	9~6	1	仏	

国名	学年始期・終期		会計年度 始期	旧宗主国	社会主義・ 英連邦等
	初等・中等	高等			
ジンバブエ	1~12	3~12	7	英	英連邦
スーダン	7~3	7~3	7	英	
スワジランド	1~12	8~6	4	英	英連邦
		他: 1~12			
セイシェル	1~12	1~12	1	英	英連邦
セネガル	10~7	10~7	7	仏	
セントヘレナ	9~8	9~8	4		
ソマリア	11~6	11~6	1	英	
タンザニア	1~12	1~12	7	英	英連邦
チャド	9~6	9~6	1	仏	
中央アフリカ	10~6	10~6	7	仏	
チュニジア	9~6	9~6	1	仏	
トーゴ	9~6	9~6	1	仏	
ナイジェリア	9~6	9~6	4	英	英連邦
ナミビア	2~?	2~?	4		
サハラ・アラブ 民主共和国	9~8	9~8	1	スペイン	
ニジェール	10~6	10~6	10	仏	
ブルキナ ファソ	10~7	10~7	1	仏	
ブルンジ	9~6	9~6	1		
ベナン	2~12	2~12	1	仏	
ボツワナ	1~12	8~5	4	英	
マダガスカル	2~10	2~10	1	仏	
マラウイ	9~7	9~7	4	英	英連邦
マリ	10~6	10~6	1	仏	
南アフリカ共和国	1~12	1~12	4		
モザンビーク	2~12	2~12	1		
モーリシャス	1~11	1~11	7	英	英連邦
モロッコ	9~6	9~6	1	仏	
モリタニア	10~6	10~6	1	仏	
リビア	10~6	10~6	1		社会主義
リベリア	3~12	3~12	7		
ルワンダ	9~7	9~7	1		
レソト	1~12	1~12	4	英	英連邦
レユニオン	9~6	9~6	1	仏	

第13章 諸外国の学年始期の設定理由

1 ヨーロッパにおける学年始期（秋季）の設定理由

ヨーロッパにおいては、すでに述べたように、ほとんどの国が秋季（9月あるいは10月）入学を採用している。9月、10月以外の月に学年が開始される国もあるが、次のように考えれば、そうした国々もほぼ秋季入学であるといってもよからう。まず、北欧諸国では8月始期となっているが、この地域は寒帯に近接しており、8月の気候は温帯地域の秋に当たることから、その意味では秋季入学と考えられる。また、西ドイツなどの数カ国では法令上8月を学年始期としているが、実際に学校が始まるのは9月である。また、スイスでは4月学年始期を採用している州も1989年までには8月に統一されることになっている。

以上のように、ヨーロッパのほとんどの国は、秋季に学年を開始していると考えてよい。このように学年の始期が秋季に設定されている理由としては、次のようなことが考えられる。

(1) 大学の慣習

秋季入学研究会の調査によれば、イギリス、フランス、オランダ、オーストリアなど多くの諸国の文部省が「学年の始期を秋季に設定しているのは慣習（特に、大学の慣習）による」と回答している。したがって、ヨーロッパの秋季入学の理由を検討するには必然的に中世大学のそれにまで遡ることになる。14世紀ごろの中世大学は、通常10月を学年の始期としていた。たとえば、パリ大学のカレンダーによれば、8月末から9月末までの約1カ月間を夏休みとしている。夏休みといっても、今日のようなものではなく、正講義を担当していた教授がその間教鞭を取らないだけで、教授

たちの多くは聖レミギユスの祭（10月1日）を目印に正講義を開講していた。これは、当時の学生がアルプス山脈を越えて憧れの学び舎に集まっていたために、アルプス越えの楽な夏季を移動の時期に当てる必要があったといわれている。当時においては、「旅は学問と切っても切れないものであり、アルプス越えはその象徴とも言えるものであった」（横尾壮英『ヨーロッパ大学都市への旅』リクルート出版部、1985年）。

(2) 農家の収穫の手助け

現在のヨーロッパ諸国においては、ほとんどの国が発達した工業国であるため、学校が農繁期を休暇とするような配慮をしている国はほとんどない。しかし、依然として第一次産業を重視している諸国においては、若干の配慮が見られる。たとえば、フィンランドではほとんどの農作業が機械化されているが、イチゴ摘みのような特殊作業については子どもの労働力を必要とするために、当該地域においては7月を夏休みとし、学年を8月から開始している。

また、中世大学においては夏季休業は学生が当時の農家の収穫を手助けし、生活費を稼ぐ恰好の期間であった。これが、秋季入学が定着した一要因であるという回答が、フランスを始め、イギリス、オランダ、スウェーデン、フィンランドの各文部省によって指摘されている。

(3) 国内統一および国際交流上の理由

ヨーロッパの連邦国家諸国においては、同一国内で州によって二つ以上の入学時期を有する国がいくつかあった。たとえば、現在ではスイスなどがそうであり、数十年前までは西ドイツ、オランダなどもそうであった。しかし後者の二国においては、既に国内の制度の統一をはかることおよび国際交流上の理由から、それまで採用していた4月入学を秋季入学に変更している。また、スイスにおいても同様の理由によって1989年から全国的に秋季入学制を採用することになっている。特に、スイスの場合、4月入学制を採用している州と秋季入学制を採用している州の数は13対13で同数

であるが、チューリヒ、ベルン州などの大都市圏でも4月入学制が採用されている。秋季入学に統一する理由として、国内の統一に加えて、ヨーロッパ諸国との交流の問題が特に重視されたようである。

2 その他の諸国の学年始期の設定理由

(1) 気 候

秋季入学研究会の調査によれば、アジア（フィリピン、タイなど）、中近東（ヨルダン、クウェートなど）、北・中・南米（アメリカ、ドミニカなど）、オセアニアおよびアフリカ諸国の多くの国の文部省が回答するように、学年は、最も暑い時期を避けてそれ以降の月に始められている。

また、雨期がある夏降雨型気候の地域（特に、アフリカ地域のエチオピア、チャド、ニジェールなどの諸国）においては、雨期が終わる時期に学年が開始されている。

(2) 旧宗主国との関係

すでに述べたように、各国の学年始期の設定には旧宗主国との関係が大きな影響を与えている。たとえば、カメルーン文部省が指摘しているように、フランス領であった国々では、ほとんどの国（90%）がフランスと同様の学年制を採用している。

また、英連邦諸国においても、オセアニア地域を含めてほぼすべての国が秋季を学年始期としていることは前章で述べたとおりであり、これについても、旧宗主国の影響が強く認められる。

(3) 教育交流

オセアニア地域においては、秋季入学研究会の調査におけるフィジー文部省やナウル文部省の回答にみられるように、自国に十分な大学などの高等教育機関がないため、近隣のオーストラリアやニュージーランドの高等教育機関に進学せざるを得ないため、それらの国の学年始期に合わせる

という教育交流上の理由が認められる。

この理由は、アラブ諸国についても認められる。ここでは、スーダンを除くすべての国が9月もしくは10月を学年始期とし、ヨルダン文部省の回答にみられるように、「アラブ諸国間での交流の円滑化」が考慮されているという。

なお、社会主義諸国については、すでに述べたとおりである。

第14章 諸外国の学年始期変更の実際

1 西ドイツにおける学年始期の変遷

(1) 学年始期変更の歴史

ドイツでは、これまでに何度か学年が変更されている。各州（ラント）が単独で学年を変更することもあれば、全州で一斉に学年を統一したこともある。学年始期が秋に統一されたことは、ワイマール期以降二度ある。一度はナチスの時代であり、二度目は1967年である(表18a)。

1941年に学年始期が秋季に統一された理由は、各州間の学年開始のズレをなくし、ドイツ国内の学年を統一することにあった。また開始時期を秋に統一した大きな理由は、夏休みを学年末に置くことによって、始まったばかりの学年の中断を避けることにあった。移行方法としては、1940年春に開始した学年を翌年の秋まで延長するという方法が用いられた。但し、就学義務期間は延長されずに、春入学の者は春卒業が原則とされた。第二次大戦後、各州は徐々に、学年始期を春に変更していった。1954年6月30日～7月1日の常設文部大臣会議の総会で学年始期を4月1日にすることが決議され、翌1955年2月17日の「学校制度の統一に関する連邦共和国州間協定（デュッセルドルフ協定）」で、学年始期が4月1日と定められた。それまで秋開始を守ってきたザールラントも、デュッセルドルフ協定に基づき1957年に学年始期を春に変更した。移行には、1956年秋に開始する学年を1957年春までの短期学年とし、それ以降の学年を春開始とする方法が用いられた。就学義務年限も同時に短縮された。

しかし、バイエルン州首相だけは、州議会の同意が得られた場合にのみ学年を変更するという留保つきで、デュッセルドルフ協定に署名してお

り、州議会で103対86で春開始が否決されたため同州の学年始期は秋のままにとどまった。

1962年以来、再び学年の始期に関する議論が活発化し、同年11月には常設文部大臣会議が、春開始と秋開始のそれぞれの賛否両論を集めた『学年始期—春か秋か (Schuljahresbeginn-Fruhjahr oder Herbst?)』を公刊した。1964年の5月14～15日に開かれた常設文部大臣会議の総会では、他のヨーロッパ諸国に合わせて、学年始期を秋に変更することが勧告された。次いで、同年10月28日に締結された「学校制度の統一に関する連邦共和国州間協定 (ハンブルク協定)」で、学年始期を8月1日に、学年末を7月31日にすることが決められた。実際に学年始期がこの時期になったのは、1967年以降である。

(2) ハンブルク協定に基づく学年始期変更の理由

1941年の学年始期の変更はドイツ国内における学年始期の統一を意図して行われたものであったが、ハンブルク協定に基づく変更の理由は、ヨーロッパにおける学年の統一、すなわちヨーロッパ諸国の大勢に学年を合わせることに、特にヨーロッパ経済共同体諸国間の国際交流を容易にしようとするところにあった。1960年当時の西ヨーロッパ諸国では、西ドイツ、スイスおよびリヒテンシュタイン以外のすべての国で学年が秋に開始されており、西ドイツでは学年に関するこの孤立的状況が国際交流の支障になると思われていた。

また、教育的側面からは、夏休みを学年末に置く方が学年の経過が円滑であることなどが学年始期変更の理由となった。

(3) 移行の方法

ハンブルク協定に基づく学年始期の変更をどのように行うかについては、各州間で意見の調整が難行し、1965年7月7～8日の常設文部大臣会議総会で一度は移行方法についての決議がなされたものの、最終的にはどの州もこの方法を採用しなかった。

常設文部大臣会議で決議された方法は、1966年4月1日に始まる学年を1967年7月31日までに延長し、それ以降は学年を8月1日から7月31日までとするというものであった。但し、基礎学校に春に入学した者は、各中等学校を春に卒業することが原則とされたために、各中等学校の最終学年はおよそ4カ月短縮されることになっていた。これはニーダーザクセン州が提案した方式であったが、ヘッセン州、バーデン・ヴュルテンベルク州、ノルトライン・ヴェストファーレン州の3州が強硬に反対したために紛糾し、最終的には大多数の州で次のような別の移行方法が採用されることになった。

ベルリンとハンブルクの二つの都市州以外の州は、1966年4月1日から翌年の7月31日までの期間を、1966年4月1日から同年11月30日までと、同年12月1日から1967年7月31日までのそれぞれ8カ月の短期学年に分割するという移行方法を採用した。このために就学義務がすでに9年となっている州では、ニーダーザクセン州を除いて、就学義務年限が短縮された。ヘッセン州の基礎・基幹学校を事例にとってみると、たとえば1966年11月30日に卒業する者の就学義務年限は、8年8カ月に短縮され、1967年7月31日に卒業する者の就学義務年限は8年4カ月に短縮された(表18b)。ギムナジウムおよび実科学校の就業年限も同様に短縮された。

一方、これまで就学義務年限が8年であった州では、学年始期の変更を契機に段階的に就学義務年限を9年に延長する方針がとられた。すなわち、1966年4月1日に基礎・基幹学校の第8学年に進級した生徒から、卒業時期を1学年ずつ遅らせる措置が実施された。なおギムナジウムおよび実科学校については、修業年限が短縮された(表18c)。

ニーダーザクセン州も、二度の短期学年を設けたが、9年の就学義務年限は短縮しなかった。このため義務教育学校である基礎・基幹学校では学年始期変更後も、4月入学者は3月に卒業するものとされた。その結果、1966年12月1日に始まる学年に新入生を受け入れると、合計10学年の生徒

が同時に在学する時期ができてしまうため、人的・物理的理由から、1966年の12月1日には新入生を受け入れなかった。ギムナジウムと実科学校では就学義務年限に影響がないため、修業年限が短縮された。

ベルリンとハンブルクの二つの都市州は、一斉に学年を変更せずに1967年の基礎学校の新入生の進級に伴って、学年を8月1日開始に変更するという措置を取った。すなわち、1967年から1968年までは、基礎学校の第1

表18a 各州(ラント)における学年始期(1941年以降)

		バーデン・ヴュルテンベルク	バイエルン	ベルリン	ブレーメン	ハンブルク	ヘッセン	ニーダーザクセン	ノルトライン・ヴェストファレン	ラインラント・プファルツ	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	ザールラント
1941-	春											
45	秋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1946-	春					○					○	
47	秋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1948-	春				○	○	○	○	○		○	
49	秋	○	○	○								○
1950-	春				○	○	○	○	○	○	○	
51	秋	○	○	○								○
1952-	春	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
53	秋		○									○
1954-	春	○		○	○	○	○	○	○	○	○	
55	秋		○									○
1956-	春	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
57	秋		○									
1958-	春	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
66	秋		○									
1967-	春											
	秋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

<出典> 参考文献 1) より作成

学年だけが8月1日開始で、残りの児童・生徒の学年は従来通り4月1日から3月31日まで、翌年は基礎学校の2年生までの学年が8月開始というように、二通りの学年が暫定的に同時に存在することになった。したがって、修業年限の短縮は行われなかった。漸次学年を変更していくという方法を採用したために、修業年限の長いギムナジウムでは、1979年まで3月31日が学年末であった。

(4) 移行に伴う問題点

特に短期学年を採用した州では、1年分の教育内容を生徒の負担を増やすことなく、どのようにおおよそ3分の2の期間に短縮するかという点が移行に伴う大きな問題点となった。このためバイエルン州では、修了試験の一部の教科を口述試験だけにするなど措置がとられた。またブレーメン州では教育内容をどのように短縮するか、各教師の判断にまかされていたが、ニーダーザクセン州のギムナジウムおよび実科学校では、各教科ごとに不可欠な教育内容を精選した短期学年用学習指導要領が州文部省により

表18b 基礎・基幹学校の学年(ヘッセン州)

学 年	卒 業 時 期	当該年度卒業生の修業年限
66. 4 / 1 ~ 66. 11 / 30	学年末に同じ	8年8ヶ月
66. 12 / 1 ~ 67. 7 / 31	〃	8年4ヶ月
67. 8 / 1 ~ 68. 7 / 31	〃	〃
68. 8 / 1 ~ 69. 7 / 31	〃	〃
69. 8 / 1 ~ 70. 7 / 31	〃	〃
70. 8 / 1 ~ 71. 7 / 31	〃	〃
71. 8 / 1 ~ 72. 7 / 31	〃	〃
72. 8 / 1 ~ 73. 7 / 31	〃	〃
73. 8 / 1 ~ 74. 7 / 31	〃	〃
74. 8 / 1 ~ 75. 7 / 31	〃	8年8ヶ月
75. 8 / 1 ~ 76. 7 / 31	〃	9年

<出典> 参考文献 2) より作成

作成された。

表18c 基礎・基幹学校の学年（ノルトライン・ヴェスト
ファーレン州）

学 年	卒 業 時 期	当該年度卒業生の修業年限
66. 4 / 1 ~ 66. 11 / 30	学年末に同じ	修学義務延長のため卒業生なし
66. 12 / 1 ~ 67. 7 / 31	"	8年4ヶ月
67. 8 / 1 ~ 68. 7 / 31	"	"
68. 8 / 1 ~ 69. 7 / 31	"	"
69. 8 / 1 ~ 70. 7 / 31	"	"
70. 8 / 1 ~ 71. 7 / 31	"	"
71. 8 / 1 ~ 72. 7 / 31	"	"
72. 8 / 1 ~ 73. 7 / 31	"	"
73. 8 / 1 ~ 74. 7 / 31	"	"
74. 8 / 1 ~ 75. 7 / 31	"	8年8ヶ月
75. 8 / 1 ~ 76. 7 / 31	"	9年

<出典> 参考文献 2) より作成

<参考文献>

- 1) Schuljahresbeginn-Frühjahr oder Herbst?, Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland, 1962.
- 2) Zur Schuljahresumstellung, Ständige Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland, 1967.

2 韓国における学年始期の変遷

(1) 米軍統治下（1945～1948）の学年暦

韓国の学年暦は、解放（1945年8月15日）後、三度大きな変更がなされ、今日に至っている。しかしいずれの改革においても変わらなかったのは、2学期制の原則であり、国民学校から大学にいたるまで、すべての学校段階で2学期制がとられている。従って、韓国における学年暦改革の焦

点は、学年の始期を何月に設定するかであった。

日本統治下朝鮮の学年暦は、4月1日に始まり3月末日に終るのを常とし、3学期制が一般的⁹⁾であった。日本統治から解放され、米軍統治下に入った朝鮮では、1945年11月に発足した教育審議会が教育の基本方針に関して検討を重ね、1946年3月にその骨格が固まった。その際、学年暦については、教育審議会・教育制度分科会において検討され、1) 2学期制の採用、2) 学年の始期は9月、すなわち、1学期・9月～翌年2月、2学期・3月～8月、という原則が決定された。このような決定にいたる過程については、この時期が解放直後の混乱期であり、かつ米軍政下であったということも手伝って、公式の記録文書がほとんど残っていない。しかし関係者の証言や年史誌類⁹⁾から、次のような理由が考えられる。

- 1) 当時の雰囲気として、いわゆる「日本的」なるものへの全面的な拒否反応があった。
 - 2) 解放の焦点が8月15日であり、朝鮮人自らの手で新しい教育を開始した時期が、たまたま9月であった。
 - 3) 教育の基本方針を決定した教育審議会の委員の中には、アメリカ留学経験者も多く、アメリカ式の9月入学を主張する者が多かった。統治者としての米軍政当局も、これを自然な形として受け入れた。
- (2) 大韓民国成立後（第一共和国、1948～1960）の学年暦

3年間の米軍統治が終り1948年に独立した韓国では、新憲法により「教育制度は法律が定める。」こととなったため、基本学制をはじめ学年暦についても、「教育法」制定議会（立法府）において審議がなされた。教育法は1949年12月31日、法律第86号として成立し、その中で学年暦については、学年の始期をこれまでの9月から4月に変更し、1学期（4～9月）、2学期（10月～翌年3月）とした。

議会（立法府）における「学年暦（この時期の会計年度は4月～3月であった。）」に関する審議経過⁹⁾をみると、当時の安浩相文教部長官は、従

来どおりの9月入学を主張したが、かなりの議員が、1) 入学時の気候としては4月が適当、2) 予算執行上からも4月が適当⁴⁾、と強く主張した。なお、その他に4月入学にすればアメリカなどへの留学の準備のためにも時間的な余裕があって好都合である、という意見を述べる人もいた⁵⁾。

その後、学年の始期を4月から3月に修正する案も出されたが、結局原案どおり4月開始となった。但し、教育法が成立した翌年(1950年)に限っては、学年暦の移行に伴う臨時措置として、6月学期開始となった⁶⁾。しかし実際には、その年の6月後半に勃発した朝鮮戦争により学校は混乱し、新しい学年暦が正常に機能するようになったのは、戦争終結後の1953年度からであった。以後、この学年暦は、李承晩政権が崩壊する1960年まで続いた。

(3) 朴正熙政権下(第三・四共和国, 1961~1979)の学年暦

1960年に入り李承晩政権が崩壊し、つづいて朴正熙による軍事革命が起った。新政権は1961年8月7日、教育法の改正を行い、学年暦についても、前政権時代の4月入学を3月入学に切り替えた⁷⁾。したがって、1学期・3月~8月、2学期・9月~翌年2月と変更されたのである。

変更の理由については、軍政革命政権下のことでもあり、公式文書は残っていないが、当時この問題に関わった関係者からの聞き取りによれば⁸⁾、次のような理由であったといわれる。

- 1) すでに1950年代末期から、文教部内でも学年暦の変更を検討しており、特別措置の形で3月新学期制を一部の私立大学(附属国民学校および中学校)で試験的に2年間実施していた。
- 2) 従来の4月新学期だと、1学期の途中で長い夏休みが入りバランスが悪く、年間の気候条件の上からも、必ずしも適当ではなかった。
- 3) 当時、軍事革命政権は、「改革」と名のつくものは何でもやってみようという意欲があった。学年暦の変更もその一環として実施に移された。

雨来20年以上、この3月を学年始めとする学年暦が定着して、今日に至っている。なお、韓国の会計年度⁹⁾は1月~12月であり学年暦と異なっているが、特にそのことで問題は起っていない。

(4) 最近の動向

1985年3月、大統領直属の教育改革審議会が設置され、21世紀にむけて教育改革に取り組んでいるが、1986年7月に出された「第一次総合報告書」においては、特に学年暦を改めるといった問題提起は見当たらない。

ただ最近、大学教育の分野では、現行の2学期制の骨格は堅持しながらも、より柔軟な学期運営をすべきだという提案がなされている¹⁰⁾。すでに文教当局も、大学の学期運営については、その弾力化に肯定的な反応を示しているといわれている。大学教育協議会で検討されている改革案としては、3月第1週から始まる現行の第1学期を1週間早めて、2月第4週から始める等が有力である。これにより夏期休暇が12週間とれることになり、この間の夏期学期(サマー・スクール)の運営の充実が図れ、かつ1学期と2学期の授業時数の不均衡も是正することができるといわれている。その場合、第2学期は従来どおりの9月第1週から12月第3週までの計16週である。

<注>

- 1) 初等教育(普通学校)から専門学校までは3学期制であったが、大学(京城帝国大学)だけは2学期制であった。大学の場合、第1学期(4月1日~10月15日)、第2学期(10月16日~翌年3月31日)であった。『京城帝国大学一覽』昭和17年版による。
- 2) 『韓国教育10年史』1960年。
- 3) 姜仁寿『韓国制憲国会 教育法制定過程研究』1982年12月2日、8頁。
- 4) 当時の会計年度は4月~翌年3月であった。『韓国国会十年誌』1985年による。
- 5) 梨花女子大学教授・朴俊熙氏からの聴取(1986年12月)。
- 6) 『서울(ソウル)特別市』1965年843頁。

- 7) 同上書, 888頁。
- 8) 梨花女子大学教授・康宇哲氏からの聴取 (1986年7月)。
- 9) 「予算会計法」第2条。
- 10) 崔熙浩「学期制調整案 基本方向」、『大学教育』1983年(Vol.5) 13~17頁。

3 中華人民共和国における学年始期の変遷

(1) 清朝末の学年始期

中国において近代的教育制度が成立したのは、清朝末である。1902年、張百熙らが日本の学制を模倣して起草した『欽定学堂章程』では、毎年「正月20日から小暑までを第一学期とする。立秋後6日から12月15日を第2学期とする。」¹⁾と定められた。1年後(1903)、張之洞らによって、この章程は、蒙学堂(幼児教育機関)から通儒院(大学院に相当する)までの三段七級の学校制度を包括した、前回よりも数段、整備充実された『奏定学堂章程』に改められるが、学年始期は依然1月20日(旧暦)とされていた。

その後1906年、夏期の非効率解消という理由から夏期休暇の日数増、冬期休暇の日数減という改定が行われ、その結果、学年始期は1月16日に定められた。

(2) 中華民国期の学年始期

1912年1月1日、孫文による革命は成功し、南京に臨時政府が建てられ中華民国が成立した。早くもその1月7日に成立をみた教育部は、『普通教育暫行弁法』を各省に通達し、その中で正式に学制が定められるまでの暫定処置として、3月を始期にした。

同年7月、教育部は臨時教育会議を開催し、教育に関わる当面の重要問題を討議したが、それらの案件のひとつ、「各学校学年、学期及休業日之規定案」の中で、学年始期についても検討がなされた。この経過は当時の「臨時教育会議日記」にみることができるが、学年始期については以下の

ような内容の審議がされ、原案どおり議決された。

「学年の始期は、寒すぎず暑すぎない時期と考えれば、4月1日が最良である。しかし、参議院の会計年度は7月1日に定められることとなり、また学校財政は国家や地方の財政との関係が密接である。そこでやむを得ず、8月1日を学年始期にすることを決議した。」

この臨時教育会議において審議・議決された案件は、同年9月から順次、正式に公布されたが、学年始期についても9月3日の『学校学年学級及休学日期規程』の中で、正式に8月1日を学年始期とすることが明記された。

中華民国が成立してから、旧暦を廃止して西暦を採用し、学校暦も西暦を基準として定められた。1学年は3学期に区分され、学年始期は8月1日とされた²⁾。1920年より、1学年は2学期に改められるが、その始期は依然として8月1日とされた。たとえば、『小学暫行条例』、『中学暫行条例』(1927)、『華僑小学暫行条例』(1927)などでは、いずれも「…毎年の8月1日を学年の始期とし、翌年の7月31日を学年の終りとする。1学年は2学期に区分し、8月1日から1月31日を第1学期に、2月1日から7月31日を第2学期とする」と定められていた³⁾。ただ、第1学期の授業開始については、地方により、また学校段階や時期によって異なり、8月下旬から9月上旬の間での変動が許された。

(3) 中華人民共和国成立後の学年始期

1949年10月1日、中華人民共和国が成立、長期間にわたる戦争・内乱による混乱も未だおさまらぬ中、学校制度の整備は少しずつ進められた。

建国初期においては、学年始期も春季と秋季の両方があって一定していなかった。しかし、多くの地域では春季(3月)始期が原則とされていたようである。たとえば1949年6月公布の『華北区小学教育暫行実施弁法』には、「小学は春季始業をもって原則」とするとの記述があり、また同年11月の東北区における規定にも3月1日をもって始業とするとの内容があ

る。

1950年、教育部が發布した高等教育機関の学校暦では「1学年を2学期に分け、8月1日から翌年の1月末までを第一学期に、2月1日から7月末までを第2学期にする」とした。1952年3月の『小学暫行規則』では「小学校は秋季始業を実施する。現在春期始業を実施している地区は漸次秋季始業に改めるべきである」とし、『中学暫行規則』においても同じ規程が定められた⁴⁾。こうして、1953年から一律に秋季始業が実施された。

1954年からは高等教育機関の学年始期は9月1日とされた。1958年には、全国統一の学校暦が廃止され、各地方、各学校が、全国統一された生徒募集時期を基準として、自由裁量で学校暦を制定することになった。

その後、文化大革命期(1966~1976)には一部の地域で春季始業が試験的に行われたが、一般化されるには至らず、文革終了後の1978年からは、教育部の『全日制十年制小中学校教学計画』の規定により、秋季始業に固定され、現在に至っている。

現在、中国では秋季始業が定着しているが、その理由については明確な資料がみあたらない。ただ、『小中学校教学原理』によれば、一つは季節、気候的特徴に適應することを、もう一つは入学、進級、卒業などに便利をもたらすことをねらいとしている。また、「1学年を2学期に分け、学年と学年との間に夏休みを設け、学期と学期との間に冬休みを設ける」必要もここにあると説明されている⁵⁾。したがって、国土の広さ、気候の違いを考慮して、学年の始期を基本的に守りながら、夏、冬季休暇などを含めた学校暦は、学校がその地方の情況に応じて調整することができるという柔軟性を持っている。そのほか、計画経済体制に即応した教育を営むには教育制度と会計年度との関連も考慮されていると思われる。

<注>

- 1) 陳宝泉『中国近代学制変遷史』北京中華書局、1928年、40頁。
- 2) 周予同著『中国学校制度』商務印書館、1934年、140頁。
- 3) 祭芹香著『中国学制史』世界書局、1934年、253—278頁。
- 4) 文部省調査局監修『中華人民共和國教育法令』桜書房、1956年、52頁、73頁。
- 5) 劉開由、王光宇編『中小学校教学原理』知識出版社、1984年、24頁。

4 スイスにおける学年始期変更の計画

(1) 学年始期の現状

スイスは、現在26の州(準州を含む)から構成されている連邦国家であり、各州は主権を有する共和政体で、「連邦憲法により制限を受けない限り存在し、各州は連邦に委託していないあらゆる権限を行使する」(連邦憲法第3条)と規定されている。たとえば、教育に関しても1848年以来「初等教育の組織・運営および監督は各州の権限内にある」(連邦憲法第27条)と明記されている。このため、学年始期も各州の定めるところとなっており、表19に示すとおり、1986年現在26の州のうち、13州が4月を学

表19 州別学年始期区分表(1986年現在)

4月学年始期の州	8月学年始期の州
チューリヒ	ルツェルン
ベルン	ウーリ
シュビツ	オップバルデン
グラルス	ニットバルデン
ゾロトゥールン	ツーク
バーゼル・シュタット	フライブルク
バーゼルラント	グラウビュンデン
シャッフハウゼン	テッセン
アッペンツェルA R	バート
アッペンツェルI R	バリス
サン・ガレン	ノイエンプルク
アールガウ	ジュネーブ
テュルゴウ	ユーラ

年始期としており、残りの13州は8月を学年始期としている。

(2) 各州の学年始期統一への取り組み

スイスでは、連邦制を採用している多くの国々と同じく、各州が固有の学校法を有しているため、学年始期が国家的に統一されていないという問題のみならず、多くの問題を抱えてきたが、それを克服する取り組みもこの25年の間に徐々に進展してきた。

学年始期に関していえば、1967年に各州の学校法を調整するために開かれた各州文部大臣会議（EGK）において、既に秋季に統一するかどうかという問題が提出されていた。この会議の結果、1970年に教育に関する州間協定（Das Schulkoordinationskonkordat）が決議され、義務教育開始年齢や、義務教育年限の州間の統一などの問題とともに、すべての州で学年始期を秋季（8月15日から10月15日までの間）とすることが決定された。この州間協定に従って、ノイエンブルク、バード、ツークの3州は学年始期を春季から秋季に移行させた。また、アベンツェルAR、アベンツェルIR、バーゼルラント、グラルス、サン・ガレンおよびゾロトゥールンの6州も、この決定に賛意を表明していた。

しかし、この決定は各州にとって勸告以上の意味を持つものではなかった。最も大きな州の一つであるチューリヒでは、州民投票によって春季を学年始期として堅持していくことが決められたし、表19に示してあるように、依然としてベルンなどを含む13州は、この協定に従わず、春季（4月）を学年始期としていた。なお、チューリヒおよびベルン両州では、1982年6月6日に再び学年始期を秋季に移行させる議案が提出され、州民投票でその是非が問われたが、いずれの州でもこの議案は否決された。

このためスイス国民にとっては、秋季を学年始期としている州と春季を学年始期としている州間を移動する場合に、多大な困難を抱えるという状況は、州間協定以前と何れも変りなかった。つまり、学年始期の統一は今日まで大きな課題として残されたままであった。

(3) 学年始期統一の決定

州間協定による統一が失敗に終わった後も、ツーク、シュビッツおよびルツェルンなどの州を中心に州間の調整が進められ、引き続き学年始期の統一を目指す取り組みが続けられた。学年始期統一への取り組みが大きな進展を迎えたのは、12の州で大きな勢力を保持している自由民主党を中心にして、1981年2月23日に国民のイニシアチブによって「すべての州の学年始期を調整するための」国民委員会が設立され、1981年2月23日に国民請願書を提出したことを契機とする。この国民委員会は、1983年8月17日にも学年始期をすべての州で統一することを求めた国民請願書や、その是非を問うための国民投票を行うことを求める意見を出した。その結果、国民の間に学年始期の統一への関心が次第に高まっていった。

そこで、1985年9月22日に学年始期統一の是非を問う国民投票が行われ、表20に示すように、賛成98万4,822票、反対68万7,947票（投票率41.0%）という結果に基づいて、すべての州で学年始期を1988年から1989年にかけて秋季に統一することが決定された。しかし、現在、春季を学年始期としている州の中には、秋季入学に統一することに反対する者が多数を占める州が多くみられる。だが、国全体としては、秋季統一の賛成が、反対をおよそ30万票ほど上回り、58.9%を占めている。

(4) 学年始期統一の是非論

① 州間の調整の問題

「すべての州の学年始期を調整するための」国民委員会の資料によると、学年始期統一をめぐる次のような是非論が展開されていた。

13州が学年を4月に始め、残りの13州が8月を学年始期としている状況では、州をまたがって転校する児童・生徒にとって問題があり、その解決は、広く国民が願っていることであり、そのためにも学年始期を秋季に統一しなければならない、という意見があった。

この意見に対しては、言語を異にする州をまたがって転校したり、進

表20 学年始期統一についての国民投票結果

州名	賛成 人(%)	反対 人(%)
チューリヒ*	155709(45.3)	188049(54.7)
ベルン*	99623(39.0)	156070(61.0)
ルツェルン	83425(91.2)	8075(8.8)
ウリ	8328(90.8)	846(9.2)
シュビツ*	17334(64.9)	9377(35.1)
オップバルデン	6141(91.1)	598(8.9)
ニットバルデン	8649(92.6)	696(7.4)
グラルス*	3472(36.0)	6178(64.0)
ツーク	23799(91.2)	2299(8.8)
フライブルク	35324(89.8)	4008(10.2)
ゾルトウーレン*	42130(55.7)	33470(44.3)
バーゼルシュタット*	32860(63.6)	18813(36.4)
バーゼルラント*	46394(69.3)	20543(30.7)
シャッフハウゼン*	12514(40.2)	18642(59.8)
アッペンツェルAR*	7185(49.7)	7276(50.3)
アッペンツェルIR*	1398(41.3)	1983(58.7)
サン・ガレン*	55763(54.0)	47548(46.0)
グラウビュンデン	37620(90.6)	3905(9.4)
アールガウ*	52600(39.6)	80303(60.4)
テュルゴウ*	19636(35.8)	35279(64.2)
テッセン	40253(80.5)	9754(19.5)
バート	76198(82.6)	16007(17.4)
バリス	36282(80.3)	8885(19.7)
ノイエンプルク	27680(93.1)	2045(6.9)
ジュネーブ	43815(87.5)	6267(12.5)
ユーラ	10690(91.0)	1056(9.0)
全国	984822(58.9)	687974(41.1)

(注：*印のある州は、現在4月を学年始期としている州である)

学したりする場合、半年くらいのズレが有るほうが、他の学校に慣れるのに良いという意見が出された。

② 連邦の権限の問題

次に、連邦の権限の問題についての是非論がある。学年始期統一への反対論として、小さな州は大きな州の意見に従わされたり、連邦政府の権限がこれを機に拡大され、各州の教育に関する主権を侵す恐れがある、という意見があった。それに対しては、各州間の学校制度の相違が問題を生じる場合には、連邦政府がその調整を行うべきであり、かりに連邦政府が各州の権限を侵す恐れがあるとすれば、そうならないように、学年始期の調整にのみ連邦の権限を限定するなどの措置をとれば良い、という意見が出された。

③ 国際交流

さらに、国際交流の観点からの是非論があった。「現在、発展途上国以外の国で秋季を学年始期としていないのは、日本とリヒテンシュタインのみであって」、国際交流上の観点から言っても学年を秋季（8月始期）に統一すべきである、という意見があった。それに対して、スイスの伝統を維持するためには、学年始期を無理に諸外国に合わせる必要はなく、現在でも国際交流は問題なく行われている、という反対論があった。

④ 教育的意義の有無

また、秋季への学年始期の統一の教育的意義についての是非論があった。つまり、「秋季学年始期制に統一することは、教育的配慮によるものではない」という反対論が出された。それに対して、秋季学年始期統一賛成の立場からは、「秋季学年始期は、教育的観点から問題提起されたものではなく、すぐれて国家政策的なものである」としながらも、次のような教育上の利点が期待される、という意見が出された。

第1に、秋季学年始期となれば、教員が次学年の準備を十分行え、第

2に、生徒にとっても、たとえば生物、植物、動物学などのような教科の学習に関して、秋から冬にかけて理論的な学習を十分行い、春になって自然の成長に合わせて観察をさせることによって、内容を理解させ、学習効果を高めることができる。第3に、イースターの期間が一定していないため、春季学年始期の場合の実際の始業の時期が一定しないという問題も、秋季学年始期にすれば解決される、という意見が出された。

なお、これに対する反論としては、春季学年始期でも教員の研修は十分行ってきたこと、授業や教育内容に関して春季学年始期であっても別段問題は生じていないこと、秋季学年始期に変更すると春季学年始期の持つ学業＝休業＝学業のリズムが変り、教育的に望ましくない、という意見が出された。

⑤ 経費の問題

最後に、経費をめぐる是非論があった。まず、反対の立場から移行のために約2億5千万スイスフランが必要とされるが、国民経済や、教育的にその意味があるのか、という意見が出された。それに対して、賛成の立場から、生徒や教師にとって意味があり、国際的視点からも意義があるとすれば、決して高くはない、という反論がなされた。

(5) 移行方式

すべての州において学年始期を8月に統一することが決定され、現在そのための移行方式が検討されている。たとえば、シャフハウゼン、シュビッツ、ゾルトゥールン、ベルン、サン・ガレン州などで検討されている移行方式についてみると、次のとおりである。

移行方式についてみると、学年延長による一斉移行方式が検討されている。つまり、1988年4月から1989年3月の学年の終了を、1989年7月まで延期し、1989年の8月から新学年制に移行する方式である。延長される学年については、夏季休業、冬季休業等の休みを延長したり、増加する授業週（3～5週）を教育的に有意義に活用したり、さらに必要があれば、法

制上の臨時措置を設けたりすることによって、対応するという。たとえば、ゾルトゥールン州では、冬休みを2週間、春休みを2週間、夏休みを5週間、秋休みを3週間、クリスマスの期間の休みを1週間とする案、5月から8月初めまでを長期休業とする案などが検討されている。なお、学年の延長に伴って、試験期日のおよそ4カ月間の延期、教材数の増加、教職員の給料支払期間と在職期間の延長による年金の問題（年金付き退職者数の増加）等の問題についても弾力的に対応することが検討されている。

また、小学校の新入生の受け入れについては、次の方法が検討されている。現在4月入学を行っている州では、1月から12月に満6歳に達した児童を4月に入学させているが、新学年制ではそれを5月から4月までに満6歳に達した児童を入学させる制度に変更し、1989年8月に新学年制に移行する。そのために、たとえばベルン州では次のような受け入れ方式が検討されている。

その1は、延長学年となる1988年度（4月～翌7月）については、1988年4月に、1987年1月から12月に満6歳に達する児童を入学させ、新学年制となる1989年の8月に、1988年1月から12月に満6歳に達する児童に加えて、1989年1月から4月に満6歳に達する児童を入学させる、いわゆる1.4倍入学方式である。

その2は、いわゆる漸次入学方式である。延長学年となる1988年度は現行どおり、1987年1月から12月に満6歳に達する児童を1988年4月に入学させ、移行年の1989年の8月には1988年1月から翌1989年1月31日に満6歳に達する児童（13カ月分）を入学させ、1990年8月には1989年2月から1990年2月末日に満6歳に達する児童（13カ月分）を受け入れる。以降同じように漸次受け入れ、4年かけて新学年制への移行を完了する方式である。

なお、移行年の1989年の8月に1988年1月から1989年2月末までに満6

歳に達する児童（14カ月分）を入学させ、翌1990年8月に1989年3月から1990年4月末日に満6歳に達する児童（14カ月分）を受け入れ、2年で移行を完了する方式も検討されている。

(6) 移行費用の試算

1988年度を延長学年度とし、1989年8月に1.4倍の新入生を受け入れる移行方式に要する費用（主として人件費）は、チューリヒとベルンの2州だけでも約1億スイスフランと試算されているし、また、1971年の時点で試算された全体の移行経費に物価上昇分をかけて推計される費用は、約2億5千万スイスフランになるといわれている。

<参考文献>

- 1) Schweizerisches Aktionskomitee für einen einheitlichen Schuljahresbeginn, Über die Volksabstimmung „für die Koordination des Schuljahresbeginns in allen Kantonen,“ 1985.
- 2) Bernhard Peter, Schulkoordination, Schuljahresbeginn, Dokumentation und Argumentarium, 1984.
- 3) Amtl. Schulblatt Kt. Bern, Deutschsprachiger Teil, 1986.
- 4) Erziehungsdepartement des Kantons St. Gallen, Verschiebung des Schuljahresbeginns auf den Spätsommer, 1986.
- 5) Grösser Rat des Kantons Schaffhausen, Bericht und Antrag des Regierungsrates Betreffend die Einführung des Spätsommerschulbeginns, 1986.
- 6) Kantonrat von Solothurn, Verlegung des Schuljahrbeginns auf den Spätsommer, 1986.
- 7) Amtl. Schulblatt Kt. Bern, Spätsommerschulbeginn im Jahr 1989, 1986.
- 8) Erziehungsrat des Kantons St. Gallen, Aus den Verhandlungen des Erziehungsrates von 30 Juni 1986, 1986.
- 9) Erziehungsrat des Kantons Schwyz, Umstellung auf den Spätsommerschulbeginn, 1985.

附1 秋季入学に関する研究調査実施計画書

秋季入学に関する研究調査実施要領に基づく実施計画を、次のとおりとする。

1 研究調査事項

(1) 国内調査事項

- ① 入学時期の変遷状況
 - ② 春・秋入学による児童・生徒等の心身への影響
 - ③ 学年の始期・終期および学校の年間教育計画との関係
 - ④ 夏休みの位置づけと利用
 - ア 学校教育の効率性
 - イ 学校と家庭、地域との分担（社会教育、社会体育、社会活動、非行）
 - ウ 新学年への準備、教員人事等の余裕期間
 - ⑤ 入試との関係
 - 入試に与える影響、中・高3年次への影響、気候条件等
 - ⑥ 会計年度と学年
 - ⑦ 国際交流上の問題（留学生、研究者、帰国子女等）
 - ⑧ 就職上の問題（民間、公務員、公務員停年制、教員）
 - ⑨ 移行方法（一斉、学年進行、月別進行）
 - ⑩ 国民の学校暦観
- #### (2) 諸外国調査事項
- ① 諸外国の入学時期の現状
 - ② 諸外国の現行入学時期の設定理由（気候、国の行事、宗教との関連）と評価

- ③ 諸外国において過去に入学時期の変更があった場合、その理由と変更過渡期における対応状況
- ④ 秋季入学による教育上の効果と問題点（特に夏休みの位置づけと利用）

2 研究調査方法

- ① 研究企画会議（第1回）を開催し、研究者全員で研究の分担を決めるとともに、各研究調査事項についての詳細な内容および研究方法について、ならびに研究調査の実施過程で予想される問題点について検討する。
- ② 国内研究調査については、各研究分担者が、それぞれの分担事項について、文献資料による調査、面接による意見調査、あるいは理論的研究などの方法により研究調査を実施する。
- ③ 諸外国の研究調査については、各国の文献資料を収集分析するとともに、国際比較調査（質問紙を中心とする）を実施する。
- ④ 研究企画会議（第2回、3回）を開催し、9月中旬に、研究調査結果の中間報告書を作成し、一部提出する。
- ⑤ さらに研究調査を遂行し、研究企画会議（第4回、5回）を開催し、研究結果を検討し、国内調査および諸外国調査の研究調査結果の総合的、全体的なとりまとめ方について検討する。
- ⑥ 研究調査結果は、400字詰原稿用紙250枚にとりまとめ、報告書として一部提出する。

3 研究調査日程

- ① 期 間 昭和61年6月20日から昭和61年12月31日
- ② 日 程 別添 日程表のとおり

附2 秋季入学研究会研究調査員

代表者 沖原 豊（広島大学長）

分担者 三好 信浩（広島大学教育学部教授）
清水 凡生（広島大学教育学部教授）
祐宗 省三（広島大学教育学部教授、附属幼年教育研究施設長）
片岡 徳雄（広島大学教育学部教授）
畑 博行（広島大学法学部教授、大学教育研究センター長）
二宮 皓（広島大学教育学部助教授）
馬越 徹（名古屋大学教育学部助教授）
田崎 徳友（福岡教育大学助教授）
荒木慎一郎（九州造形短期大学講師）
佐々木智三（広島県教育委員会教育部次長）
藤川 侃二（三田高校校長、全国高等学校体育連盟理事長）
伊藤 一郎（昭和学院理事長、日本私立中・高連盟副会長）
鮎沢 揚子（上智大学学事部四課長）
菊地 正（三菱電気人事部組織配置グループマネジャー）